

平成27年度

理学部

学生便覧



広島大学

広島大学の理念

- 平和を希求する精神
- 新たなる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

広島大学理学部の理念・目標

自然の真理解明のための基礎的知識，基礎的手法・技術，論理的な思考など，自然科学に関する教育を行う。

(理念)

- 自然界に働く普遍的な法則や基本原理の解明に向けて，純粋科学の教育研究を推進する。
- 未来を切り開く新たな知を創造・発展させ，これを継承する。
- 教育研究成果を通して社会に貢献する。

(目標)

- 自然科学の基礎を十分に修得させる。
- 真理探究への鋭い感性と総合的判断力を培う。
- 研究者・技術者・教育者として社会で活躍する人材を育成する。

広島大学学期区分

期	期 間	区 分
前 期	4月 1日 ~ 4月 7日	春季休業
	4月 8日 ~ 8月 10日	授業
	8月 11日 ~ 9月 30日	夏季休業
後 期	10月 1日 ~ 12月 25日	授業
	11月 5日	創立記念日
	12月 26日 ~ 1月 5日	冬季休業
	1月 6日 ~ 2月 15日	授業
	2月 16日 ~ 3月 31日	学年末休業

(注) 上記記載内容は広島大学通則に基づく期間であり、授業スケジュールとは異なる場合があります。
授業スケジュールについては、各年度の学年暦（授業スケジュール）で確認してください。

授業時間

時 限	時 間
1	8:45 ~ 9:30
2	9:30 ~ 10:15
3	10:30 ~ 11:15
4	11:15 ~ 12:00
5	12:50 ~ 13:35
6	13:35 ~ 14:20
7	14:35 ~ 15:20
8	15:20 ~ 16:05
9	16:20 ~ 17:05
10	17:05 ~ 17:50

9 (※)	16:20 ~ 17:05
10 (※)	17:10 ~ 17:55

(※) を付した時限は、45分授業を実施する場合の時限を示します。

- 1 平成 27 年度入学生は、卒業するまでこの「学生便覧」に従って履修等を行うので、大切に扱ってください。また、所属プログラムの履修要領をよく理解して、**履修登録単位数の上限**に注意しながら各自の年間履修計画を立ててください。
- 2 大事な伝達・連絡等は「My もみじ」に掲示、又はピロティ横、各学科掲示板を利用して行いますので、1日に1度は必ず「My もみじ」等を確認してください。確認しなかった場合、思いもかけぬ不利益を生じる場合がありますので注意してください。

目 次

- 広島大学の理念，広島大学理学部の理念・目標
- 広島大学学期区分・授業時間・学生便覧等について

I 到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS^{ハイプロスペクツ}®」について……………ハイプロ

II 教養教育について……………教養

III 専門教育について

- ・ 学生への連絡・通知等について…………… 1
- ・ 履修について…………… 2
- ・ 「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」
による履修（早期履修）制度について…………… 2
- ・ 成績について…………… 3
- ・ 各学科のチューター…………… 3
- ・ 平成27年度各学科長…………… 4
- ・ 緊急時の連絡先…………… 4
- ・ 平成27年度理学部共通授業科目履修表…………… 5
- ・ 数学プログラム履修要領・履修表…………… 6
- ・ 物理学プログラム履修要領・履修表…………… 10
- ・ 化学プログラム履修要領・履修表…………… 14
- ・ 生物学プログラム履修要領・履修表…………… 18
- ・ 地球惑星システム学プログラム履修要領・履修表…………… 22

IV 資格取得について

- ・ 教育職員免許状の取得について…………… 27
- ・ 学芸員となる資格について…………… 54
- ・ 測量士及び測量士補について…………… 54
- ・ 毒物劇物取扱責任者について…………… 56
- ・ 危険物取扱者（甲種）について…………… 56

学芸員となる資格の取得については、ハイプロのページも参照してください。

V 諸規則

- ・ 広島大学通則…………… 57
- ・ 広島大学理学部細則…………… 75
- ・ 広島大学理学部における授業科目の履修登録単位数の
上限に関する申合せ…………… 113
- ・ 広島大学理学部における早期卒業認定に関する申合せ…………… 116
- ・ 放送大学との単位互換について…………… 118
- ・ 広島大学理学部における研究生の研究期間及び
願い出期限の特例に関する申合せ…………… 118
- ・ 広島大学理学部における外国人留学生の授業科目履修上の
特例に関する申合せ…………… 119
- ・ 広島大学学生交流規則…………… 120
- ・ 広島大学学位規則…………… 124
- ・ 広島大学授業料等免除及び猶予規則…………… 131
- ・ 広島大学長期履修の取扱いに関する細則…………… 135
- ・ 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則…………… 137

・ 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	142
・ 広島大学転学部の取扱いに関する細則	147
・ 広島大学科目等履修生規則	149
・ 広島大学学生表彰規則	152
・ 広島大学学生懲戒指針	154
・ 広島大学学生懲戒指針の運用について（申合せ）	159
・ 広島大学学生生活に関する規則	161
・ 広島大学学生証取扱細則	163
・ 広島大学ピア・サポート・ルーム規則	165
・ 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	167
・ 身体等に障害のある学生に対する試験等における 特別措置について（申合せ）	169
・ 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	173
・ 期末試験等における不正行為の取扱いについて	174
・ 広島大学研究生規則	175
・ 広島大学外国人研究生規則	178
・ 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	181
・ 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	184
・ 学業に関する評価の取扱いについて	198
・ 気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の 場合における授業等の取扱いについて	200

VI その他

・ 広島大学大学院理学研究科・広島大学理学部関係の沿革	201
・ 理学研究科・理学部建物配置図	205
・ 研究棟・講義管理棟平面図	206
・ 附属臨海実験所位置及び平面図	215
・ 附属宮島自然植物実験所位置及び平面図	216
・ 附属両生類研究施設平面図	217
・ 附属植物遺伝子保管実験施設平面図	218
・ 植物管理棟平面図	219
・ 学術標本共同資料館平面図	220
・ 放射光科学研究センター平面図	221
・ 自然科学研究支援開発センター 物質科学機器分析部平面図	222
・ 自然科学研究支援開発センター アイソトープ総合部門平面図	223
・ 大学院先端物質科学研究科平面図（物理科学科関係教員部分のみ掲載）	224
・ 大学院総合科学研究科平面図（数学科関係教員部分のみ掲載）	228

Ⅲ 専門教育について

○学生への連絡・通知等について

大学から学生のみなさんへの伝達事項は、「Myもみじ」に掲示しますので、一日一度は必ず「Myもみじ」にログインして確認するよう心掛けてください。

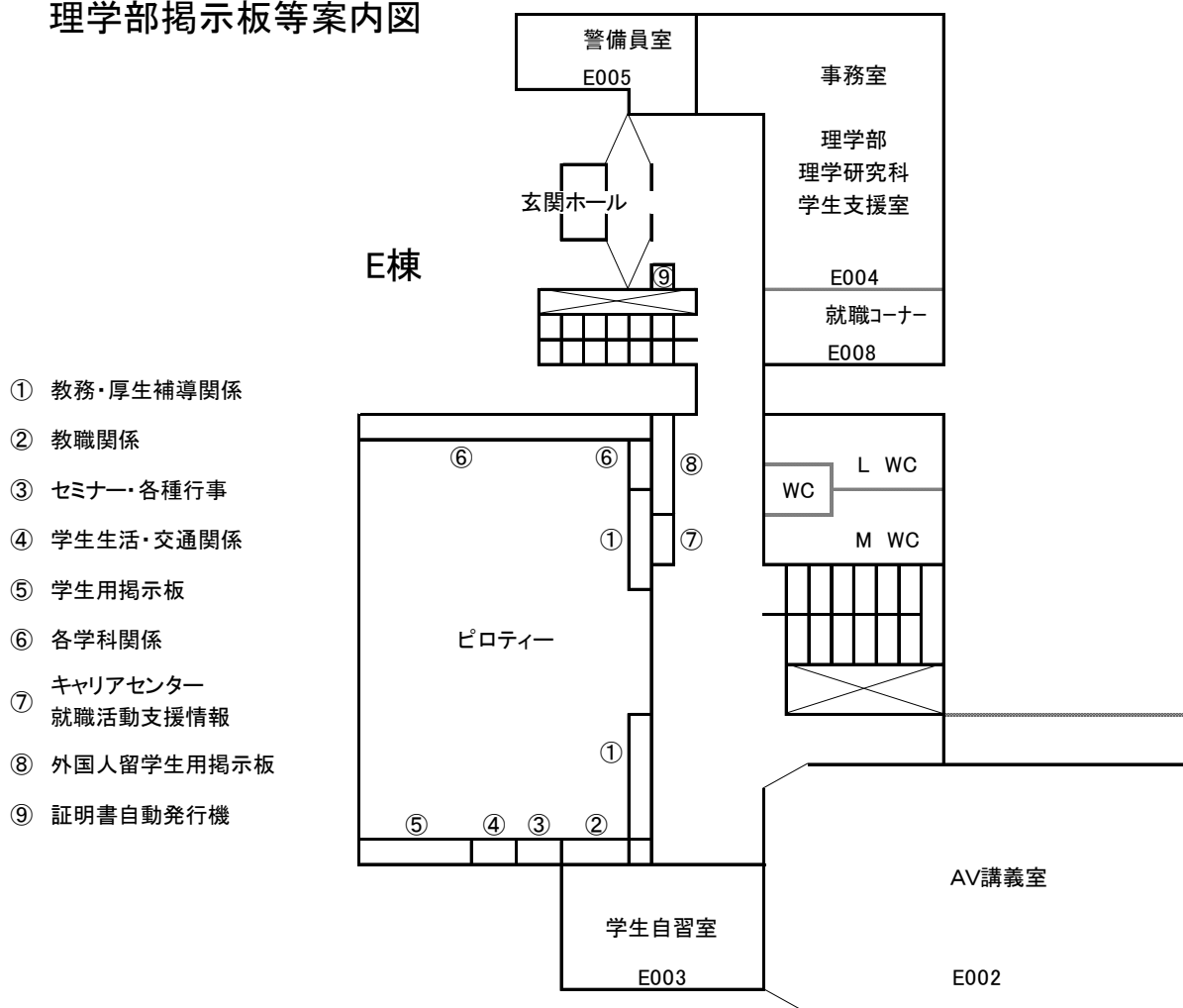
ただし、以下のいずれかに該当する場合は、各学部の掲示板にも掲示されます。

また、重要な事項につきましても同様に掲示します(以下の掲示板等案内図 参照)。

- 1 履修登録期間中の掲示(カリキュラム変更, 時間割, 時間割変更, 履修手続など)
- 2 ポスターおよびチラシなどの掲示物
- 3 授業料納入告知・納入催促, 学生定期健康診断などのお知らせ
- 4 新入生や編入生に対する掲示→4月末日まで

なお、学科等からの連絡事項については、各学科の掲示板にも掲示されるので注意してください。

理学部掲示板等案内図



○履修について

授業科目の履修については、この『平成 27 年度 学生便覧(広島大学理学部)』の他に、以下のデータや掲示物、冊子等を参照してください。

【全体】

★「My もみじ」(学生情報の森 もみじ)のシラバス検索・掲示等

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>

★各学部・学科の掲示板

【教養教育科目】

★『平成 27 年度 教養教育科目 授業時間割』

【専門教育科目】

★『履修の手引(平成 27 年度) 広島大学理学部』

○「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」による履修(早期履修)制度について

【早期履修制度について】

早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的として実施します。

また、修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10 単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として修了要件単位に含めることができます。

なお、平成 27 年度入学の学部生の申請手続に関するお知らせは、平成 29 年度に「My もみじ」で掲示します。

【実施予定研究科(平成 27 年 4 月現在)】

総合科学研究科，社会科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科，生物圏科学研究科，国際協力研究科

【履修資格】

- (1) 履修時に、所属する学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 履修しようとする年度の前年度(後期)までの GPA が、進学を志望する研究科(専攻)が定める値を上回る者

【早期履修に関する情報の掲載場所】

「もみじ Top」-「学びのサポート」-「学士課程」のページに掲載しています。

○成績について

- 1 専門教育科目の期末試験で不正行為を働いた場合は、「期末試験等における不正行為の取扱について」に基づき、その期に履修している専門教育科目の評価が全て「不可(D)」になるとともに、「広島大学学生懲戒指針」により厳正な措置がとられます。
教養教育科目については、本学生便覧の教養のページを参照してください。
- 2 成績発表の時期・方法等は、各学期末にピロティ掲示板及び「My もみじ」に掲示します。
- 3 専門科目の成績に疑義のある場合は、成績発表後速やかに、授業担当教員へ申し出てください。

○各学科のチューター

有意義で充実した学生生活を送るために、不明なことや困ったことが起きた場合は、以下のチューターに相談してください。チューターは、原則として卒業まで同じ教員が担当します。

※電話番号は、082-424-(内線番号)

対 象	学 科	氏 名	棟室名	内線番号
平成 27 年度 入 学 生	数 学 科	松本 眞	C707	7348
		柳原 宏和	C813	7357
	物 理 学 科	黒岩 芳弘	A101	7397
		山本 一博	A210	7369
		檜垣 浩之	先端研 408W	7030
		深澤 泰司	B205	7380
	化 学 科	水田 勉	C406	7420
		片柳 克夫	A216	7388
		久保 和幸	C419	7423
	生 物 学 科	森下 文浩	A317	7439
		山口 富美夫	A509	7451
		高瀬 稔	M213	4359
		島田 裕士	A514	7450
	地球惑星システム学科	日高 洋	A615	7464
		大川 真紀雄	A611	7465

○平成 27 年度各学科長

困ったことがあれば，学科長にも相談できます。

なお，学科長は年度ごとに交代します。

※電話番号は，082-424-(内線番号)

学 科	氏 名	棟室名	内線番号	学科事務室 棟室名：内線番号
数 学 科	川 下 美 潮	C601	7330	B709：7350
物 理 科 学 科	深 澤 泰 司	B205	7380	B208：7381
化 学 科	水 田 勉	C406	7420	A403：7105
生 物 科 学 科	井 出 博	A603	7457	A504：7470
地球惑星システム学科	関 根 利 守	A608	7474	A625：7469

○緊急時の連絡先

以下の連絡先から電話することもありますので，携帯電話等に番号を登録しておいてください。

連絡先名	電話番号	時間
理学部学生支援室	082-424-7315, 7316, 7319, 7320	8:30～17:15
各学科事務室	学科長欄記載の学科事務室電話番号	
理学部警備員室	082-424-7304	17:15～8:30

平成27年度 理学部共通授業科目履修表

理学部開設 基礎理学科目

科目区分	要修得単位数	授業科目	単位数	履修指定	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）								
					1年次		2年次		3年次		4年次		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
					1	2	3	4	5	6	7	8	
基盤科目	(注1)	数学概説	2	所属プログラムにより異なる	○								
		情報数理概説	2			○							
		物理学概説A	2		○								
		物理学概説B	2			○							
		化学概説A	2		○								
		化学概説B	2			○							
		生物科学概説A	2		○								
		生物科学概説B	2			○							
		地球惑星科学概説A	2		○								
		地球惑星科学概説B	2			○							

(注1) 履修にあたっては、学生便覧に記載されている所属プログラムの履修要領等を参照すること。

理学部開設 先端理学科目

科目区分	要修得単位数	授業科目	単位数	履修指定	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）							
					1年次		2年次		3年次		4年次	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
					1	2	3	4	5	6	7	8
専門科目	(注2)	先端数学	2	選択必修					○			
		先端物理学	2						○			
		先端化学	2						○			
		先端生物学	2					○				
		先端地球惑星科学	2						○			

(注2) 1科目2単位を選択する必要がある。履修にあたっては、学生便覧に記載されている所属プログラムの履修要領等を参照すること。

理学部開設 教育職員免許状関係科目

科目区分	要修得単位数	授業科目	単位数	履修指定	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）							
					1年次		2年次		3年次		4年次	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
					1	2	3	4	5	6	7	8
教科に関する科目 (物理学実験(コンピュータ活用を含む。))	学生便覧参照 (注3)	物理学実験A	1	/			○					
教科に関する科目 (化学実験(コンピュータ活用を含む。))		化学実験A (注4)	1					○				
教科に関する科目 (生物学実験(コンピュータ活用を含む。))		生物学実験A	1					○				
教科に関する科目 (地学実験(コンピュータ活用を含む。))		地学実験A	1					○				

(注3) 中学校理科免許状を取得するためには、所属プログラム関係以外の実験科目を3科目修得する必要がある(他学部の学生は履修できない)。これらの科目の単位は卒業要件単位数に含まれないので注意すること。

(注4) 「化学実験A」を受講するまでに、教養教育科目「化学実験」、同「化学実験法・同実験」のいずれかを修得しておく必要がある。詳細は、受講予定前年度のシラバスで確認すること。

理学部開設 理学融合教育研究センター開講科目

科目区分	要修得単位数	授業科目	単位数	履修指定	標準履修セメスター（下段の数字はセメスターを示す）							
					1年次		2年次		3年次		4年次	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
					1	2	3	4	5	6	7	8
理学融合教育研究センター開講科目		先端融合科学 (注5)	1						○	○	○	○

(注5) 集中講義形式で、海外からの短期留学生10名及び理学部生3、4年次生約10名程度を対象にすべて英語により行われる授業科目。この科目の単位は卒業要件単位には含まれない。

数学プログラム履修要領

「数学情報課題研究」の受講について

4年次における必修科目「数学情報課題研究」を受講するためには、次の受講基準を満たすことが必要である。

【受講基準】

- 1 下記の必修科目合計38単位中、少なくとも35単位を修得していること。

教養教育科目 (12単位)	教養ゼミ(2単位)	教養ゼミ(2単位)
	情報科目(2単位)	情報活用演習(2単位)
	基盤科目 (8単位)	線形代数学Ⅰ(2単位) 線形代数学演習Ⅰ(1単位) 線形代数学Ⅱ(2単位) 線形代数学演習Ⅱ(1単位) 数学概説(2単位)
専門教育科目 (26単位)	専門基礎科目 (26単位)	解析学Ⅰ(2単位) 同演習(1単位) 解析学Ⅱ(2単位) 同演習(1単位) 解析学Ⅲ(2単位) 同演習(1単位) 解析学Ⅳ(2単位) 同演習(1単位) 代数学Ⅰ(2単位) 同演習(1単位) 代数学Ⅱ(2単位) 同演習(1単位) 数学通論Ⅰ(2単位) 同演習(1単位) 数学通論Ⅱ(2単位) 同演習(1単位) 数式処理演習(2単位)

- 2 「専門科目」のうち、講義と演習を組にした下記の科目を4組以上修得していること。

代数学A, 代数学B, 幾何学A, 幾何学B, 解析学A, 解析学B,
解析学C, 解析学D, 計算数学, 計算数理A, 確率・統計A

- 3 「外国語科目」を8単位以上修得していること。
4 「教養教育科目」を39単位以上修得していること。
5 卒業要件とされる科目(128単位)のうち88単位以上修得していること。

早期卒業について

早期卒業に関しては、理学部学生便覧の「広島大学理学部における早期卒業認定に関する申合せ」を参照すること。なおこの場合、「数学情報課題研究」受講基準2及び5の要件は緩和されることがある。この点も含めて、早期卒業を希望するものはチューターと相談すること。

編入生について

編入生が、時間割の都合等で「数学情報課題研究」受講基準を満たせない場合、受講基準2及び5の要件は緩和されることがある。

履修登録前にチューターと相談すること。

付記 この履修要領は、平成27年度入学生から適用する。

教育職員免許状（数学）・教育職員免許状（情報）の取得に関して

- 1 教養教育科目・領域科目において「日本国憲法」2単位を修得すること。
また、必修科目の修得も不可欠である。
- 2 「教科に関する科目」については以下の科目を修得すること。
◎高等学校教諭一種免許状（数学）・中学校教諭一種免許状（数学）
数学プログラムを修了するために必要な単位を修得すること。ただし、下記の
(a), (b)からそれぞれ1単位以上修得すること。

(a)	確率・統計A, 確率・統計A演習, 確率・統計B, 確率・統計C
(b)	計算数学, 計算数学演習

◎高等学校教諭一種免許状（情報）

以下の「教科に関する科目」から20単位修得すること。

ただし、(ア), (イ), (ウ), (エ), (オ), (カ)からそれぞれ1単位以上修得すること。

○は免許取得上の必修科目である。また、「教科又は教職に関する科目」（16単位）についても下記の科目から修得することができる。

(ア)	○情報活用基礎（教養教育科目・情報科目）
(イ)	○数式処理演習, 数学情報課題研究, 計算数理A, 計算数理A演習, コンピュータ支援数学
(ウ)	情報システムと幾何, データ科学
(エ)	情報数理概説（教養教育科目・基盤科目）, ネットワークと代数系
(オ)	現象数理, 複雑系数理, 計算数理B
(カ)	○情報化と職業倫理, 情報インターンシップ

- 3 『教職に関する科目』については、理学部学生便覧の「教育職員免許状の取得について」を参照すること。「数学教育学概論Ⅰ」及び「数学教育学概論Ⅱ」（各2単位）は卒業要件単位（科目区分は『専門科目』）に算入されるが、それ以外の「教職に関する科目」は卒業の要件として修得すべき単位に算入することができない。

なお、「中・高等学校教育実習Ⅰ」または「中・高等学校教育実習Ⅱ」を履修するためには、以下の要件をすべて満たしていることを原則とする。

【3年次で履修する場合】

- (1) 「数学情報課題研究」の受講基準1に掲げる必修科目38単位中、少なくとも32単位を修得していること。
- (2) 「数学情報課題研究」の受講基準4の要件を満たすこと。
- (3) 2年次終了時における全学基準のGPAが、45.00以上であること。

【4年次で履修する場合】

- (1) 「数学情報課題研究」の受講基準を満たすこと。

- 4 中学校の普通免許状の取得を希望する場合は、特別支援学校・社会福祉施設等の施設で介護等の体験実習が必要となる。

詳細は、理学部学生便覧の「教育職員免許状の取得について」を見ること。なお、専修免許状(数学)の取得を希望する場合は、大学院(本学理学研究科数学専攻・数理分子生命理学専攻等)に進学して、さらに「教科に関する科目」を24単位以上修得すること。

付記 この教育職員免許状（数学）・教育職員免許状（情報）の取得に関しては、平成27年度入学生から適用する。

数学プログラム履修表

履修に関する条件は、数学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。

この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ、数学プログラム担当教員会が認めるものについては、修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。

なお、教育学部で開講される「数学教育学概論Ⅰ」及び「数学教育学概論Ⅱ」(各2単位)は、卒業要件単位(科目区分『専門科目』)に算入される。おいて、数学プログラム担当教員会が認めた場合には、授業科目履修表に掲げた履修時期より早く履修することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位(詳細は学生便覧を参照のこと)を修得すれば、中学校教諭一種免許状(数学)、高等学校教諭一種免許状(数学)、高等学校教諭一種免許状(情報)、測量士補、学芸員となる資格の取得が可能である。

(教養教育)

区分	科目区分	要修得 単位数	授 業 科 目 等	単 位 数	履修区分	標準履修セメスター (下段の数字はセメスターを示す) (注1)											
						1年次		2年次		3年次		4年次					
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
教 養 科 目 コ ア	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必 修	②											
	平和科目	2	「平和科目」から	各2	選択必修	○	○										
	パッケージ別科目	6	「パッケージ別科目」の1パッケージから	各2	選択必修		○	○									
	共 通 科 目	英 語 (注2)	コミュニケーション基礎 (注3)	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	○									
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○								
			2	コミュニケーションⅠ	1	必 修	①										
				コミュニケーションⅠB	1		①										
		2	コミュニケーションⅡ	1	必 修		①										
			コミュニケーションⅡB	1		①											
		2	コミュニケーションⅢ	1	コミュニケーションⅢA	1	選択必修			○	○						
				1	コミュニケーションⅢB	1				○	○						
		1		コミュニケーションⅢC	1				○	○							
			上記3科目から2科目2単位														
	教 養 教 育 科 目	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	「ベーシック外国語Ⅰ」から2単位	各1	選択必修	○										
				「ベーシック外国語Ⅱ」から2単位	各1			○									
		Ⅰ及びⅡは同一言語を選択すること															
情報科目		(0)	情報活用基礎 (注4)	2	自由選択	○											
	2	情報活用演習	2	必 修	②												
領域科目	4	「すべての領域」から (注5)	1又は2	選択必修	○	○	○	○									
健康スポーツ科目	2	「健康スポーツ科目」から	1又は2	選択必修	○	○											
教 養 教 育 科 目	基 盤 科 目	8	線形代数学Ⅰ	2	必 修	②											
			線形代数学演習Ⅰ	1		①											
			線形代数学Ⅱ	2			②										
			線形代数学演習Ⅱ	1			①										
			数学概説	2		②											
		7	情報数理概説	2	選択必修		○										
			物理学概説A	2		○											
			物理学概説B	2			○										
			化学概説A	2		○											
			化学概説B	2			○										
			生物科学概説A	2		○											
			生物科学概説B	2			○										
			地球惑星科学概説A	2		○											
			地球惑星科学概説B	2			○										
			統計データ解析	2		○											
数学英語演習	1						○										
数学プログラム担当教員会の認めるもの (注6)																	
教養教育科目小計	43																

(注1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期(前期又は後期)に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。

(注2) 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を『コミュニケーションⅢ』の要修得単位として算入することができる。

外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

(注3) 修得した「コミュニケーション基礎Ⅰ」及び「コミュニケーション基礎Ⅱ」の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注4) 修得した「情報活用基礎」の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注5) 『自然科学領域』以外から履修することが望ましい。教育職員免許状の取得を希望する場合は、『社会科学領域』の「日本国憲法」が必修であることに留意すること。

(注6) 数学系以外の授業科目についてのみ認める場合がある。

(専門教育)

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	標準履修シメスター (下段の数字はセメスターを示す) (注1)											
						1年次		2年次		3年次		4年次					
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
						1	2	3	4	5	6	7	8				
専門教育科目	専門基礎科目	26	解析学I	2	必修	②											
			解析学I演習	1		①											
			解析学II	2			②										
			解析学II演習	1			①										
			解析学III	2				②									
			解析学III演習	1				①									
			解析学IV	2					②								
			解析学IV演習	1					①								
			代数学I	2						②							
			代数学I演習	1						①							
			代数学II	2							②						
			代数学II演習	1							①						
			数学通論I	2								②					
			数学通論I演習	1								①					
			数学通論II	2									②				
			数学通論II演習	1									①				
			数式処理演習	2								②					
			10	数学情報課題研究(卒業研究)		各5	必修								⑤	⑤	
			2	先端数学		2	選択必修						○				
				先端物理学		2								○			
				先端化学		2									○		
				先端生物学		2									○		
				先端地球惑星科学		2										○	
				上記5科目の「先端理学科目」から1科目2単位													
			4組で16単位以上(注8)	代数学A		2	選択必修							○			
	代数学A演習	2									○						
	代数学B	2											○				
	代数学B演習	2											○				
	幾何学A	2												○			
	幾何学A演習	2												○			
	幾何学B	2													○		
	幾何学B演習	2													○		
	解析学A	2											○				
	解析学A演習	2											○				
	解析学B	2												○			
	解析学B演習	2												○			
	解析学C	2													○		
	解析学C演習	2													○		
	解析学D	2														○	
	解析学D演習	2														○	
	計算数学	2											○				
	計算数学演習	2											○				
	計算数理A	2												○			
	計算数理A演習	2												○			
	確率・統計A	2										○					
	確率・統計A演習	2										○					
	代数学C	2		自由選択											○		
	代数学D	2													○		
	幾何学C	2														○	
	幾何学D	2														○	
非線形数理	2														○		
数理解析学A	2														○		
数理解析学B	2														○		
確率・統計B	2														○		
確率・統計C	2														○		
情報システムと幾何	2														○		
データ科学 (注9)	2														○		
ネットワークと代数	2														○		
現象数理	2														○		
複雑系数理	2														○		
計算数理B	2														○		
コンピュータ支援数学	2														○		
情報化と職業倫理	2														○		
情報インターンシップ	1														○		
「数学特殊講義」(注10)	各2														○		
「数学特別講義」(集中講義) (注11)															○		
理学部他プログラムで開講される「専門基礎科目」の授業科目														○			
理学部他プログラムで開講される「専門科目」の授業科目で数学プログラム担当教員が認めるもの														○			
専門教育科目小計		80															
科目区分を問わない		(注12)															
合計		128															

(注7) 『専門科目』の要修得単位数54を充たすためには、必修科目10単位及び選択必修科目計18単位に加えて、選択必修科目及び自由選択科目から26単位以上を修得する必要がある。

なお、教育学部が開講する「数学教育学概論Ⅰ」及び「数学教育学概論Ⅱ」を修得した場合は、『専門科目』に算入される。

(注8) 「専門科目」の授業科目で、講義と演習が組になっているもの11組のうち、4組以上について16単位以上を修得することが必要である。

(注9) 「データ科学」は隔年に開講される。

(注10) 『数学特殊講義』は、「代数学特殊講義」、「幾何学特殊講義」、「解析学特殊講義」、「確率統計特殊講義」等として開講される。

(注11) 「数学特別講義」は、一定期間(5セメスター以降、主に7セメスター以降)に集中形式で開講される。

(注12) 卒業要件単位数は128であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目43単位、専門教育科目80単位、合計123単位)だけでなく、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、合計128単位以上修得することが必要である。

ただし、以下の科目の単位は含まない。「教職に関する科目」の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。

- ・6単位を超過して修得した「パッケージ別科目」
- ・「数学教育学概論Ⅰ」及び「数学教育学概論Ⅱ」を除く、『教職に関する科目』
- ・「博物館実習」
- ・理学部他プログラム開講「専門科目」(数学プログラム担当教員が認めるものを除く)
- ・他学部他プログラム等が開講する「専門基礎科目」及び「専門科目」(数学プログラム担当教員が認めるものを除く)

物理学プログラム履修要領

物理学プログラムでは、学生が系統的かつ効果的に物理科学を学習できるよう、必要な授業科目と標準的な履修時期が履修表のように定められている。履修上の注意事項に留意すること。

注意事項

- 1 本履修要領及び履修表は平成27年度の入学生用である。平成26年度以前に入学した者の履修要領および履修表は自入学年度のものに従う。
- 2 必修科目の単位を履修表に示した Semester に修得できなかった場合、次年度の開講時間は他の必修科目と重なる可能性がある。重なった場合には、前年度に修得できなかった必修科目を優先して修得することが望ましい。
- 3 すべての「教職に関する科目」は、卒業の要件として修得すべき単位（以下、卒業要件単位）に算入することができない。
- 4 教養教育科目「物理学概説A」及び「物理学概説B」は物理学プログラムの学生は卒業要件単位に算入することができない。
数学・理科系の「概説」科目の修得単位は、専門科目の単位に振り替えることができないが、『基盤科目から』又は『科目区分を問わない』科目の単位に算入することができる。
- 5 「物理科学特別講義」の開講時期は時間割表の備考欄に示されている。
物理学プログラムでは、「物理科学特別講義」から2単位までを専門科目として、2単位を超えて修得した単位は『科目区分を問わない』科目として、卒業要件単位に算入することができる。
- 6 「物理科学セミナー」，「卒業研究A」（7 Semester）及び「卒業研究B」（8 Semester）を受講する者は、当プログラムの研究グループに配属され、該当グループの教員の指導を受ける。研究グループへの配属は希望に沿って行われるが、同一グループへの希望者が受け入れ可能人数より多い場合は、物理科学科が定める基準による成績の上位の者の希望を優先する。
- 7 早期卒業認定者については、次に述べる受講基準は適用されず「広島大学理学部における早期卒業認定に関する申合せ」に準ずる。

8 標準的な履修時期より早く履修を希望するものは、1年次終了時までにチューターに申し出ること。

9 下に示す受講基準に注意すること。

受講基準

1 「物理科学実験A」，「物理科学実験B」（5，6セメスター）を受講する者は，以下の条件を満たしていなければならない。

- (a) 2年以上在籍していること。
- (b) 卒業要件単位のうち，「専門基礎科目」及び「専門科目」から25単位以上修得していること。
- (c) 「物理学実験法・同実験」及び「物理科学実験法」の単位を修得していること。
- (d) 「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」等に加入していること（平成22年度以降の1年次入学生は，大学負担により「学生教育研究災害傷害保険」のみ4年分加入済）。

2 「物理科学セミナー」，「卒業研究A」（7セメスター）及び「卒業研究B」（8セメスター）を受講する者は，以下の条件を満たしていなければならない。

- (a) 「物理科学実験A」及び「物理科学実験B」の単位を修得していること。
- (b) 卒業要件単位128単位のうち，100単位以上修得していること。
（教職に関する科目は，卒業要件単位に含まれない。）
- (c) 「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」等に加入していること（平成22年度以降の1年次入学生は，大学負担により「学生教育研究災害傷害保険」のみ4年分加入済）。

付記 この履修要領は，平成27年度入学生から適用する。

物理学プログラム履修表

履修に関する条件は、物理学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。

この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ、物理学プログラム担当教員が認めるものについては、修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位(詳細は学生便覧を参照のこと)を修得すれば、中学校教諭一種免許状(理科)、高等学校教諭一種免許状(理科)、学芸員となる資格の取得が可能である。

(教養教育)

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	標準履修セメスター (下段の数字はセメスターを示す) (注1)														
						1年次		2年次		3年次		4年次								
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
教養教育科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	②														
	平和科目	2	「平和科目」から	各2	選択必修	○	○													
	パッケージ別科目	6	「パッケージ別科目」の1パッケージから	各2	選択必修		○	○												
	共通科目	英語 (注2)	(0)	コミュニケーション基礎 I	1	自由選択	○													
				コミュニケーション基礎 II	1	自由選択		○												
			2	コミュニケーション I A	1	必修	①													
				コミュニケーション I B	1	必修	①													
			2	コミュニケーション II A	1	必修		①												
				コミュニケーション II B	1	必修		①												
		2	コミュニケーション III A	1	選択必修			○	○											
			コミュニケーション III B	1				○	○											
		コミュニケーション III C	1				○	○												
		上記3科目から2科目2単位																		
	(0)	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択) (注4)	各1	「ベーシック外国語 I」から	各1	自由選択	○													
		「ベーシック外国語 II」から	各1	自由選択		○														
	I 及び II は同一言語を選択すること																			
	情報科目	2	情報活用演習	2	必修	②														
	領域科目	2	「すべての領域」から (注5)	1又は2	選択必修	○	○	○	○											
健康スポーツ科目	2	「健康スポーツ科目」から	1又は2	選択必修	○	○														
基盤科目	10	微分積分学I	2	必修	②															
		微分積分学II	2			②														
		線形代数学 I	2		②															
		線形代数学 II	2			②														
		物理学実験法・同実験	2			②														
	4	数学概説	2	選択必修	○															
		情報数理概説	2			○														
		化学概説A	2			○														
		化学概説B	2			○														
		生物科学概説A	2			○														
		生物科学概説B	2			○														
		地球惑星科学概説A	2			○														
	地球惑星科学概説B	2		○																
	上記8科目から2科目4単位																			
4	物理学英語演習	1	選択必修												○					
	「基盤科目」から				○	○	○	○	○	○										
上記科目から4単位																				
教養教育科目小計		40																		

(注1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期(前期又は後期)に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合があるため、履修年度のシラバス等により確認すること。

(注2) 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を『コミュニケーション I・II・III』の要修得単位として算入することができる。
外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

(注3) 修得した「コミュニケーション基礎 I」及び「コミュニケーション基礎 II」の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注4) 修得した「ベーシック外国語 I」及び「ベーシック外国語 II」の単位については、計2単位まで『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注5) 教育職員免許状の取得を希望する場合は、『社会科学領域』の「日本国憲法」が必修であることに留意すること。

(専門教育)

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	標準履修シメスター (下段の数字はシメスターを示す) (注1)													
						1年次		2年次		3年次		4年次							
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
1	2	3	4	5	6	7	8												
専門教育科目	専門基礎科目	35	物理学Ⅰ	2	必修	②													
			力学Ⅰ	2			②												
			力学Ⅱ	2				②											
			力学演習	2					②										
			熱力学	2						②									
			電磁気学Ⅰ	2							②								
			電磁気学Ⅱ	2								②							
			電磁気学演習	2									②						
			量子力学Ⅰ	3										③					
			量子力学Ⅱ	2											②				
			量子力学演習	2												②			
			統計力学Ⅰ	2												②			
			統計力学Ⅱ	2													②		
			統計力学演習	2													②		
			物理数学B	2													②		
			物理数学C	2														②	
			物理数学D	2														②	
			物理学Ⅱ	2					自由選択		○								
			物理学演習	2						○									
			物理数学A	2							○								
	電磁・量演習	2								○									
	物理学インターンシップ	1						○											
	専門科目	19	78 (注6)	物理学実験法	2	必修													
				物理学実験A	3														
				物理学実験B	3														
				物理学セミナー	3													③	
				卒業研究A	4													④	
				卒業研究B	4													④	
		2以上	2	2	先端数学	2	選択必修								○				
					先端物理学	2										○			
					先端化学	2											○		
					先端生物学	2											○		
	先端地球惑星科学	2												○					
	上記5科目の「先端理学科目」から1科目2単位以上																		
	10以上	10	10	化学物理A	2	選択必修									○				
				化学物理B	2												○		
				物理数学E	2													○	
				時空物理学Ⅰ	2													○	
				時空物理学Ⅱ	2														○
				量子力学Ⅲ	2														○
結晶学				2														○	
固体物理学Ⅰ				2														○	
固体物理学Ⅱ				2														○	
粒子物理学A				2														○	
粒子物理学B				2														○	
宇宙天体物理学				2														○	
連続体力学				2														○	
「物理学特別講義」(注7)																		○	
複雑系数理 (理学部数学プログラム専門科目)	2													○					
上記15科目から5科目10単位以上																			
科目区分を問わない	10		計算物理学	2	自由選択											○			
			理学部の他プログラムで開講される「専門基礎科目」及び「専門科目」の授業科目				○	○	○	○	○	○	○	○	○				
科目区分を問わない		10	(注8)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
合計		128																	

(注6) 「専門基礎科目」及び「専門科目」の要修得単位数78を充たすためには、必修科目計54単位及び選択必修科目計12単位に加えて、選択必修科目及び自由選択科目から12単位以上を修得する必要がある。

(注7) 「物理学特別講義」の履修については物理学プログラム履修要領を参照すること。集中形式の講義もあるので開講期間に注意すること。

(注8) 卒業要件単位数は128であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目40単位、専門教育科目78単位 合計118単位)に加えて、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、さらに10単位以上修得することが必要である。

なお、以下の科目の単位は含まない。「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。

- ・2単位を超過して修得した『初修外国語』の「ベーシック外国語Ⅰ」及び「ベーシック外国語Ⅱ」

- ・6単位を超過して修得した「パッケージ別科目」

- ・全ての「教職に関する科目」

- ・『教科に関する科目』のうち、「物理学実験A」、「化学実験A」、「生物学実験A」及び「地学実験A」

- ・「博物館実習」

- ・他学部他プログラム等が開講する「専門基礎科目」及び「専門科目」(物理学プログラム担当教員会が認めるものを除く)

化学プログラム履修要領

化学プログラムでは、専門教育科目が体系的かつ効果的に履修できるように、専門教育科目受講基準を定めている。科目の履修に当たっては、受講基準とともに次の事項に十分留意すること。

- 1 必修の授業科目は、授業科目履修表に定められた年次に修得しておくことが望ましい。未修得科目が生じた場合には、次年次の授業科目と開講時間が重なるために受講できない場合があり、留年の原因となる。
重なった場合には、未修得科目を優先して履修することが望ましい。
- 2 受講基準1により「化学実験Ⅰ」及び「化学実験Ⅱ」を履修することができない場合には、卒業が遅れることになる。この場合でも、「化学実験Ⅰ」及び「化学実験Ⅱ」以外の授業科目は履修することができるが、未修得の必修科目の履修を優先させなければならない。
- 3 教養教育科目は3年次後期(6セメスター)までに修得しておかないと、受講基準2により卒業研究が履修できない場合がある。
- 4 教養教育科目「領域科目」で卒業の要件として修得すべき単位(以下、卒業要件単位)にできるのは、自然科学領域以外の科目に限る。
- 5 教養教育科目「基盤科目」のうち数学・理科系の「概説」科目として「物理学概説A」及び「物理学概説B」を選択必修としているが、両方履修することが望ましい。
「概説」科目の修得単位は、専門科目(選択)の単位に振り替えることができないが、『科目区分を問わない』科目の単位にすることができる。ただし、「化学概説A」及び「化学概説B」は卒業要件単位に算入することができない。
- 6 授業担当教員の下承が得られれば、化学プログラムで開講する上位セメスターの専門教育科目を履修することができる。
- 7 特別講義は、一定期間に集中的に開講される講義である。
化学プログラムでは、「化学特別講義」及び「理学部他プログラムの特別講義」から、合計で最大2単位まで専門科目(選択)として認めることができる。
- 8 「理学部他プログラムの特別講義」の単位を卒業要件単位とする場合、理学部他プログラムの単位で専門科目(選択)の卒業要件単位とできる単位数は、8単位からその「理学部他プログラムの特別講義」の単位数を引いた数が上限となる。
- 9 「科目区分を問わない」科目として6単位必要である。この6単位は、以下の科目の単位から振り替えることができる。詳細についてはチューターと相談のこと。
 - ・『コミュニケーション基礎』の「コミュニケーション基礎Ⅰ」及び「コミュニケーションⅡ」
 - ・自然科学領域以外の「領域科目」
 - ・「基盤科目」の数学・理科系の「概説」科目(「化学概説A、B」を除く)
 - ・理学部他プログラムの「専門基礎科目」及び「専門科目(「特別講義」を除く)」
- 10 「教職に関する科目」は、卒業要件単位に算入することができない。

化学プログラム専門教育科目受講基準

- 1 化学実験Ⅰ(5セメスター)を履修するためには、各科目群において次に示す単位数以上(合計62単位)を修得していなければならない(括弧内の数字は、4セメスターまでに修得することになっている卒業に必要な単位数を表す)。化学実験Ⅱ(6セメスター)を受講するには化学実験Ⅰを修得しておく必要がある。

また、「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」等に参加していることが必要である(平成22年度以降の1年次入学生は、大学負担により「学生教育研究災害傷害保険」のみ4年分加入済)。

教養ゼミ	2単位(2)	健康スポーツ科目	2単位(2)
パッケージ別科目	4単位(6)	基盤科目	12単位*1(16)
外国語科目	9単位(10)	専門基礎科目	27単位(33)
情報科目	2単位(2)	科目区分を問わない科目	2単位(6)
領域科目	2単位(2)		

*1 物理学実験, 化学実験法・同実験, 及び生物学実験または地学実験はすべて修得していること。

- 2 卒業研究(7, 8セメスター)を履修するためには、各科目群において次に示す単位数以上(合計110単位)を修得していなければならない(括弧内の数字は、卒業研究を除いた卒業に必要な単位数を表す。)

また、「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」等に参加していることが必要である(平成22年度以降の1年次入学生は、大学負担により「学生教育研究災害傷害保険」のみ4年分加入済)。

教養ゼミ	2単位(2)	健康スポーツ科目	2単位(2)
平和科目	2単位(2)	基盤科目	16単位(18)
パッケージ別科目	6単位(6)	専門基礎科目	29単位(35)
外国語科目	10単位(10)	先端理学科目	2単位(2)
情報科目	2単位(2)	化学実験Ⅰ, 化学実験Ⅱ	10単位(10)
領域科目	2単位(2)	専門科目(選択)	21単位(23)
		科目区分を問わない科目	4単位(6)

上記受講基準1及び2について、『広島大学理学部における早期卒業認定に関する申合せ』第3第2項により適格の認定を受けた学生(早期卒業希望者)及び編入・転入生はこの限りではない。詳細についてはチューターと相談のこと。

付記 この履修要領は、平成27年度入学生から適用する。

化学プログラム履修表

履修に関する条件は、化学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。

この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で修得した授業科目で化学プログラム担当教員会が認めるものについて、修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位(詳細は学生便覧を参照のこと)を修得すれば、中学校教諭一種免許状(理科)、高等学校教諭一種免許状(理科)、毒物劇物取扱責任者、学芸員となる資格の取得が可能である。
さらに、本プログラムを卒業すれば、危険物取扱者(甲種)資格の受験が可能となる。

(教養教育)

区分	科目区分	要修得 単位数	授 業 科 目 等	単 位 数	履修区分	標準履修セメスター (下段の数字はセメスターを示す) (注1)																
						1年次		2年次		3年次		4年次										
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期									
教 養 目 コ ア ス 科 目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必 修	②																
	平和科目	2	「平和科目」から	各2	選択必修	○	○															
	パッケージ別科目	6	「パッケージ別科目」の1パッケージから	各2	選択必修		○	○														
	共 通 科 目	外 国 語 科 目 (注2)	10	(0)	コミュニケーション基礎 I	1	自由選択	○														
					コミュニケーション基礎 II	1			○													
				2	コミュニケーション I A	1	必 修	①														
					コミュニケーション I B	1		①														
				2	コミュニケーション II A	1	必 修		①													
					コミュニケーション II B	1		①														
				2	コミュニケーション III A	1	選択必修			○	○											
					コミュニケーション III B	1				○	○											
					コミュニケーション III C	1				○	○											
上記3科目から2科目2単位																						
初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	「ベーシック外国語 I」から2単位	各1	選択必修	○																	
		「ベーシック外国語 II」から2単位	各1			○																
I 及び II は同一言語を選択すること																						
情報科目	2	情報活用演習	2	必 修	②																	
領域科目	2	「自然科学領域」以外から (注4)	1又は2	選択必修	○	○	○	○														
健康スポーツ科目	2	「健康スポーツ科目」から	1又は2	選択必修	○	○																
教 養 教 育 科 目	基 盤 科 目	18	11	微分積分学I	2	必 修	②															
				微分積分学II	2			②														
				線形代数学 I	2		②															
				線形代数学 II	2		②															
				物理学実験	1		①															
				化学実験法・同実験	2					②												
			1	生物学実験	1	選択必修			○													
				地学実験	1				○													
			上記2科目から1科目1単位																			
			4	数学概説	2	選択必修	○															
				情報数理概説	2			○														
				物理学概説A	2		○															
				物理学概説B	2			○														
				生物科学概説A	2		○															
				生物科学概説B	2			○														
地球惑星科学概説A	2	○																				
地球惑星科学概説B	2			○																		
上記8科目から「物理学概説A」又は「物理学概説B」を含む2科目4単位																						
2	化学英語演習 (同一名称2科目)	各1	必 修							①	①											
教養教育科目小計		44																				

(注1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期(前期又は後期)に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合があるため、履修年度のシラバス等により確認すること。

(注2) 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を『コミュニケーション I・II・III』の要修得単位として算入することができる。
外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

(注3) 修得した「コミュニケーション基礎 I」及び「コミュニケーション基礎 II」の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注4) 『自然科学領域』以外の科目に限り、卒業要件単位として算入することができる。教育職員免許状の取得を希望する場合は、『社会科学領域』の「日本国憲法」が必修であることに留意すること。

(専門教育)

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	標準履修セメスター (下段の数字はセメスターを示す) (注1)											
						1年次		2年次		3年次		4年次					
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
	1	2	3	4	5	6	7	8									
専門基礎科目		35	基礎化学A	2	必修	②											
			基礎化学B	2		②											
			基礎物理化学A	2			②										
			基礎物理化学B	2			②										
			基礎無機化学	2			②										
			基礎有機化学	2			②										
			物理化学 I A	2				②									
			物理化学 I B	2				②									
			物理化学 II A	2					②								
			物理化学 II B	2					②								
			無機化学 I	2				②									
			無機化学 II	2				②									
			無機化学 III	2					②								
			有機化学 I	2				②									
			有機化学 II	2				②									
			有機化学 III	2					②								
			無機化学演習	1					①								
			物理化学演習	1						①							
			有機化学演習	1							①						
			専門科目			43 (注5)	先端数学	2	選択必修					○			
							先端物理科学	2							○		
							先端化学	2							○		
							先端生物学	2						○			
先端地球惑星科学	2									○							
上記5科目の「先端理学科目」から1科目2単位																	
生物構造化学	2	15以上			選択必修							○					
生体物質化学	2										○						
有機分析化学	2										○						
有機典型元素化学	2										○						
反応動力学	2											○					
分子構造化学	2											○					
量子化学	2											○					
無機固体化学	2											○					
機器分析化学	2											○					
構造有機化学	2											○					
反応有機化学	2											○					
光機能化学	2											○					
システムバイオロジー	2											○					
生体高分子化学	2												○				
分子光化学	2												○				
有機金属化学	2												○				
放射化学	2												○				
生物化学	2								○								
バイオインフォマティクス	2								○								
計算化学・同実習	2								○								
化学演習	1									○							
化学インターンシップ	1								○								
「化学特別講義」(注6)									○	○	○	○					
上記23科目から8科目15単位以上																	
0 5 8	理学部他プログラムで開講される「専門基礎科目」及び「専門科目」の授業科目 (注7)	自由選択	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
			○	○	○	○	○	○	○								
			○	○	○	○	○	○	○								
化学実験 I	5	必修						⑤									
化学実験 II	5							⑤									
卒業研究	各4								④	④							
専門教育科目 小計		78															
科目区分を問わない		6	(注8)		制限付選択	○	○	○	○	○	○	○	○				
合計		128															

(注5) 「専門科目」の要修得単位数43を充たすためには、必修科目計18単位及び選択必修科目計2単位に加えて、選択必修科目及び自由選択科目から23単位以上を修得する必要がある。このうち15単位以上は、履修表に掲げる化学プログラム専門科目の選択必修科目から修得することが必要である。

(注6) 「化学特別講義」は、一定期間(5セメスター以降)に集中形式で開講される。履修については化学プログラム履修要領を参照すること。

(注7) その他化学プログラム担当教員会が認めた授業科目も含まれる。詳細についてはチューターと相談のこと。

(注8) 卒業要件単位数は128であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目44単位、専門教育科目78単位 合計122単位)に加えて、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、さらに4単位以上修得することが必要である。

ただし、6単位を超過して修得した「パッケージ別科目」は含まれず、以下の科目の単位に限定される。詳細についてはチューターと相談のこと。

・『コミュニケーション基礎』の「コミュニケーション基礎 I」及び「コミュニケーション基礎 II」

・「自然科学領域」以外の「領域科目」

・『基盤科目』の数学・理科系の「概説」科目(「化学概説A」及び「化学概説B」を除く)

・理学部他プログラムの『専門基礎科目』及び『専門科目』(「特別講義」を除く)

生物学プログラム履修要領

履修上の注意

- 1 必修の授業科目は、授業科目履修表に定められた年次に修得しておくことが望ましい。
- 2 卒業研究を行うためには、3年次修了時までには、必修の授業科目をすべて修得し、かつ、卒業の要件として修得すべき単位（以下、卒業要件単位）とされている128単位のうち112単位以上を修得していなければならない。
- 3 すべての「教職に関する科目」は、卒業要件単位に算入することができない。
- 4 専門教育科目「生物科学基礎実験Ⅲ」及び「生物科学基礎実験Ⅳ」の履修は、「生物科学基礎実験Ⅰ」及び「生物科学基礎実験Ⅱ」の単位取得を履修要件とする。
また、実験の履修に当たっては、「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」等に参加していることが必要である（平成22年度以降の1年次入学生は、大学負担により「学生教育研究災害傷害保険」のみ4年分加入済）。

付記 この履修要領は、平成27年度入学生から適用する。

生物学プログラム履修表

履修に関する条件は、生物学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。

この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ、生物学プログラム担当教員会が認めるものについては、修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位(詳細は学生便覧を参照のこと)を修得すれば、中学校教諭一種免許状(理科)、高等学校教諭一種免許状(理科)、学芸員となる資格の取得が可能である。

(教養教育)

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	標準履修セメスター (下段の数字はセメスターを示す) (注1)										
						1年次		2年次		3年次		4年次				
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
教養 コア 科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ(注4)	2	必修	②										
	平和科目	2	「平和科目」から	各2	選択必修	○	○									
	パッケージ別科目	6	「パッケージ別科目」の1パッケージから	各2	選択必修		○	○								
	共通 科目	英語 (注2)	コミュニケーション基礎 (注3)	(0)	コミュニケーション基礎 I	1	自由選択	○								
					コミュニケーション基礎 II	1			○							
			コミュニケーション I	2	必修	①										
			コミュニケーション II	2	必修		①									
		コミュニケーション III	2	選択必修			○	○								
			2	選択必修			○	○								
		初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)		4	「ベーシック外国語 I」から2単位 「ベーシック外国語 II」から2単位 I及びIIは同一言語を選択すること	各1 各1	選択必修	○	○							
		情報科目	2	情報活用演習	2	必修	②									
		領域科目	6	「すべての領域」から(注5)	1又は2	選択必修	○	○	○	○						
		健康スポーツ科目	2	「健康スポーツ科目」から	1又は2	選択必修	○	○								
	教養 教育 科目	基盤 科目	生物学実験	2	必修	①										
				1	生物科学英語演習	1			①							
一般化学 基礎物理化学 統計学A 統計学B 統計データ解析			4	選択必修	○	○										
			2		○											
			2		○											
			2		○											
上記6科目から2科目4単位																
物理学実験 化学実験 地学実験			1	選択必修		○										
			1			○										
上記3科目から1科目1単位																
数学概説 情報数理概説 物理学概説A 物理学概説B 化学概説A 化学概説B 生物科学概説A 生物科学概説B 地球惑星科学概説A 地球惑星科学概説B		6	選択必修	○	○											
		2		○												
		2		○												
		2		○												
		2		○												
	2		○													
	2		○													
	2		○													
	2		○													
	上記10科目から3科目6単位															
教養教育科目小計		43														

(注1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期(前期又は後期)に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。

(注2) 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を『コミュニケーション I・II・III』の要修得単位として算入することができる。
外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

(注3) 修得した「コミュニケーション基礎 I」及び「コミュニケーション基礎 II」の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注4) 「動物・生命学分野」又は「植物分野」のいずれか1コースを選択するものとする。2コースを受講した場合は、単位が認められるのは1コース2単位に限る。

(注5) 『自然科学領域』以外から履修することが望ましい。教育職員免許状の取得を希望する場合は、『社会科学領域』の「日本国憲法」が必修であることに留意すること。

(専門教育)

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	標準履修セメスター (下段の数字はセメスターを示す) (注1)								
						1年次		2年次		3年次		4年次		
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門教育科目	専門基礎科目	6	基礎生物学A	2	必修	②								
			基礎生物学B	2			②							
			生物学セミナー	2				②						
				理学部他プログラムで開講される「専門基礎科目」の授業科目		自由選択	○	○	○	○	○			
		22		生物学基礎実験Ⅰ	2	必修			②					
	生物学基礎実験Ⅱ			2				②						
	生物学基礎実験Ⅲ			4					④					
	生物学基礎実験Ⅳ			4						④				
	卒業研究			各5							⑤	⑤		
		2以上		先端数学	2	選択必修				○				
	先端物理科学			2					○					
	先端化学			2					○					
	先端生物学			2					○					
	先端地球惑星科学			2							○			
				上記5科目の「先端理学科目」から1科目2単位以上										
		30以上	77	動物生理学A	2	選択必修			○					
	微生物学			2			○							
	植物分類学			2				○						
	生化学A			2				○						
	分子遺伝学A			2				○						
	動物形態学			2				○						
	遺伝学			2				○						
	動物の系統と進化			2				○						
	植物生態学A			2				○						
	情報生物学			2						○				
	植物生理学A			2						○				
	生化学B			2						○				
	植物形態学			2						○				
	細胞生物学A			2						○				
	発生生物学A			2						○				
	比較発生学			2						○				
	動物生理学B			2							○			
	植物生態学B			2							○			
	分子遺伝学B			2							○			
	細胞生物学B			2							○			
	植物生理学B			2							○			
	発生生物学B			2							○			
	分子細胞情報学			2							○			
	進化遺伝学			2							○			
	内分泌学・免疫学			2							○			
				上記25科目から15科目30単位以上										
		2		発生生物学演習	2	選択必修								○
	細胞生物学演習			2									○	
	分子生理学演習			2									○	
	植物分類生態学演習			2									○	
	植物生理化学演習			2									○	
	植物分子細胞構築学演習			2									○	
分子遺伝学演習	2											○		
分子形質発現学演習	2											○		
遺伝子化学演習	2											○		
進化発生学演習	2											○		
島嶼生物学演習	2											○		
植物遺伝子資源学演習	2											○		
両生類生物学演習	2											○		
			上記13科目から1科目2単位のみ要修得											
	1以上		海洋生物学実習A	1	選択必修			○						
植物地理学実習			1				○							
宮島生態学実習			1				○							
						上記3科目から1科目1単位以上 (注8)								
			海洋生物学実習B	1	自由選択				○					
公開臨海実習 (注9)			1				○							
「生物学特別講義」(注10)								○	○	○	○			
			理学部他プログラムで開講される「専門科目」の授業科目				○	○	○	○	○	○		
	科目区分を問わない	8		(注11)		○	○	○	○	○	○	○		
	合計	128												

(注7) 「専門基礎科目」及び「専門科目」の要修得単位数77を充たすためには、必修科目計28単位及び選択必修科目計35単位に加えて、選択必修科目及び自由選択科目から14単位以上を修得する必要がある。

(注8) 「海洋生物学実習A」、「植物地理学実習」、「宮島生態学実習」は一定期間に集中的に行われ、それぞれについて受講人数の制限がある。「植物地理学実習」及び「宮島生態学実習」は2、3年次生を対象とし、交互に隔年で開講される。

(注9) 「公開臨海実習」は、一定期間に集中的に行われ、受講人数に制限がある。

(注10) 「生物学特別講義」は、一定期間(5セメスター以降)に集中形式で開講される。

(注11) 卒業要件単位数は128であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目43単位、専門教育科目77単位 合計120単位)に加えて、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、さらに8単位以上修得することが必要である。ただし、以下の科目の単位数は含まない。「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。

- ・6単位を超過して修得した「パッケージ別科目」
- ・全ての「教職に関する科目」
- ・『教科に関する科目』のうち、「物理学実験A」、「化学実験A」、「生物学実験A」及び「地学実験A」
- ・「博物館実習」
- ・他学部他プログラム等が開講する「専門基礎科目」及び「専門科目」(生物学プログラム担当委員会が認めるものを除く)

地球惑星システム学プログラム履修要領

科目の履修に当たっては、次の諸点に注意すること。

- 1 学問の修得は、順序立てて、基礎から積み上げていくことによって、より効果的になされうるものである。従って、授業科目は履修表に定められた年次に修得すること。
- 2 「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」等に参加している必要がある（平成22年度以降の1年次入学生は、大学負担により「学生教育研究災害傷害保険」のみ4年分加入済）。
- 3 すべての「教職に関する科目」は、卒業の要件として修得すべき単位（以下、卒業要件単位）に算入することができない。
- 4 卒業研究（7, 8セメスター）を履修するためには、卒業要件単位128単位のうち、「地球惑星システム学実習A」及び「地球惑星システム学実習B」を含めて108単位以上を修得していなければならない。
「地球惑星システム学実習A」の履修のためには、「構造地質学」及び「岩石学演習」の単位を取得する必要がある。
- 5 専門教育科目の要修得単位数71を充たすためには、必修科目42単位及び5つの先端理学科目から2単位を修得することに加えて、更に選択必修科目から27単位以上を修得することが必要である。このうち20単位以上は、履修表に掲げる地球惑星システム学科が開講する選択必修科目から修得することが必要である。
- 6 『専門科目』の「地球惑星システム学特別講義」は、一定期間（5セメスター以降）に集中形式で開講される。

付記 この履修要領は、平成27年度入学生から適用する。

地球惑星システム学プログラム履修表

履修に関する条件は、地球惑星システム学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。

この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ、地球惑星システム学プログラム担当教員会が認めるものについては、修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位(詳細は学生便覧を参照のこと)を修得すれば、中学校教諭一種免許状(理科)、高等学校教諭一種免許状(理科)、測量士補、学芸員となる資格の取得が可能である。

(教養教育)

区分	科目区分	要修得 単位数	授業科目等	単 位 数	履修区分	標準履修セメスター (下段の数字はセメスターを示す) (注1)														
						1年次		2年次		3年次		4年次								
						前	後	前	後	前	後	前	後							
		1	2	3	4	5	6	7	8											
教 養 教 育 科 目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	②														
	平和科目	2	「平和科目」から	各2	選択必修	○	○													
	パッケージ別科目	6	「パッケージ別科目」の1パッケージから	各2	選択必修		○	○												
	外 国 語 科 目 (注2)	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	①													
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1		①													
		コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必修	①													
				コミュニケーションⅠB	1		①													
		コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修		①												
				コミュニケーションⅡB	1			①												
		コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修			○	○										
				コミュニケーションⅢB	1				○	○										
				コミュニケーションⅢC	1				○	○										
		初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択) (注3)			(0)		自由選択	○	○											
	情報科目	2	情報活用基礎	2	選択必修	○														
			情報活用演習	2		○														
上記2科目から1科目2単位																				
領域科目	6	「すべての領域」から (注4) (注5)	1又は2	選択必修	○	○	○	○												
健康スポーツ科目	2	「健康スポーツ科目」から	1又は2	選択必修	○	○														
基 盤 科 目 (注5)	物理科学概説A	2	物理学概説A	2	必修	②														
			化学概説A	2		②														
			生物科学概説A	2		②														
			地球惑星科学概説A	2		②														
			地球惑星科学概説B	2			②													
			地球惑星科学英語演習	1				①												
	微分積分学I	2	選択必修	微分積分学I	2	○														
				微分積分学II	2		○													
				線形代数I	2	○														
				線形代数II	2		○													
	統計データ解析	2	○	統計データ解析	2	○														
				上記6科目から2科目4単位																
	物理学実験法・同実験	2	選択必修	物理学実験法・同実験	2		○													
				化学実験法・同実験	2		○													
				生物学実験法・同実験	2			○												
地学実験法・同実験				2		○														
上記4科目から2科目4単位																				
数学概説	2	選択必修	数学概説	2	○															
			情報数理概説	2		○														
			物理学概説B	2		○														
			化学概説B	2		○														
			生物科学概説B	2		○														
上記5科目から1科目2単位 (注6)																				
教養教育科目小計		49																		

- (注1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期(前期又は後期)に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。
- (注2) 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を『コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ』の要修得単位として算入することができる。
外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。
- (注3) 修得した「ベーシック外国語Ⅰ」及び「ベーシック外国語Ⅱ」の単位については、計2単位まで『科目区分を問わない』に算入することができる。
- (注4) 教育職員免許状の取得を希望する場合は、『社会科学領域』の「日本国憲法」が必修であることに留意すること。
- (注5) 履修表で指定されていない「基盤科目」の単位を修得した場合は、4単位まで「領域科目」を履修したものとみなす。
- (注6) この区分のみ1科目2単位を超えて単位を修得した場合、地球惑星システム学プログラム所属生に限り、「専門基礎科目」に算入することができる。

(専門教育)

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	標準履修セメスター (下段の数字はセメスターを示す) (注1)								授業担当学科		
						1年次		2年次		3年次		4年次				
						前 1	後 2	前 3	後 4	前 5	後 6	前 7	後 8			
専門教育科目	専門基礎科目	9	地球科学野外巡検A	1	必修	①									地球惑星システム学科	
			水圏地球化学	2		②										
			地球テクニクス	2			②									
			地球惑星物質学	2				②								
			構造地質学	2					②							
		専門科目	71	(注7)	層相進化学	2	必修			②						地球惑星システム学科
					地球惑星内部物理学I	2			②							
					固体地球化学 I	2			②							
					結晶光学演習	1			①							
					地球惑星物質学演習A	1			①							
					地球惑星内部物理学 II	2				②						
					資源地球科学	2				②						
					岩石学	2				②						
					岩石学演習	1				①						
					資源地球科学演習I	1				①						
					地球科学野外巡検B	1				①						
					外書講読	2					②					
	地球惑星システム学実習A (注8)				4					④						
	地球惑星システム学実習 B				2					②						
	卒業研究 (注9)				各4							④ ④				
	2以上	先端数学	2	選択必修				○						数学科		
		先端物理学						○						物理科学科		
		先端化学							○					化学科		
		先端生物学							○					生物科学科		
		先端地球惑星科学								○				地球惑星システム学科		
	上記5科目の「先端理科学科目」から1科目2単位以上															
	20以上	71	(注7)	地球惑星物質学演習B	1	選択必修			○						地球惑星システム学科	
				地層学	2			○								
				環境進化学	2			○								
				宇宙科学演習	1			○								
				地球惑星内部物理学A	2				○							
				固体地球化学 II	2				○							
				熱水地球化学	2				○							
				太陽系物質進化学	2				○							
				資源地球科学演習II	1				○							
				地球惑星内部物理学演習 A	1				○							
				環境地球化学	2					○						
				岩石変形学	2				○							
				地球惑星内部物理学B	2					○						
				環境鉱物学 (注10)	1					○						
				宇宙化学	2					○						
				岩石レオロジー演習	1					○						
地球惑星内部物理学演習 B				1					○							
「地球惑星システム学特別講義」(注11)									○	○	○	○				
測量学 (注10)				2							← ○ →					
地球惑星システム学インターンシップ				1						○						
理学部他プログラムで開講される「専門基礎科目」及び「専門科目」の授業科目						○	○	○	○	○	○	○				
科目区分を問わない		8	(注12)			○	○	○	○	○	○	○	○			
合計		128														

(注7) 「専門基礎科目」及び「専門科目」要修得単位数71を充たすためには、必修科目42単位及び5つの先端理科学科目から2単位を修得することに加えて、更に選択必修科目から27単位以上を修得することが必要である。このうち20単位以上は、履修表に掲げる地球惑星システム学科が開講する選択必修科目から修得することが必要である。

(注8) 「地球惑星システム学実習A」の履修のためには、「構造地質学」及び「岩石学演習」の単位を取得する必要がある。

(注9) 「卒業研究」を履修するためには、卒業要件単位数128単位のうち、「地球惑星システム学実習A」及び「地球惑星システム学実習B」を含めて108単位以上を修得していなければならない。

(注10) 「環境鉱物学」及び「測量学」は隔年に開講される。

(注11) 「地球惑星システム学特別講義」は、一定期間(5セメスター以降)に集中形式で開講される。

(注12) 卒業要件単位数は128であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目49単位、専門教育科目71単位 合計120単位)に加えて、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、さらに8単位以上修得することが必要である。ただし、以下の科目の単位は含まない。「教職に関する科目」及び「教職に関する科目」の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。

- ・2単位を超過して修得した『初修外国語』の「ベーシック外国語 I」及び「ベーシック外国語 II」
- ・6単位を超過して修得した「パッケージ別科目」
- ・全ての「教職に関する科目」
- ・『教職に関する科目』のうち、「物理学実験A」、「化学実験A」、「生物学実験A」及び「地学実験A」
- ・「博物館実習」
- ・他学部他プログラム等が開講する「専門基礎科目」及び「専門科目」(地球惑星システム学プログラム担当教員が認めるものを除く)

IV 資格取得について

教育職員免許状の取得について

教育職員となるためには、教育職員免許法（以下「免許法」という。）及び教育職員免許法施行規則に定められている所定の単位を修得し、希望する教科の免許状を取得する必要があります。

理学部及び大学院理学研究科において取得できる免許状の種類及び所要資格は、次表のとおりです。

なお、理学部を卒業し大学院先端物質科学研究科等の研究科へ進学する場合は、専修免許状取得のための科目の取扱いが異なる場合があるので、進学先の学生便覧を必ず参照してください。

また、中学校の普通免許の取得を希望する場合は、特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で介護等体験（合計7日間）を行うことが必要です。その介護等体験の実施時期、内容及び場所については、Myもみじやピロティ掲示板で周知するので各自で確認してください。特に重要な情報のうち、ピロティ掲示板のみでお知らせする場合がありますので、ピロティ掲示板を見ることを習慣づけてください。

I 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の説明

1 普通免許状を取得するための所要資格

免許状の種類		所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
				教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	計
中学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。		20	31	32	83
	一種免許状	学士の学位を有すること。		20	31	8	59
高等学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。		20	23	40	83
	一種免許状	学士の学位を有すること。		20	23	16	59

- 備考 1 本学部・研究科で取得できる免許状の種類及び教科は、理学部細則及び理学研究科細則で学科、専攻ごとに決められていますが、必要な単位を修得すれば、他学科、専攻で取得できる免許状についても取得することができます。
- 2 本学部・研究科では、特別講義等の単位は上記の単位には含みません。

2 教科に関する科目

中学校教諭の場合

第一欄	第二欄	
免許教科	教科に関する科目	大学において修得することを必要とする最低単位数
数 学	代数学	第二欄に掲げる科目について、それぞれ1単位以上 計20単位
	幾何学	
	解析学	
	「確率論，統計学」	
	コンピュータ	
理 科	物理学	第二欄に掲げる科目について、それぞれ1単位以上 計20単位
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	
	化学	
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	
	生物学	
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	
	地学	
地学実験（コンピュータ活用を含む。）		

高等学校教諭の場合

第一欄	第二欄	
免許教科	教科に関する科目	大学において修得することを必要とする最低単位数
数 学	代数学	第二欄に掲げる科目について、それぞれ1単位以上 計20単位
	幾何学	
	解析学	
	「確率論，統計学」	
	コンピュータ	
情 報	情報社会及び情報倫理	第二欄に掲げる科目について、それぞれ1単位以上 計20単位
	コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	
	情報システム（実習を含む。）	
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	
	マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	
	情報と職業	
理 科	物理学	第二欄に掲げる科目について、それぞれ1単位以上 計20単位
	化学	
	生物学	
	地学	
	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）， 化学実験（コンピュータ活用を含む。）， 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）， 地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	

3 教職に関する科目

第一欄	教職に関する科目	左項の各科目に含める ことが必要な事項	中学校教諭		高等学校教諭		
			専修 免許状	一 種 免許状	専修 免許状	一 種 免許状	
大学において 修得すること を必要とする 最低単位数	第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2	2	
		教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。）					
		進路選択に資する各種の機会の提供等					
	第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	6	6	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）					
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項					
	第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	1 2	1 2	6	6
			各教科の指導法				
			道徳の指導法				
			特別活動の指導法				
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）							
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	4	4	4		
	進路指導の理論及び方法						
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法							
第五欄	教育実習		5	5	3	3	
第六欄	教職実践演習		2	2	2	2	
合 計			3 1	3 1	2 3	2 3	

4 教育職員免許法施行規則第66条の6関係

科目の区分	中高必修単位数
日本国憲法	2
体育	2
外国語コミュニケーション	2
情報機器の操作	2

具体的な授業科目名は、37ページ以降の各学科所属学生用の修得必要単位一覧表を確認してください。

平成 29 年 4 月 1 日入学の編入学生（平成 27 年度カリキュラム適用者）については、入学時に理学部学生支援室にて確認してください。

備考

1 【第四欄「教育課程及び指導法に関する科目」について】

教育課程及び指導法に関する科目は、中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとします。

2 【第四欄「教育課程及び指導法に関する科目」「各教科の指導法」について】

各教科の指導法については、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得する必要があります。

3 【「教職に関する科目」の流用について（中学校免許）】

中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合、教職の意義等に関する科目にあっては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあっては6単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあっては2単位まで、教育実習にあっては3単位まで、教職実践演習にあっては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができます。

4 【「教職に関する科目」の流用について（高等学校免許）】

高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合、教職の意義等に関する科目にあっては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあっては6単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあってはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができます。

5 【編入学の場合の単位認定について】

教育職員免許法別表第1備考第5号ロ及び同施行規則第10条の7、同第66条の7の適用により単位認定が可能な場合がありますので、詳細については、チューター、教務委員又は理学部学生支援室員に尋ねてください。

6 【高校免許「数学」「理科」の単位修得方法の特例について】

高等学校教諭の「数学」「理科」の普通免許状取得を希望する場合は、「教職に関する科目」の一部について、「当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる」とする特例もあります（教育職員免許法別表第1備考第9号及び同法施行規則第6条備考第17号）。

詳細についてはチューター、教務委員又は理学部学生支援室員に尋ねてください。

5 教科又は教職に関する科目

理学部では、特に「教科又は教職に関する科目」を開設していません。大学において修得することを必要とする最低単位数を超えて履修した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」をもってあてています。

II 介護等体験

1 介護等体験について

- ★ 介護等体験は、事前ガイダンス、事前指導等に出席しなければ参加できません。なお、ガイダンスは介護等体験（2年生）参加希望者を対象に、参加希望前年度（1年生）の9～10月頃に行う予定ですが、日程は年度により変更される場合があるので、必ず、もみじやピロティ掲示板等で確認してください。
- ★ ガイダンス、事前指導、実習等全てにおいて、無断欠席・遅刻等は認められません（即、体験停止もあり得ます）。

(1)趣旨

「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる。」

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」第1条から抜粋

(2)制度の対象者

中学校教諭一種免許状の授与を受けようとする方。

ただし、身体障害者手帳に障害の程度が1級から6級と記載されている方等については免除可能です（同法施行規則第3条第2項）。

(3)介護等体験の期間

特別支援学校 2日間、社会福祉施設等 5日間の合計7日間

2 介護等体験の実施日程(例示)

追加・変更の場合があるので、日程は「My もみじ」やピロティ掲示板等で必ず確認してください。なお、以下の日程は、2年生で体験を行う場合を例示しています。

1年生 (参加希望 前年度)	9月～10月	介護等体験事前ガイダンス 兼 体験参加希望受付 (このガイダンスに参加していない場合、次年度の 介護等体験参加はできません)
	10月	介護等体験参加希望意志 最終確認
	2月	事前指導(理学部) 要レポート提出 (レポート未提出、又はレポート内容が基準に達して いない場合、次年度の介護等体験参加を認めません)

2年生 (参加希望 年度)	4月	事前指導(広島大学) 体験施設・時期等調整
	5月～12月	体験実施(特別支援学校 2日間)
	8月～翌年1月	体験実施(社会福祉施設等 5日間)

Ⅲ 教育実習

1 教育実習の履修について

★ 教育実習(事前指導含む)は、事前の理学部及び教育学部主催の説明会、実習前のオリエンテーション等に出席しなければ受講できません。

なお、理学部のガイダンスは中・高等学校教育実習Ⅰ(3年生)・Ⅱ(4年生)履修希望者を対象に、それぞれの履修前年度の12月頃に行う予定ですが、日程は年度により変更される場合がありますので、必ずみじやピロティ掲示板等で確認してください。

★ 介護等体験と同様に、説明会、オリエンテーション、実習等全てにおいて、無断欠席・遅刻等は認められません(即、実習停止もあり得ます)。

(1) 教育実習指導(事前指導)の履修について

授業科目名	対象	開設 セメスター	単位	授業内容
教育実習指導C	中学校及び高等学校 教諭免許状取得希望者	4	1	講義及び演習
	高等学校 教諭免許状取得希望者	6		

備考:教育実習指導の受講にあたっては、出席、遅刻、学習態度、レポート提出などが厳格に評価されるので十分留意してください。

(2) 教育実習(本実習)の履修について

授業科目名	対象	開設 セメスター	単位	授業内容
中・高等学校教育実習Ⅰ	中学校及び高等学校 教諭免許状取得希望者	6	4	各附属中・高等学校で実習
中・高等学校教育実習Ⅱ	高等学校 教諭免許状取得希望者	7	2	

2 教育実習受講資格について

(1) 中学校教諭免許状を取得する場合

■ 2年生後期(4セメスター)の教育実習指導Cを受講するための条件

受講条件は特にありませんが、教育学部主催の「教育実習指導C説明会」(1月下旬頃)に出席しなければ履修登録が行われません(自分では履修登録できない科目です)。

■ 3年生後期(6セメスター)の中・高等学校教育実習Ⅰを受講するための条件

次の条件の他、教育学部主催の「中・高等学校教育実習Ⅰ・Ⅱ説明会」(1月下旬頃)に出

席しなければ履修登録が行われません(自分では履修登録できない科目です)。

- ① 教育実習指導Cの単位を修得していること。
- ② 2年生後期終了時点で、介護等体験を終了していること。
- ③ 2年生後期終了時点で、次の所定の単位を修得していること。ただし、本学で用意している「単位互換」が可能な留学制度により留学した者は、「3年生前期終了時点」とする。(該当する学生は、必ず留学前に申し出ること。)

【教職に関する科目】・・・以下の科目から**合計12単位以上**修得

右の4単位を修得	科目区分「各教科の指導法」から4単位を選択	
右の5科目10単位 から4科目8単位以 上修得	教職入門 (2単位)	教育の思想と原理 (2単位)
	教育と社会・制度 (2単位)	生徒・進路指導論 (2単位)
	特別活動指導法 (2単位)	

【教科に関する科目】

10単位選択修得

なお、所属学科で別途条件を設ける場合があります。一覧表等で確認してください。

(2) 高等学校教諭免許状を取得する場合

■3年生後期(6セメスター)の教育実習指導Cを受講するための条件

受講条件は特にありませんが、教育学部主催の「教育実習指導 C 説明会」(1月下旬頃)に出席しなければ履修登録が行われません(自分では履修登録できない科目です)。

■4年生前期(7セメスター)の中・高等学校教育実習Ⅱを受講するための条件

次の条件の他、教育学部主催の「中・高等学校教育実習Ⅰ・Ⅱ説明会」(1月下旬頃)に出席しなければ履修登録が行われません(自分では履修登録できない科目です)。

- ① 教育実習指導Cの単位を修得していること。
- ② 3年生後期終了時点で、次の所定の単位を修得していること。

【教職に関する科目】・・・以下の科目から**合計18単位以上**修得

右の4単位を修得	科目区分「各教科の指導法」から4単位を選択	
右の8科目16単位 から7科目14単位 選択修得	教職入門 (2単位)	教育の思想と原理 (2単位)
	教育と社会・制度 (2単位)	児童・青年期発達論 (2単位)
	教育課程論 (2単位)	教育方法・技術論 (2単位)
	生徒・進路指導論 (2単位)	特別活動指導法 (2単位)

【教科に関する科目】

10単位選択修得

なお、所属学科で別途条件を設ける場合があります。一覧表等で確認してください。

IV 教職実践演習及び教員免許ポートフォリオについて

<教職実践演習について>

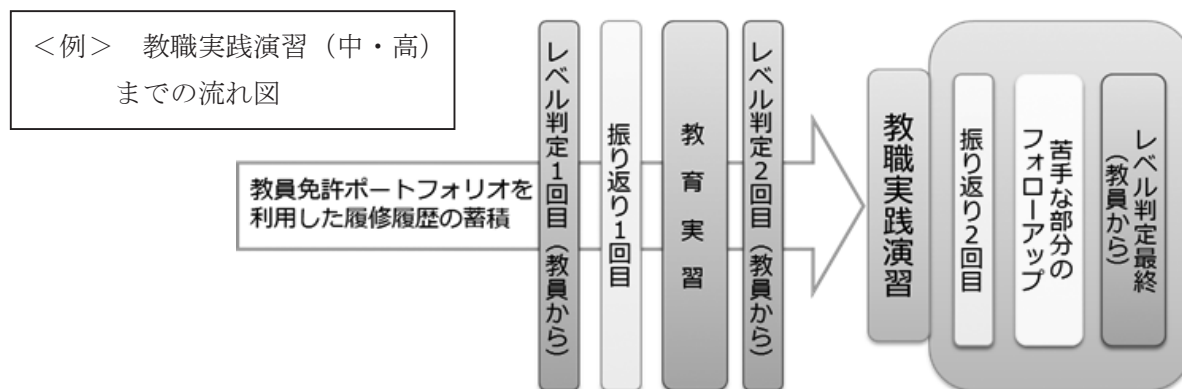
「教育職員免許法施行規則」の一部改正により、平成22年度入学生から「教職実践演習」（4年生の後期の授業）が新設されました。この授業は、教員として必要な知識技能などが習得できていることを確認する授業となっています。そのため、それらの知識技能などを習得できているという証拠や振り返るための資料を残していく必要があります。文部科学省は、“履修カルテ”を作成することを求めています。この“履修カルテ”に対応するものを、広島大学では『教員免許ポートフォリオ』と呼んでいます。

<教員免許ポートフォリオについて>

教員として必要な知識技能などを習得しているという証拠や振り返るための資料を、広大スタンダードの8規準それぞれにおいて、授業や実習で残していくことができます。また、それらを利用して、振り返りを行ったり、教職実践演習への活用を行ったりしていきます。さらに、広大スタンダードの8規準それぞれについて、現在の到達レベルを3段階で確認することができます。

<教職実践演習までの流れ>

教職実践演習は、教員免許を取得する際の必修の科目となります。教職実践演習を履修する場合、教員免許の取得を希望する校種・教科のうち、教育実習を受講する際の校種・教科で教員免許ポートフォリオに評価材を蓄積していく必要があります。校種・教科によっては1セメスターから蓄積が始まります。教員免許の取得を少しでも考えている場合は、下記のホームページで、いつ、何を必要があるのか、必ず確認しておいてください。このことは、ホームページの「免許種および教科の選択」のページでダウンロードできる資料「評価材一覧」から確認できますが、ログインするためには、「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ホームページの使用方法について、「Myもみじ」とおして連絡がありますので、必ず確認してください。分からないことがあれば、チューターや、下記の問い合わせ先まで連絡してください。



教職実践演習・教員免許ポートフォリオのページ

URL <http://home.hiroshima-u.ac.jp/eport/>

問い合わせ先

問い合わせ内容	担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
教職実践演習について	教育学研究科支援室 (学士課程担当)	082-424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
教員免許ポートフォリオについて	教員免許ポートフォリオ支援室 (教育学部管理棟1階)	082-424-4683	e-port@office.hiroshima-u.ac.jp

V 教育職員免許状申請手続

1 免許状授与の申請手続について

卒業予定者で免許状の授与を願い出る方は、理学部学生支援室で一括申請するので以下の書類等を期日までに提出してください。

なお、書類等の提出が遅れた方または卒業後に免許状の授与を願い出る方は、個人で各都道府県教育委員会へ申請する必要があります。

- | | |
|----------------|--|
| (1) 教育職員免許状授与願 | 所定の用紙 |
| (2) 学力に関する証明書 | 理学部学生支援室で作成します |
| (3) 介護等体験の証明書 | 中学校教諭一種免許状を申請する場合のみ必要 |
| (4) 申請手数料 | 1件につき3,400円(平成26年度申請時)
→中学校及び高等学校教諭の同一教科を同時申請する場合は2件と計算します。
なお、所定の振込用紙を用いて支払います。 |

提出期日は、例年4年生の10～11月頃に予定していますが、変更される場合があるので、「Myもみじ」等の掲示板で必ず確認してください。

VI 理学部学生の単位修得方法

それぞれの免許取得に必要な科目名については、次頁以降の該当する表で確認して、必要な科目及び単位数を修得してください。

「I 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の説明」で記述している大学において修得することを必要とする最低単位数と、理学部学生が取得しなければならない単位数は異なっているので注意してください。

また、各科目の開設セメスターは「My もみじ」のシラバスを利用して年度始めに必ず確認してください(年度によって変更される可能性があります)。

教育職員免許「数学」修得必要単位一覧表

(数学科所属学生用)

● 科目名、開設セメスター等は年度により変更される場合があるので、各年度始めに「Myもみじ」等の掲示で必ず確認してください。

1 第66条の6に定める科目		(教育職員免許法施行規則)				
科目の区分		科目名 (教養教育開講科目, ※は主専攻プログラムの必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
日本国憲法		日本国憲法	1~2	2	2	
体育	健康スポーツ科学			2	2	2単位選択必修 (スポーツ実習A及びスポーツ 実習Bは、同一科目で合計2 単位取得 可)
	スポーツ実習A					
	スポーツ実習B					
外国語コミュニケーション	※コミュニケーション I A			2	2	2科目選択必修 (同一科目で合計2単位取得 不可)
	※コミュニケーション I B					
	※コミュニケーション II A					
	※コミュニケーション II B					
情報機器の操作		※情報活用演習		2	2	
合		計		8	8	

2 教科に関する科目						
科目の区分		科目名 (理学部開講科目, ○は免許取得上の必修科目, △は選択必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
数学	代数学	○代数学 I ○代数学 II 代数学 I 演習 代数学 II 演習 代数学A 代数学A演習 代数学B 代数学B演習 代数学C 代数学D	1~8	4	4	20単位を超えて修得した単 位は、「教科又は教職に関す る科目」に充当可能
	幾何学	○数学通論 I ○数学通論 II 数学通論 I 演習 数学通論 II 演習 幾何学A 幾何学A演習 幾何学B 幾何学B演習 幾何学C 幾何学D		4	4	

数学	解析学	○解析学Ⅰ ○解析学Ⅱ ○解析学Ⅲ ○解析学Ⅳ 解析学Ⅰ演習 解析学Ⅱ演習 解析学Ⅲ演習 解析学Ⅳ演習 解析学A 解析学A演習 解析学B 解析学B演習 解析学C 解析学C演習 解析学D 解析学D演習 非線形数理 数理解析学A 数理解析学B	1～8	8	8	20単位を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」に充当可能	
	「確率論、統計学」	△確率・統計A △確率・統計A演習 △確率・統計B △確率・統計C		2	2		それぞれの区分で1科目選択必修
	コンピュータ	△計算数学 △計算数学演習		2	2		
合 計				20	20		

3 教職に関する科目

科目の区分		科目名 (教育学部開講科目, ○は免許取得上の必修科目, △は選択必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	○教職入門	3	2	2	本学部では中学校・高校免許で31単位, 高校免許で25単位を超えて修得した単位は, 「教科又は教職に関する科目」に充当可能
	教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。)					
	進路選択に資する各種の機会の提供等					
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理	3	2	2	(※1) 「教育実習指導C」は, 中学校及び高等学校教諭免許取得希望者は4セメスター, 高等学校教諭免許取得希望者は6セメ
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	○児童・青年期発達論	5	2	2	
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	○教育と社会・制度	4	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	○教育課程論 教育方法学	5 2	2	2	(※2) 「中・高等学校教育実習Ⅰ・Ⅱ」を履修するためには, 以下の要件をすべて満たしていることを原則とする。 【3年次で「中・高等学校教育実習Ⅰ」を履修する場合】 (1)「数学情報課題研究」の受講基準1に掲げる必修科目38単位中, 少なくとも32単位を修得していること。 (2)「数学情報課題研究」の受講基準4の要件を満たすこと。 (3)2年次終了時における全学基準のGPAが, 45.00以上であること。 【4年次で「中・高等学校教育実習Ⅰ」又は「中・高等学校教育実習Ⅱ」を履修する場合】 (1)「数学情報課題研究」の受講基準を満たすこと。
	各教科の指導法	○数学教育学概論Ⅰ ○数学教育学概論Ⅱ	3 4	4	4	
		数学教育方法論 数学教育学研究 数学教育カリキュラム論	2 6 5			
		○道徳教育指導法	5			
	道徳の指導法	○特別活動指導法	4	2	2	
特別活動の指導法	○教育方法・技術論 教育方法学演習	6 3	2	2		
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	○生徒・進路指導論	4	2	2		
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	○教育相談	6	2	2	
	進路指導の理論及び方法					
教育実習	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○教育実習指導C (※1)	4 / 6	1	1	
		△中・高等学校教育実習Ⅰ (※2)	6	4		
		△中・高等学校教育実習Ⅱ (※2)	7		2	

教職実践演習	○教職実践演習(中・高)	8	2	2	
合 計			31	27	

上記の教職に関する科目のほかに、同和教育(2単位:「卒業要件」の単位に換算されない)の履修を要望します。

なお、高校免許「数学」の場合、教職に関する科目の一部について、「当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる」とする特例もあります。

4 教科又は教職に関する科目

科目の区分	科目名 (理学部 / 教育学部開講科目)	開設 Semester	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教科又は教職に関する科目	最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」をもってあてる	1～8	8以上	16以上	

5 その他

区分	名	開設 Semester	中高	高校	備考
介護等体験	介護等体験	3～4	必要	-	高校免許のみ取得の場合、不要

教育職員免許「情報」修得必要単位一覧表

(数学科所属学生用)

● 科目名、開設セメスター等は年度により変更される場合があるので、各年度始めに「Myもみじ」等の掲示で必ず確認してください。

1 第66条の6に定める科目		(教育職員免許法施行規則)			
科目の区分	科目名 (教養教育開講科目, ※は主専攻プログラムの必修科目)	開設 セメスター (21年度)	高校必修 単位数	備考	
日本国憲法	日本国憲法	1~2	2		
体育	健康スポーツ科学		2	2	2単位選択必修 (スポーツ実習A及びスポーツ 実習Bは、同一科目で合計2単 位取得 可)
	スポーツ実習A				
	スポーツ実習B				
外国語コミュニケーション	※コミュニケーション I A		2	2	2科目選択必修 (同一科目で合計2単位取得 不可)
	※コミュニケーション I B				
	※コミュニケーション II A				
	※コミュニケーション II B				
情報機器の操作	※情報活用演習		2		
合 計			8		

2 教科に関する科目					
科目の区分	科目名 (教養教育/理学部開講科目, ○は免許 取得上の必修科目, △は選択必修科目)	開設 セメスター	高校必修 単位数	備考	
情報	情報社会及び情報倫理	○情報活用基礎	1~8	2	20単位を超えて修得した単位 は、「教科又は教職に関する科 目」に充当可能 それぞれで1科目選択必修
	コンピュータ及び情報処理(実習を含 む。)	○数式処理演習 数学情報課題研究 計算数理A 計算数理A演習 コンピュータ支援数学		2	
	情報システム(実習を含む。)	△情報システムと幾何 △データ科学		2	
	情報通信ネットワーク(実習を含む。)	△情報数理概説 △ネットワークと代数系		2	
	マルチメディア表現及び技術(実習を含 む。)	△現象数理 △複雑系数理 △計算数理B		2	
	情報と職業	○情報化と職業倫理 情報インターンシップ		2	
合 計			12		

3 教職に関する科目		科目名 (教育学部開講科目, ○は免許取得上の 必修科目, △は選択必修科目)	開設 semester	高校必修 単位数	備考
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	○教職入門	3	2	本学部では高校免許で25単位を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」に充当可能 ただし、「中・高等学校教育実習Ⅰ」(4単位)の単位を例えば「教職に関する科目」2単位、「教科又は教職に関する科目」2単位というように分割できないことに留意
	教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。)				
	進路選択に資する各種の機会の提供等				
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理	3	2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> (※1) 「教育実習指導C」は, 中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者は4semester, 高等学校教諭免許状取得希望者は6semesterで受講すること。 </div>
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	○児童・青年期発達論	5	2	
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	○教育と社会・制度	4	2	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	○教育課程論 教育方法学	5 2	2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> (※2) 「中・高等学校教育実習Ⅰ・Ⅱ」を履修するためには, 以下の要件をすべて満たしていることを原則とする。 【3年次で「中・高等学校教育実習Ⅰ」を履修する場合】 (1)「<u>教学情報課題研究</u>」の受講基準1に掲げる必修科目38単位中, 少なくとも32単位を修得していること。 (2)「<u>教学情報課題研究</u>」の受講基準4の要件を満たすこと。 (3)2年次終了時における全学基準のGPAが, 45.00以上であること。 【4年次で「中・高等学校教育実習Ⅰ」又は「中・高等学校教育実習Ⅱ」を履修する場合】 (1)「<u>教学情報課題研究</u>」の受講基準を満たすこと。 </div>
	各教科の指導法	○情報教育論Ⅰ ○情報教育論Ⅱ 情報教育プランニング論	3 5 6	4	
	道徳の指導法	道徳教育指導法	5	-	
	特別活動の指導法	○特別活動指導法	4	2	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	○教育方法・技術論 教育方法学演習	6 3	2	
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	4	2	
	進路指導の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○教育相談	6	2	
教育実習		○教育実習指導C (※1)	4 / 6	1	
		△中・高等学校教育実習Ⅰ (※2)	6	2	
		△中・高等学校教育実習Ⅱ (※2)	7	2	
教職実践演習	○教職実践演習(中・高)	8	2		
合 計				27	

上記の教職に関する科目のほかに, 同和教育(2単位:「卒業要件」の単位に換算されない)の履修を要します。

4 教科又は教職に関する科目		科目名 (理学部 / 教育学部開講科目)	開設 semester	高校必修 単位数	備考
教科又は教職に関する科目		必修及び選択必修科目を超えて履修した「 <u>教科に関する科目</u> 」又は「 <u>教職に関する科目</u> 」をもってあてる	1~8	16以上	

5 その他		名	開設 semester	高校	備考
介護等体験		介護等体験	-	-	高校免許のみ取得の場合, 不要

教育職員免許「理科」修得必要単位一覧表

(物理科学科所属学生用)

- 科目名, 開設セメスター等は年度により変更される場合があるので, 各年度始めに「Myもみじ」等の掲示で必ず確認してください。

1 第66条の6に定める科目		(教育職員免許法施行規則)				
科目の区分	科目名 (教養教育開講科目, ※は主専攻プログラムの必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考	
日本国憲法	日本国憲法	1~2	2	2		
体育	健康スポーツ科学		2	2	2	2単位選択必修 (スポーツ実習A及びスポーツ 実習Bは, 同一科目で合計2単 位取得 可)
	スポーツ実習A					
	スポーツ実習B					
外国語コミュニケーション	※コミュニケーション I A		2	2	2	2科目選択必修 (同一科目で合計2単位取得 不可)
	※コミュニケーション I B					
	※コミュニケーション II A					
	※コミュニケーション II B					
情報機器の操作	情報活用基礎		2	2	2	2単位選択必修
	※情報活用演習					
合	計		8	8		

2 教科に関する科目

科目の区分		科目名 (教養教育/理学部開講科目, ○は免許取得上の必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
理科	物理学	○物理学Ⅰ 物理学Ⅱ 物理学概説A 物理学概説B 物理学Ⅰ 物理学Ⅱ 力学Ⅰ 力学演習 力学Ⅱ 電磁気学Ⅰ 電磁気学演習 電磁気学Ⅱ 熱力学 統計力学Ⅰ 統計力学Ⅱ 量子力学Ⅰ 電磁・量子力学演習 量子力学Ⅱ 量子力学Ⅲ 物理数学C 物理数学D 物理数学E 物理数学A 物理科学演習 物理数学B 量子力学演習 統計力学演習 物理科学セミナー 物理科学実験法 化学物理A 化学物理B 固体物理学Ⅰ 固体物理学Ⅱ 結晶学 時空物理学Ⅰ 時空物理学Ⅱ 粒子物理学A 粒子物理学B 計算物理学 連続体力学 宇宙天体物理学 先端物理科学	1~7	2	2	20単位を超えて修得した単 位は、「教科又は教職に関する 科目」に充当可能
	化学	○化学概説A ○化学概説B	1 2	4	4	
	生物学	○生物科学概説A ○生物科学概説B	1 2	4	4	
	地学	○地球惑星科学概説A ○地球惑星科学概説B	1 2	4	4	
	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	○物理科学実験A ○物理科学実験B	5 6	6	6	
	化学実験(コンピュータ活用を含む。)	○化学実験A(注)	5	1		
	生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	○生物学実験A	4	1		
	地学実験(コンピュータ活用を含む。)	○地学実験A	3	1		
合 計				23	20	

(注) 「化学実験A」を受講するまでに、教養教育科目「化学実験」、同「化学実験法・同実験」のいずれかを修得しておく必要があります。
詳細は、受講予定前年度のシラバスで確認してください。

3 教職に関する科目

科目の区分		科目名 (教育学部開講科目, ○は免許取得上の必修科目, △は選択必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	○教職入門	3	2	2	本学部では中学校・高校免許で31単位, 高校免許で25単位を超えて修得した単位は, 「教科又は教職に関する科目」に充当可能 (※1) 「教育実習指導C」は, 中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者は4セメスター, 高等学校教諭免許状取得希望者は6セメスターで受講すること。
	教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。)					
	進路選択に資する各種の機会の提供等					
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理	3	2	2	
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	○児童・青年期発達論	5	2	2	
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	○教育と社会・制度	4	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	○教育課程論 教育方法学	5 2	2	2	
	各教科の指導法	○自然システム(理科)教育法Ⅰ	3	4	4	
		○自然システム(理科)教育法Ⅱ	4			
		自然システム(理科)教育実践論	5			
		理科カリキュラム論	3			
理科授業プランニング論	4					
理科教材プランニング論	5					
道徳の指導法	○道徳教育指導法	5	2			
特別活動の指導法	○特別活動指導法	4	2	2		
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	○教育方法・技術論 教育方法学演習	6 3	2	2		
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	4	2	2	
	進路指導の理論及び方法					
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○教育相談	6	2	2	
教育実習		○教育実習指導C(※1)	4/6	1	1	
		△中・高等学校教育実習Ⅰ	6	4		
		△中・高等学校教育実習Ⅱ	7		2	
教職実践演習	○教職実践演習(中・高)	8	2	2		
合 計				31	27	

上記の教職に関する科目のほかに, 同和教育(2単位:「卒業要件」の単位に換算されない)の履修を要します。

なお, 高校免許「理科」の場合, 教職に関する科目の一部について, 「当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる」とする特例もあります。

4 教科又は教職に関する科目

科目の区分	科目名 (理学部 / 教育学部開講科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教科又は教職に関する科目	最低修得単位を超えて履修した「 <u>教科に関する科目</u> 」又は「 <u>教職に関する科目</u> 」をもってあてる	-	8以上	16以上	

5 その他

区分	名	開設 セメスター	中高	高校	備考
介護等体験	介護等体験	3~4	必要	-	高校免許のみ取得の場合, 不要

教育職員免許「理科」修得必要単位一覧表

(化学科所属学生用)

- 科目名、開設セメスター等は年度により変更される場合があるので、各年度始めに「Myもみじ」等の掲示で必ず確認してください。

1 第66条の6に定める科目		(教育職員免許法施行規則)				
科目の区分	科目名 (教養教育開講科目, ※は主専攻プログラムの必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考	
日本国憲法	日本国憲法	1～2	2	2		
体育	健康スポーツ科学		2	2	2	2単位選択必修 (スポーツ実習A及びスポーツ実習Bは、同一科目で合計2単位取得 可)
	スポーツ実習A					
	スポーツ実習B					
外国語コミュニケーション	※コミュニケーション I A		2	2	2	2科目選択必修 (同一科目で合計2単位取得 不可)
	※コミュニケーション I B					
	※コミュニケーション II A					
	※コミュニケーション II B					
情報機器の操作	情報活用基礎		2	2	2	2単位選択必修
	※情報活用演習					
合	計		8	8		

2 教科に関する科目

科目の区分		科目名 (教養教育/理学部開講科目、 ○は免許取得上の必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
理科	物理学	○物理学概説A ○物理学概説B	1 2	4	4	20単位を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」に充当可能
	化学	○基礎化学A ○基礎化学B 化学概説A 化学概説B 基礎物理化学A 基礎物理化学B 基礎無機化学 基礎有機化学 物理化学ⅠA 物理化学ⅠB 物理化学ⅡA 物理化学ⅡB 無機化学Ⅰ 無機化学Ⅱ 無機化学Ⅲ 有機化学Ⅰ 有機化学Ⅱ 有機化学Ⅲ 物理化学演習 無機化学演習 有機化学演習 先端化学 反応動力学 分子構造化学 量子化学 生体高分子化学 分子光化学 無機固体化学 機器分析化学 有機金属化学 放射化学 有機分析化学 生物構造化学 生体物質化学 構造有機化学 生物化学 有機典型元素化学 反応有機化学 光機能化学 システムバイオロジー バイオインフォマティクス 計算化学・同実習 化学演習	1~7	4	4	
	生物学	○生物科学概説A ○生物科学概説B	1 2	4	4	
	地学	○地球惑星科学概説A ○地球惑星科学概説B	1 2	4	4	
	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	○物理学実験A	3	1		
	化学実験(コンピュータ活用を含む。)	○化学実験Ⅰ ○化学実験Ⅱ	5 6	10	10	
	生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	○生物学実験A	4	1		
	地学実験(コンピュータ活用を含む。)	○地学実験A	3	1		
	合	計			29	

3 教職に関する科目

科目の区分		科目名 (教育学部開講科目, ○は免許取得上の必修科目, △は選択必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	○教職入門	3	2	2	本学部では中学校・高校免許で31単位, 高校免許で25単位を超えて修得した単位は, 「教科又は教職に関する科目」に充当可能
	教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。)					
	進路選択に資する各種の機会の提供等					
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理	3	2	2	
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	○児童・青年期発達論	5	2	2	
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	○教育と社会・制度	4	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	○教育課程論 教育方法学	5 2	2	2	
	各教科の指導法	○自然システム(理科)教育法 I	3	4	4	
		○自然システム(理科)教育法 II	4			
		自然システム(理科)教育実践論	5			
		理科カリキュラム論	3			
		理科授業プランニング論	4			
	理科教材プランニング論	5				
道徳の指導法	○道徳教育指導法	5	2			
特別活動の指導法	○特別活動指導法	4	2	2		
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	○教育方法・技術論 教育方法学演習	6 3	2	2		
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	4	2	2	
	進路指導の理論及び方法					
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○教育相談	6	2	2	
教育実習		○教育実習指導C (※1)	4 / 6	1	1	(※1) 「教育実習指導C」は, 中学校及び高等学校教諭免許取得希望者は4セメスター, 高等学校教諭免許取得希望者は6セメスターで受講すること。 (※2) 「中・高等学校教育実習 I・II」は, GPA50.00以上で, かつ, チューターの許可を得た学生に限り履修が認められる。
		△中・高等学校教育実習 I (※2)	6	4		
		△中・高等学校教育実習 II (※2)	7		2	
教職実践演習		○教職実践演習(中・高)	8	2	2	
合	計			31	27	

上記の教職に関する科目のほか, 同和教育(2単位:「卒業要件」の単位に換算されない)の履修を要望します。

なお, 高校免許「理科」の場合, 教職に関する科目の一部について, 「当該免許に係る教科に関する科目について修得することができる」とする特例もあります。

4 教科又は教職に関する科目

科目の区分	科目名 (理学部 / 教育学部開講科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教科又は教職に関する科目	最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」をもってあてる	-	8以上	16以上	

5 その他

区分	名	開設 セメスター	中高	高校	備考
介護等体験	介護等体験	3~4	必要		高校免許のみ取得の場合, 不要

教育職員免許「理科」修得必要単位一覧表

(生物科学科所属学生用)

● 科目名、開設セメスター等は年度により変更される場合があるので、各年度始めに「Myもみじ」等の掲示で必ず確認してください。

1 第66条の6に定める科目		(教育職員免許法施行規則)				
科目の区分	科目名 (教養教育開講科目, ※は主専攻プログラムの必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考	
日本国憲法	日本国憲法	1~2	2	2		
体育	健康スポーツ科学		2	2	2	2単位選択必修 (スポーツ実習A及びスポーツ 実習Bは、同一科目で合計2単 位取得 可)
	スポーツ実習A					
	スポーツ実習B					
外国語コミュニケーション	※コミュニケーション I A		2	2	2	2科目選択必修 (同一科目で合計2単位取得 不可)
	※コミュニケーション I B					
	※コミュニケーション II A					
	※コミュニケーション II B					
情報機器の操作	情報活用基礎		2	2	2	2単位選択必修
	※情報活用演習					
合 計			8	8		

2 教科に関する科目						
科目の区分	科目名 (教養教育/理学部開講科目, ○は免許取得上の必修科目, △は選択必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考	
理科	物理学	○物理学概説A ○物理学概説B	1 2	4	4	20単位を超えて修得した単位 は、「教科又は教職に関する科 目」に充当可能
	化学	○化学概説A ○化学概説B	1 2	4	4	

理科	生物学	○基礎生物学A ○基礎生物学B 生物学概説A 生物学概説B 植物分類学 発生生物学演習 生化学A 分子生理学演習 微生物学 植物生理学B 植物生態学A 植物生理化学演習 分子遺伝学A 分子遺伝学演習 発生生物学B 生化学B 動物生理学B 細胞生物学B 情報生物学 動物生理学A 動物形態学 植物生態学B 植物形態学 細胞生物学A 植物分類生態学演習 細胞生物学演習 比較発生学 植物分子細胞構築学演習 発生生物学A 分子遺伝学B 植物生理学A 分子形質発現学演習 先端生物学 生物科学セミナー 遺伝子化学演習 進化発生学演習 島嶼生物学演習 遺伝学 分子細胞情報学 進化遺伝学 動物の系統と進化 植物遺伝子資源学演習 内分泌学・免疫学 両生類生物学演習	1~8	4	4	20単位を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」に充当可能
	地学	○地球惑星科学概説A ○地球惑星科学概説B	1 2	4	4	
	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	○物理学実験A	3	1		
	化学実験(コンピュータ活用を含む。)	○化学実験A (注)	5	1		
	生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	○生物科学基礎実験Ⅰ ○生物科学基礎実験Ⅱ ○生物科学基礎実験Ⅲ ○生物科学基礎実験Ⅳ 植物地理学実習 海洋生物学実習A 海洋生物学実習B 宮島生態学実習 公開臨海実習	3~6	12	12	
	地学実験(コンピュータ活用を含む。)	○地学実験A	3	1		
合 計				31	28	

(注) 「化学実験A」を受講するまでに、教養教育科目「化学実験」、同「化学実験法・同実験」のいずれかを修得しておく必要があります。詳細は、受講予定前年度のシラバスで確認してください。

3 教職に関する科目

科目の区分		科目名 (教育学部開講科目, ○は免許取得上の必修科目, △は選択必修科目)	開設 semester	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	○教職入門	3	2	2	本学部では中学校・高校免許で31単位, 高校免許で25単位を超えて修得した単位は, 「教科又は教職に関する科目」に充当可能 (※1) 「教育実習指導C」は, 中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者は4semester, 高等学校教諭免許状取得希望者は6semesterで受講すること。
	教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。)					
	進路選択に資する各種の機会の提供等					
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理	3	2	2	
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	○児童・青年期発達論	5	2	2	
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	○教育と社会・制度	4	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	○教育課程論 教育方法学	5 2	2	2	
	各教科の指導法	○自然システム(理科)教育法 I	3	4	4	
		○自然システム(理科)教育法 II	4			
		自然システム(理科)教育実践論	5			
		理科カリキュラム論	3			
		理科授業プランニング論	4			
理科教材プランニング論	5					
道徳の指導法	○道徳教育指導法	5	2			
特別活動の指導法	○特別活動指導法	4	2	2		
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	○教育方法・技術論 教育方法学演習	6 3	2	2		
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	4	2	2	
	進路指導の理論及び方法					
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○教育相談	6	2	2	
教育実習		○教育実習指導C (※1)	4 / 6	1	1	
		△中・高等学校教育実習 I	6	4		
		△中・高等学校教育実習 II	7		2	
教職実践演習	○教職実践演習(中・高)	8	2	2		
合 計				31	27	

上記の教職に関する科目のほか, 同和教育(2単位:「卒業要件」の単位に換算されない)の履修を要します。

なお, 高校免許「理科」の場合, 教職に関する科目の一部について, 「当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる」とする特例もあります。

4 教科又は教職に関する科目

科目の区分	科目名 (理学部 / 教育学部開講科目)	開設 semester	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教科又は教職に関する科目	最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」をもってあてる	-	8以上	16以上	

5 その他

区分	名	開設 semester	中高	高校	備考
介護等体験	介護等体験	3~4	必要		高校免許のみ取得の場合, 不要

教育職員免許「理科」修得必要単位一覧表

(地球惑星システム学科所属学生用)

- 科目名, 開設セメスター等は年度により変更される場合があるので, 各年度始めに「Myもみじ」等の掲示で必ず確認してください。

1 第66条の6に定める科目		(教育職員免許法施行規則)				
科目の区分	科目名 (教養教育開講科目, ※は主専攻プログラムの必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考	
日本国憲法	日本国憲法	1~2	2	2		
体育	健康スポーツ科学		2	2	2	2単位選択必修 (スポーツ実習A及びス ポーツ実習Bは, 同一科 目で合計2単位取得 可)
	スポーツ実習A					
	スポーツ実習B					
外国語コミュニケーション	※コミュニケーション I A		2	2	2	2科目選択必修 (同一科目で合計2単位 取得 不可)
	※コミュニケーション I B					
	※コミュニケーション II A					
	※コミュニケーション II B					
情報機器の操作	情報活用基礎		2	2	2	2単位選択必修
	情報活用演習					
合	計		8	8		

2 教科に関する科目

科目の区分		科目名 (教養教育/理学部開講科目、 ○は免許取得上の必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考	
理科	物理学	○物理学概説A ○物理学概説B	1 2	4	4	20単位を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」に充当可能	
	化学	○化学概説A ○化学概説B	1 2	4	4		
	生物学	○生物科学概説A ○生物科学概説B	1 2	4	4		
	地学	○地球惑星科学概説A ○地球惑星科学概説B 地球惑星物質学 地球惑星物質学演習A 地球惑星物質学演習B 構造地質学 層相進化学 環境進化学 岩石学 結晶光学演習 岩石学演習 岩石レオロジー演習 固体地球化学 I 宇宙科学演習 資源地球科学 資源地球科学演習 I 資源地球科学演習 II 地球惑星内部物理学 I 地球惑星内部物理学 II 地球惑星内部物理学演習A 地球惑星内部物理学演習B 地層学 岩石変形学 宇宙化学 水圏地球化学 環境鉱物学 熱水地球化学 環境地球化学 地球惑星内部物理学A 地球惑星内部物理学B 固体地球化学 II 先端地球惑星科学 地球テクトニクス 太陽系物質進化学	1~6	4	4		
	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	○物理学実験A	3	1			
	化学実験(コンピュータ活用を含む。)	○化学実験A (注)	5	1			
	生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	○生物学実験A	4	1			
	地学実験(コンピュータ活用を含む。)	○地球科学野外巡検A ○地球科学野外巡検B ○地球惑星システム学実習A ○地球惑星システム学実習B	1 4 5 5	8	8		
	合	計			27		24

(注) 「化学実験A」を受講するまでに、教養教育科目「化学実験」、同「化学実験法・同実験」のいずれかを修得しておく必要があります。詳細は、受講予定前年度のシラバスで確認してください。

3 教職に関する科目

科目の区分		科目名 (教育学部開講科目, ○は免許取得上の必修科目, △は選択必修科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	○教職入門	3	2	2	本学部では中学校・高校免許で31単位, 高校免許で25単位を超えて修得した単位は, 「教科又は教職に関する科目」に充当可能 (※1) 「教育実習指導C」は, 中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者は4セメスター, 高等学校教諭免許状取得希望者は6セメスターで受講すること。
	教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。)					
	進路選択に資する各種の機会の提供等					
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理	3	2	2	
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	○児童・青年期発達論	5	2	2	
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	○教育と社会・制度	4	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	○教育課程論 教育方法学	5 2	2	2	
	各教科の指導法	○自然システム(理科)教育法Ⅰ	3	4	4	
		○自然システム(理科)教育法Ⅱ	4			
		自然システム(理科)教育実践論	5			
		理科カリキュラム論	3			
		理科授業プランニング論	4			
理科教材プランニング論	5					
道徳の指導法	○道徳教育指導法	5	2			
特別活動の指導法	○特別活動指導法	4	2	2		
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	○教育方法・技術論 教育方法学演習	6 3	2	2		
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	4	2	2	
	進路指導の理論及び方法					
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○教育相談	6	2	2	
教育実習		○教育実習指導C (※1)	4 / 6	1	1	
		△中・高等学校教育実習Ⅰ	6	4		
		△中・高等学校教育実習Ⅱ	7		2	
教職実践演習	○教職実践演習(中・高)	8	2	2		
合 計				31	27	

上記の教職に関する科目のほかに, 同和教育(2単位:「卒業要件」教科「教職」教科又は教職)の単位に換算されない)の履修を要望します。

なお, 高校免許「理科」の場合, 教職に関する科目の一部について, 「当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる」とする特例もあります。

4 教科又は教職に関する科目

科目の区分	科目名 (理学部 / 教育学部開講科目)	開設 セメスター	中高必修 単位数	高校必修 単位数	備考
教科又は教職に関する科目	最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」をもってあてる	-	8以上	16以上	

5 その他

区分	名	開設 セメスター	中高	高校	備考
介護等体験	介護等体験	3~4	必要		高校免許のみ取得の場合, 不要

学芸員となる資格について

(対象学科：全学科)

学芸員とは

博物館法に則り博物館におかれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に従事する職務です。博物館法上の博物館には、いわゆる歴史博物館、考古館、美術館のほか、動物園、植物園、水族館、科学館などがあります。

学芸員の資格を得るためには、学士の称号を有し、文部科学省令で定められた博物館に関する科目の単位を取得する必要があります。

資格について

学芸員の資格を得るための科目を取得できるよう編成されたのが学芸員資格取得特定プログラムです。

この特定プログラムの目標は、博物館に関する科目を開設し、美術、歴史・考古及び自然の領域に関わる博物館に勤務できる学芸員を育成しようとするものです。

本プログラムの詳細は、学生便覧（この冊子）の「特定プログラム」に関するハイプロのページを参照してください。

なお、本プログラムを修了しただけでは学芸員になることはできません。

学芸員の資格とは、免許状のようなものが与えられるようなものではなく、博物館に任用されることによって初めて学芸員となることができるものです。

測量士及び測量士補について

(対象学科：数学科及び地球惑星システム学科)

測量士・測量士補とは

「基本測量（すべての測量の基礎となる測量）」、「公共測量（国又は地方公共団体の実施する測量）」に従事する時に必要な資格です。

測量士となる資格を有する方は、大学において、「測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、測量に関し1年以上の実務の経験を有するもの」となっています（測量法第50条第1号）。

また、測量士補となる資格を有する方は、大学において、「測量に関する科目を修め、当該大学を卒業したもの」となっています。（測量法第51条第1号）

資格について

数学科及び地球惑星システム学科は、測量法第50条第1号及び第51条第1号に規定する「測量に関する科目」に係る学科として認定を受けています。

数学科及び地球惑星システム学科を卒業した方は、国土交通省国土地理院に申請すれば「測量士補」として、また、実務経験を経て同様に申請すれば「測量士」として登録されることができます。

登録についての詳細は、国土交通省国土地理院のホームページ等を参照してください。

毒物劇物取扱責任者について

(対象学科：化学科)

毒物劇物取扱責任者とは

毒物又は劇物を取り扱う場合には、企業等に専任の毒物劇物取扱責任者を置き、保健衛生上の危害の防止に当たらせることが義務づけられています。毒物劇物取扱責任者は、貯蔵場所等の管理、各種点検、事故の措置等の業務を行います。

資格について

化学科は「厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課」（毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号）に該当しますので、化学科を卒業した方は無試験で毒物劇物取扱責任者になることができます。

なお、毒物劇物取扱責任者には、教育職員免許状のような免許状・免許証は無く、専用の証明書もありません。企業等に就職後毒物劇物取扱責任者になる場合は、卒業証明書又は成績証明書を担当行政機関に提出することになっています。

危険物取扱者（甲種）について

(対象学科：化学科)

危険物取扱者（甲種）とは

定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う化学関係施設では、危険物を取り扱うために危険物取扱者を置くことが義務づけられています。この危険物取扱者のうち、限定された危険物のみ取扱う場合は危険物取扱者（乙種）に、全種類の危険物を取扱う場合は危険物取扱者（甲種）の試験に合格する必要があります。

資格について

化学科は危険物取扱者（甲種）受験資格の「大学において化学に関する学科等」に該当しますので、化学科を卒業した方は出願時に卒業証明書等を提出することで（甲種）の受験が可能になります。

また、「化学」に関する科目を15単位以上取得して、在学中に取得することもできます。

V 諸 規 則

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 9 条)
 - 第 2 章 入学(第 10 条－第 18 条)
 - 第 3 章 教育課程(第 19 条－第 27 条)
 - 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条－第 31 条)
 - 第 5 章 休学及び退学(第 32 条－第 35 条)
 - 第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条－第 38 条)
 - 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条－第 43 条)
 - 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条－第 46 条)
 - 第 9 章 授業料(第 47 条－第 51 条)
 - 第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条－第 54 条)
 - 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系)
	第二類(科学文化教育系)
	第三類(言語文化教育系)
	第四類(生涯活動教育系)
	第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科
	物理科学科
	化学科
	生物科学科

	地球惑星システム学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科 薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科

2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあっては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあつては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあつては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)とする。

3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあつては18,000円)とする。

(入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

(1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願ひ出た者

(2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願ひ出た者

(3) 学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入學を願ひ出た者

2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入學を願ひ出た者については、選考の上、再入学として入学を許可することができる。

3 前2項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

(合格者の決定)

第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入學料282,000円(夜間主コースにあつては141,000円)を納付しなければならない。

(入學料の免除及び徴収猶予)

第 16 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第 16 条の 3 学長は、第 16 条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第 17 条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第 13 条の入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)

(2) 第 12 条第 1 項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第 18 条 本学は、第 11 条及び第 14 条の規定にかかわらず、本学の第 3 年次又は第 2 年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第 19 条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第 19 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第 19 条の 3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあつては教養教育に関する規則、専門教育科目にあつては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 19 条の 4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第 2 項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第 19 条の 5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 20 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 21 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第 23 条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 24 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第 25 条 学生は、第 23 条第 2 項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第 26 条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 4 章 他の大学等における授業科目の履修
(学生交流)

第 28 条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第 3 項及び第 4 項、第 30 条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第 29 条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。
- 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第 1 項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 5 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 2 項、次条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 30 条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第 28 条第 2 項、前条第 3 項及び第 4 項並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の特攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第 1 年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第 31 条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第 1 年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第 1 年次に入学した者が入学前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第 28 条第 2 項、第 29 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 前 3 項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 休学及び退学

(休学)

第 32 条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学の期間は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に 1 年以内の休学を許可することがある。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 17 条第 9 号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 4 前項の休学期間は、引き続き 4 年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に 1 年以内の休学を許可することがある。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。

7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第 33 条 休学期間(前条第 4 項及び第 6 項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第 34 条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第 35 条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第 6 章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第 36 条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第 37 条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 38 条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第 7 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 39 条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 40 条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 41 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学内の秩序を著しく乱した者

(5) 学生の本分に著しく反した者

第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

(1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であつて、納付すべき入学料を納付しないもの

(2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者

(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第 8 章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 44 条 第 4 条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位以上、薬学部薬学科にあつては 186 単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る 20 単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 19 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

(1) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位、薬学部薬学科にあつては 186 単位。以下同じ。)の場合は、60 単位を超えないものとする。

(2) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は、第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 128 単位、薬学部薬学科にあつては 126 単位)以上の修得がなされていれば、60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に定める要件を満たしている場合には、第 4 条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第 46 条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

- 2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料

(授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあつては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。
- (1) 特別の事情により期中の途中において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者
月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
 - (2) 学年の途中で卒業する者
月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日
 - (3) 月割分納を許可された者
その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
 - (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者
許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日
- 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。
(授業料の免除及び徴収猶予)

第 48 条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第 49 条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第 50 条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第 51 条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額

(2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額

(3) 9 月 30 日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第 52 条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条の 2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第 53 条 第 13 条、第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生は、定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第 53 条の 2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総 計		9,840	9,790	9,760

3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度にあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総 計		9,840

4 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。)については、この通則の施行後もなおその効力を有する。

- 6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部，学科及び課程については，なお存続するものとする。

(略)

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号)

- この規則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は，この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず，平成 21 年度から平成 36 年度までにあつては，次の表のとおりとする。

年 度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成 21 年度	110	230	2,350	610	1,130	9,905
平成 22 年度	117	237	2,357	627	1,147	9,960
平成 23 年度	117	237	2,357	644	1,164	10,015
平成 24 年度	117	237	2,357	661	1,181	10,032
平成 25 年度	120	240	2,357	681	1,201	10,049
平成 26 年度	120	240	2,357	701	1,221	10,066
平成 27 年度	120	240	2,357	711	1,231	10,073
平成 28 年度	120	240	2,357	714	1,234	10,073
平成 29 年度	120	240	2,357	717	1,237	10,073
平成 30 年度	115	235	2,352	715	1,235	10,068
平成 31 年度	115	235	2,352	710	1,230	10,063
平成 32 年度				695	1,215	10,051
平成 33 年度				680	1,200	10,039
平成 34 年度				665	1,185	10,027
平成 35 年度				650	1,170	10,015
平成 36 年度				640	1,160	10,008

- 歯学部の口腔保健学科は，新通則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は，新通則別表の規定にかかわらず，平成 21 年度から平成 23 年度までにあつては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

- 新通則第 26 条の規定は，平成 20 年度以前に入学した学生には適用しない。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 全学部の入学定員並びに歯学部の歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
	総計	歯学科	歯学部計	総計
平成 23 年度	2,355	348	508	10,008
平成 24 年度	2,355	341	501	10,018
平成 25 年度	2,358	334	494	10,031
平成 26 年度	2,358	327	487	10,044
平成 27 年度	2,358	320	480	10,047
平成 28 年度	2,358			10,048
平成 29 年度	2,358			10,051
平成 30 年度	2,353			10,049
平成 31 年度	2,353			10,044
平成 32 年度				10,029
平成 33 年度				10,014
平成 34 年度				9,999
平成 35 年度				9,984
平成 36 年度				9,974

(略)

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部の保健学科及び学部並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	収容定員		
	保健学科	医学部計	総計
平成 27 年度	500	1,211	10,027
平成 28 年度		1,194	10,008
平成 29 年度		1,197	10,011
平成 30 年度		1,195	10,009
平成 31 年度		1,190	10,004
平成 32 年度		1,175	9,989
平成 33 年度		1,160	9,974
平成 34 年度		1,145	9,959

平成 35 年度		1,130	9,944
平成 36 年度		1,120	9,934

別表(第 3 条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	130		520
	計	130		520
文学部	人文学科	140	10	580
	計	140	10	580
教育学部	第一類(学校教育系)	180		720
	第二類(科学文化教育系)	88		352
	第三類(言語文化教育系)	84		336
	第四類(生涯活動教育系)	88		352
	第五類(人間形成基礎系)	55		220
	計	495		1,980
法学部	法学科 昼間コース	140	10	580
	夜間主コース	40	10	180
	計	180	20	760
経済学部	経済学科 昼間コース	150	10	620
	夜間主コース	60	10	260
	計	210	20	880
理学部	数学科	47	10	188
	物理科学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120		480
	計	225		1,110
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部	第一類(機械システム工学系)	105	10	420

	第二類(電気・電子・システム・情報系)	135		540
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)	115		460
	第四類(建設・環境系)	135		540
	計	490	10	1,980
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
	総 計	2,343	80	9,924

○広島大学理学部細則

(平成 16 年 4 月 1 日学部長決裁)

改正 平成 17 年 2 月 28 日 一部改正 平成 18 年 3 月 14 日 一部改正
平成 19 年 2 月 26 日 一部改正 平成 20 年 3 月 4 日 一部改正
平成 21 年 2 月 23 日 一部改正 平成 21 年 5 月 25 日 一部改正
平成 22 年 2 月 22 日 一部改正 平成 23 年 2 月 28 日 一部改正
平成 23 年 3 月 19 日 一部改正 平成 25 年 2 月 20 日 一部改正
平成 26 年 2 月 21 日 一部改正 平成 27 年 2 月 23 日 一部改正
平成 27 年 3 月 19 日 一部改正

広島大学理学部細則

(趣旨)

第 1 条 広島大学理学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)、広島大学教育プログラム規則(平成 18 年 2 月 14 日規則第 5 号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成 23 年 2 月 15 日規則第 3 号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第 2 条 本学部は、自然界に働く普遍的な法則や基本原理の解明を目指した専門的教育研究活動を通じて、自然科学の基礎を十分に修得させ、真理探究への鋭い感性と総合的判断力を培うことによって、社会のさまざまな分野で活躍することのできる、研究者、技術者、教育者等としての素養を備えた人材を養成する。

2 各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

学科名	教育研究上の目的
数学科	現代数学の理論の基礎・応用を学習し、幅広い知識を習得するとともに、高度な論理性と弾力的な数学的思考力を身に付けることによって、研究者、技術者、教育者等として社会の各方面で活躍することのできる人材を養成する。
物理科学科	(1) 理学の基盤学問としての物理学の専門知識を主とした高度な教養を身に付け、真理を解き明かし、自然を探究する能力を持つ人材を養成する。 (2) 基礎学力と物理分野の高度な専門知識及びそれを使いこなす能力を持ち、研究者、技術者、教育者等として社会で活躍できる人材を養成する。
化学科	化学の基礎知識を体系化して習得し、その確固たる知力に裏打ちされた豊かな創造性及び国際性を併せ持った化学者としての素養を身に

	つけた人材を養成する。さらに、最先端研究に従事することにより、研究者としての心構えや基礎を確立する。
生物科学科	生物科学の幅広い分野の基礎知識及び専門知識並びに実験、調査及び解析の諸技術を習得し、生物学的諸問題に対処できる基礎力を蓄えた人材を育成する。基礎的研究や応用的開発に従事する技術者、産業界における実務や理科教育等関連分野で活躍できる人材を養成する。
地球惑星システム学	地球惑星科学に関する幅広い基礎知識を習得し、未解決問題の発見とその解決の能力を養い、環境問題、自然災害等に関わる社会的要請にも応え得る人材を養成する。

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、主専攻プログラムとして、体系的に編成する。

2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次の表のとおりとする。

学科名	主専攻プログラム名
数学科	数学プログラム
物理科学科	物理学プログラム
化学科	化学プログラム
生物科学科	生物学プログラム
地球惑星システム学科	地球惑星システム学プログラム

(授業科目及び履修方法)

第4条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表第1のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

(主専攻プログラムの登録)

第5条 学生は、第3条第2項に規定する所属する学科の主専攻プログラムを登録するものとする。

2 前項の登録の時期は、入学時とする。

(履修手続)

第6条 各学期に開講する授業科目及び担当教員名等は、その学期の始めに公示する。

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間内に所定の手続をしなければならない。ただし、他学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の規定に従わなければならない。

2 他学部の学生は、本学部の授業科目を履修しようとするときは、前項本文の手続をしなければならない。

(修得単位数の少ない学生の履修指導)

第 8 条 チューターは、1 年間の修得単位数が 25 単位以下の学生(4 年次生を除く。)に対し、勉学意欲の奮起等の履修指導を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 9 条 履修科目の登録の上限については、別に定める。

(第 1 年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第 10 条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)第 2 条第 1 項の規定に基づき定める第 1 年次に入学した者の既修得単位等の認定できる単位数については、60 単位の範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定できる単位数については、60 単位の範囲内とする。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 11 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する科目に係る授業科目の単位を修得した場合には、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

2 前項の授業科目及び単位数については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 11 条の 2 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

2 長期履修の期間の最長年限は、8 年とする。

(教育課程の修了)

第 12 条 教育課程の修了は、所定の試験に合格し、別表第 1 及び別表第 2 に規定する単位を修得することによる。

(単位数の計算の基準)

第 13 条 授業科目の単位数の計算は、次の基準によるものとする。

(1) 講義は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習(外国語科目を含む。)は、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習及び実技は、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(卒業研究)

第 14 条 卒業研究は、所定の単位を修得する見込みのある者が履修できる。

2 卒業研究を履修している者は、指導教員の承認を得て、論文題目届及び論文を、それぞれ所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

(試験)

第 15 条 試験は、各学期に行い、日時及び方法は、授業担当教員が定める。

(追試験)

第 16 条 追試験は、原則として行わない。ただし、病気その他やむを得ない事由により試験が受けられなかった場合に限り、授業担当教員の判断により追試験を行うことがある。

(到達度の評価)

第 17 条 通則第 19 条の 5 に規定する成績評価のほか、教育プログラムの到達目標への到達度の評価を行う。

2 前項の到達度の評価は、別に定める教育プログラムの学習の成果の評価項目と評価基準に基づき、「極めて優秀」、「優秀」及び「良好」の 3 段階で行う。

(教員免許)

第 18 条 学生は、所要の単位を修得したときは、次の表に掲げる教育職員の普通免許状授与の所要資格を得ることができる。

学科名	免許状の種類	免許教科の種類
数学科	中学校教諭一種免許状	数学
	高等学校教諭一種免許状	
	高等学校教諭一種免許状	情報
物理科学科	中学校教諭一種免許状	理科
化学科	高等学校教諭一種免許状	
生物科学科		
地球惑星システム学科		

2 前項の単位修得方法については、別に定める。

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第 19 条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

(休学)

第 20 条 学生は、休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生は、休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第21条 学生は、退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第22条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学部へ転学を志望する者は、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により入学を許可された者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(登録プログラムの変更)

第23条 学生は、本学部の他の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、転学科の許可を得なければならない。

2 学生は、他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、広島大学転学部への取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

(卒業の要件)

第24条 本学部の卒業の要件は、本学部へ4年以上在学し、かつ、別表に定める教育課程における所定の単位を修得することとする。

2 教授会は、前項の要件を満たした者の卒業の認定について、学長に意見を述べる。

(早期卒業)

第25条 早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学士入学)

第26条 本学部への学士入学を志願する者は、所定の書類に検定料を添えて学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により入学を許可された者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(再入学)

第27条 本学部への再入学を志願する者は、所定の書類に検定料を添えて学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により入学を許可された者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(編入学)

第28条 編入学については、広島大学編入学規則(平成16年4月1日規則第5号)の定めるところによる。

- 2 本学部への編入学を志願する者は、所定の書類に検定料を添えて学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定により入学を許可された者の既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(雑則)

第 29 条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 2 月 28 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 14 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学理学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 2 月 26 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学理学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 4 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学理学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 広島大学理学部における既修得単位の認定に関する申合せ(平成 16 年 4 月 1 日学部長決裁)は、廃止する。
- 4 平成 19 年度以前に入学した学生の広島大学での既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 2 月 23 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学理学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 5 月 25 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 21 年 5 月 25 日から施行し、この細則による改正後の広島大学理学部細則の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 20 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学理学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 2 月 22 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学理学部細則の規定(平成 21 年度に入学した学生にあつては、第 19 条の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 2 月 28 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学理学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 19 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学理学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 2 月 20 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学理学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 2 月 21 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学理学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 2 月 23 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学理学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 19 日 一部改正)
この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 4 条第 2 項, 第 12 条関係)

教養教育科目
数学プログラム

科目区分			要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	標準履修セメスター(注 1)	
教養 コア 科目	教養ゼミ		2	教養ゼミ	2	必修	1 セメスターから	
	平和科目		2	「平和科目」から	各 2	選択必修	1 セメスターから	
	パッケージ別科目		6	「パッケージ別科目」の 1 パッケージから	各 2	選択必修	2 セメスターから	
共通 科目	外国 語 科 目	英語(注 2)	コミュニケーション基礎(注 3)	(0)	コミュニケーション基礎 I	1	自由	1 セメスターから
					コミュニケーション基礎 II	1	選択	2 セメスターから
			コミュニケーション I	2	コミュニケーション I A	1	必修	1 セメスターから
					コミュニケーション I B	1		
			コミュニケーション II	2	コミュニケーション II A	1	必修	2 セメスターから
	コミュニケーション II B	1						
コミュニケーション III	2	コミュニケーション III A	1	選択	3 セメスターから			

					コミュニケーションⅢB	1	必修	
					コミュニケーションⅢC	1		
					上記3科目から2科目2単位			
	初修外国語 (ドイツ語, フランス語, スペイン語, ロシア語, 中国語, 韓国語, アラビア語のうちから1言語選択)	4		「ベーシック外国語Ⅰ」から2単位	各1	選択	1	1セメスターから
			「ベーシック外国語Ⅱ」から2単位	各1	必修		2	2セメスターから
			Ⅰ及びⅡは同一言語を選択すること					
情報科目		(0)	情報活用基礎(注4)	2		自由選択	1	1セメスターから
		2	情報活用演習	2		必修	1	1セメスターから
領域科目		4	「すべての領域」から(注5)	1又は2		選択必修	1	1セメスターから
健康スポーツ科目		2	「健康スポーツ科目」から	1又は2		選択必修	1	1セメスターから
基盤科目	15	8	線形代数学Ⅰ	2		必修	1	1セメスターから
			線形代数学演習Ⅰ	1			1	1セメスターから
			線形代数学Ⅱ	2			2	2セメスターから
			線形代数学演習Ⅱ	1			2	2セメスターから
			数学概説	2			1	1セメスターから
	7		情報数理概説	2		選択	2	2セメスターから
			物理学概説A	2		必修	1	1セメ

			修	ターから
		物理学概説 B	2	2 セメ ターから
		化学概説 A	2	1 セメ ターから
		化学概説 B	2	2 セメ ターから
		生物科学概説 A	2	1 セメ ターから
		生物科学概説 B	2	2 セメ ターから
		地球惑星科学 概説 A	2	1 セメ ターから
		地球惑星科学 概説 B	2	2 セメ ターから
		統計データ解 析 A	2	1 セメ ターから
		統計データ解 析 B	2	2 セメ ターから
		数学英語演習	1	4 セメ ターから
		数学プログラ ム担当教員会 の認めるもの (注 6)		
教養教育科目小計	43			

(注 1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期（前期又は後期）に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。

(注 2) 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を『コミュニケーションⅢ』の要修得単位として算入することができる。

外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

(注3) 修得した「コミュニケーション基礎Ⅰ」及び「コミュニケーション基礎Ⅱ」の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注4) 修得した「情報活用基礎」の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注5) 『自然科学領域』以外から履修することが望ましい。教育職員免許状の取得を希望する場合は、『社会科学領域』の「日本国憲法」が必修であることに留意すること。

(注6) 数学系以外の授業科目についてのみ認める場合がある。

物理学プログラム

科目区分			要修得 単位数	授業科目等	単 位 数	履 修 区 分	標準履修 セメスタ ー(注 1)		
教養 コア 科目	教養ゼミ		2	教養ゼミ	2	必修	1セメス ターから		
	平和科目		2	「平和科 目」から	各 2	選 択 必 修	1セメス ターから		
	パッケージ別科目		6	「パッケー ジ別科目」 の1パッケー ジから	各 2	選 択 必 修	2セメス ターから		
共通 科目	外国 語 科 目	英語(注 2)	コミュニケーション 基礎(注3)	6	(0)	コミュニケーション基 礎Ⅰ	1	自 由 選 択	1セメス ターから
						コミュニケーション基 礎Ⅱ	1		2セメス ターから
		コミュニケーション Ⅰ	2		コミュニケーションⅠ A	1	必 修	1セメス ターから	
					コミュニケーションⅠ B	1			
		コミュニケーション Ⅱ	2		コミュニケーションⅡ A	1	必 修	2セメス ターから	
					コミュニケ	1			

					ーションⅡ B				
		コミュニケーション Ⅲ		2	コミュニケーションⅢ A	1	選 択 必 修	3セメス ターから	
				コミュニケーションⅢ B	1				
				コミュニケーションⅢC	1				
					上記3科目から2 科目2単位				
		初修外国語 (ドイツ語, フランス語, ス ペイン語, ロシア語, 中国 語, 韓国語, アラビア語のう ちから1言語選択) (注 4)	(0)	(0)	「ベーシッ ク外国語 Ⅰ」から	各 1	自 由 選 択	1セメス ターから	
					「ベーシッ ク外国語 Ⅱ」から	各 1		2セメス ターから	
					Ⅰ及びⅡは同一言語を選択す ること				
		情報科目	2		情報活用演 習	2	必 修	2セメス ターから	
		領域科目	2		「すべての 領域」から (注5)	1 又 は 2	選 択 必 修	1セメス ターから	
		健康スポーツ科目	2		「健康スポ ーツ科目」 から	1 又 は 2	選 択 必 修	1セメス ターから	
		基盤科目	18	10	微分積分学 Ⅰ	2	必 修	1セメス ターから	
					微分積分学 Ⅱ	2		2セメス ターから	
					線形代数学 Ⅰ	2		1セメス ターから	
					線形代数学 Ⅱ	2		2セメス ターから	
					物理学実験 法・同実験	2		3セメス ターから	

	4	数学概説	2	選 択 必 修	1セメ スターから
		情報数理概 説	2		2セメ スターから
		化学概説A	2		1セメ スターから
		化学概説B	2		2セメ スターから
		生物科学概 説A	2		1セメ スターから
		生物科学概 説B	2		2セメ スターから
		地球惑星科 学概説A	2		1セメ スターから
		地球惑星科 学概説B	2		2セメ スターから
	上記8科目から2科目4単位				
	4	物理科学英 語演習	1	選 択 必 修	6セメ スターから
		「基盤科 目」のうち から			1セメ スターから
	上記科目から4単位				
	教養教育科目小計	40			

(注1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期（前期又は後期）に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。

(注2) 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を『コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ』の要修得単位として算入することができる。

外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

(注3) 修得した「コミュニケーション基礎Ⅰ」及び「コミュニケーション基礎Ⅱ」の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注4) 修得した「ベーシック外国語Ⅰ」及び「ベーシック外国語Ⅱ」の単位については、計2単位まで『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注5) 教育職員免許状の取得を希望する場合は、『社会科学領域』の「日本国憲法」が必修であることに留意すること。

化学プログラム

科目区分			要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	標準履修セメスター(注1)	
教養 コア 科目	教養ゼミ		2	教養ゼミ	2	必修	1セメスターから	
	平和科目		2	「平和科目」から	各2	選択必修	1セメスターから	
	パッケージ別科目		6	「パッケージ別科目」の1パッケージから	各2	選択必修	2セメスターから	
共通 科目	外国 語 科目	英語(注2)	コミュニケーション基礎(注3)	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由 選択	1セメスターから
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1		2セメスターから
		コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必修	1セメスターから	
				コミュニケーションⅠB	1			
		コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修	2セメスターから	
				コミュニケーションⅡB	1			
コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢ	1	選択	3セメスターから			

					A		必修	
					コミュニケーションⅢ B	1		
					コミュニケーションⅢC	1		
					上記3科目から2科目2単位			
	初修外国語 (ドイツ語, フランス語, スペイン語, ロシア語, 中国語, 韓国語, アラビア語のうちから1言語選択)	4			「ベーシック外国語Ⅰ」から2単位	各1	選択必修	1セメスターから
				「ベーシック外国語Ⅱ」から2単位	各1	2セメスターから		
				Ⅰ及びⅡは同一言語を選択すること				
	情報科目	2			情報活用演習	2	必修	1セメスターから
	領域科目	2			「自然科学領域」以外から(注4)	1又は2	選択必修	1セメスターから
	健康スポーツ科目	2			「健康スポーツ科目」から	1又は2	選択必修	1セメスターから
基盤科目	1	8	11		微分積分学Ⅰ	2	必修	1セメスターから
					微分積分学Ⅱ	2		2セメスターから
					線形代数学Ⅰ	2		1セメスターから
					線形代数学Ⅱ	2		2セメスターから
					物理学実験	1		2セメスターから
					化学実験法・同実験	2		4セメスターから
	1				生物学実験	1	選	3セメス

		地学実験	1	択 必 修	1ターから
					3セメ スターから
		上記2科目から1科目1単位			
	4	数学概説	2	選 択 必 修	1セメ スターから
		情報数理概 説	2		2セメ スターから
		物理学概説 A	2		1セメ スターから
		物理学概説 B	2		2セメ スターから
		生物科学概 説 A	2		1セメ スターから
		生物科学概 説 B	2		2セメ スターから
		地球惑星科 学概説 A	2		1セメ スターから
		地球惑星科 学概説 B	2		2セメ スターから
	上記8科目から「物理学概説 A」又は「物理学概説B」を 含む2科目4単位				
	2	化学英語演 習（同一 名称2科 目）	各 1	必 修	5・6セメ スターか ら
	教養教育科目小計		44		

(注1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期（前期又は後期）に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。

(注2) 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を『コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ』の要修得単位として算入することができる。

外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

(注3) 修得した「コミュニケーション基礎Ⅰ」及び「コミュニケーション基礎Ⅱ」の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注4) 『自然科学領域』以外の科目に限り、卒業要件単位として算入することができる。教育職員免許状の取得を希望する場合は、『社会科学領域』の「日本国憲法」が必修であることに留意すること。

生物学プログラム

科目区分			要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	標準履修セメスター(注1)	
教養 コア 科目	教養ゼミ		2	教養ゼミ(注4)	2	必修	1セメスターから	
	平和科目		2	「平和科目」から	各2	選択必修	1セメスターから	
	パッケージ別科目		6	「パッケージ別科目」の1パッケージから	各2	選択必修	2セメスターから	
共通 科目	外国 語 科 目	英語(注2)	コミュニケーション基礎(注3)	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由 選 択	1セメスターから
					コミュニケーション基礎Ⅱ	1		2セメスターから
		コミュニケーションⅠ	10	コミュニケーションⅠA	1	必修	1セメスターから	
				コミュニケーションⅠB	1			
		コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修	2セメスターから	
				コミュニケーションⅡB	1			

					ーションⅡ B				
		コミュニケーション Ⅲ		2	コミュニケーションⅢ A	1	選 択 必 修	3セメス ターから	
					コミュニケーションⅢ B	1			
					コミュニケーションⅢC	1			
				上記3科目から2科目2単位					
		初修外国語 (ドイツ語, フランス語, ス ペイン語, ロシア語, 中国 語, 韓国語, アラビア語のう ちから1言語選択)		4	「ベーシッ ク外国語 Ⅰ」から2 単位	各 1	選 択 必 修	1セメス ターから	
					「ベーシッ ク外国語 Ⅱ」から2 単位	各 1		2セメス ターから	
					Ⅰ及びⅡは同一言語を選択す ること				
	情報科目		2	情報活用演 習	2	必 修	1セメス ターから		
	領域科目		6	「すべての 領域」から (注5)	1 又は 2	選 択 必 修	1セメス ターから		
	健康スポーツ科目		2	「健康スポ ーツ科目」 から	1 又は 2	選 択 必 修	1セメス ターから		
基盤科目			1 3	2	生物学実験	1	必 修	1セメス ターから	
					生物科学英 語演習	1		2セメス ターから	
				4	一般化学	2	選 択 必 修	1セメス ターから	
					基礎物理化 学	2		2セメス ターから	
					統計学A	2		1セメス	

				ターから	
		統計学 B	2	2 セメ ターから	
		統計データ 解析 A	2	1 セメ ターから	
		統計データ 解析 B	2	2 セメ ターから	
		上記 6 科目から 2 科目 4 単位			
	1	物理学実験	1	選 択 必 修	
		化学実験	1		2 セメ ターから
		地学実験	1		3 セメ ターから
		上記 3 科目から 1 科目 1 単位			
	6	数学概説	2	選 択 必 修	
		情報数理概 説	2		1 セメ ターから
		物理学概説 A	2		2 セメ ターから
		物理学概説 B	2		1 セメ ターから
		化学概説 A	2		2 セメ ターから
		化学概説 B	2		1 セメ ターから
		生物科学概 説 A	2		2 セメ ターから
		生物科学概 説 B	2		1 セメ ターから
		地球惑星科 学概説 A	2		2 セメ ターから
		地球惑星科 学概説 B	2		1 セメ ターから
		上記 10 科目から 3 科目 6 単位			
教養教育科目小計	43				

(注1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期（前期又は後期）に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。

(注2) 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を『コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ』の要修得単位として算入することができる。

外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

(注3) 修得した「コミュニケーション基礎Ⅰ」及び「コミュニケーション基礎Ⅱ」の単位については、『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注4) 「動物・生命理学分野」又は「植物分野」のいずれか1コースを選択するものとする。2コースを受講した場合は、単位が認められるのは1コース2単位に限る。

(注5) 『自然科学領域』以外から履修することが望ましい。教育職員免許状の取得を希望する場合は、『社会科学領域』の「日本国憲法」修得が必要なことに留意すること。

地球惑星システム学プログラム

科目区分				要修得 単位数	授業科目等	単 位 数	履 修 区 分	標準履修 セメスタ ー（注 1）
教養 コア 科目	教養ゼミ			2	教養ゼミ	2	必修	1セメ スターから
	平和科目			2	「平和科 目」から	各 2	選 択 必 修	1セメ スターから
	パッケージ別科目			6	「パッケー ジ別科目」 の1パッケー ジから	各 2	選 択 必 修	2セメ スターから
共通 科目	外国 語 科	英語(注 2)	コミュニケーショ ン基礎	8	2	コミュニケー ション基 礎Ⅰ	1 必修	1セメ スターから
						コミュニケ		2セメ ス

目	コミュニケーション I	2	ーション基礎 II			ターから	
			コミュニケーション I A	1	必修	1セメス ターから	
		コミュニケーション I B	1				
		2	コミュニケーション II A	1	必修	2セメス ターから	
			コミュニケーション II B	1			
		2	コミュニケーション III A	1	選 択 必 修	3セメス ターから	
			コミュニケーション III B	1			
			コミュニケーション III C	1			
		上記3科目から2科目2単位					
	初修外国語 (ドイツ語, フランス語, ス ペイン語, ロシア語, 中国 語, 韓国語, アラビア語のう ちから1言語選択) (注 3)	(0)	(0)	「ベーシッ ク外国語 I」から	各 1	自 由 選 択	1セメス ターから
				「ベーシッ ク外国語 II」から	各 1		2セメス ターから
				I 及び II は同一言語を選択す ること			
	情報科目	2	情報活用基 礎	2	選 択 必 修	1セメス ターから	
情報活用演 習			2	1セメス ターから			
上記2科目から1科目2単位							
領域科目	6	「すべての 領域」から (注4) (注5)	1 又 は 2	選 択 必 修	1セメス ターから		

	健康スポーツ科目	2	「健康スポーツ科目」から	1 又は 2	選 択 必 修	1 セメ スターから
基盤科目(注5)	11	21	物理学概説 A	2	必 修	1 セメ スターから
			化学概説 A	2		1 セメ スターから
			生物科学概説 A	2		1 セメ スターから
			地球惑星科学概説 A	2		1 セメ スターから
			地球惑星科学概説 B	2		2 セメ スターから
			地球惑星科学英語演習	1		4 セメ スターから
		4	微分積分学 I	2	選 択 必 修	1 セメ スターから
			微分積分学 II	2		2 セメ スターから
			線形代数学 I	2		1 セメ スターから
			線形代数学 II	2		2 セメ スターから
			統計データ解析 A	2		1 セメ スターから
	統計データ解析 B		2	2 セメ スターから		
	上記 6 科目から 2 科目 4 単位					
	4	物理学実験法・同実験	2	選 択 必 修	2 セメ スターから	
		化学実験法・同実験	2		1 セメ スターから	
		生物学実験法・同実験	2		2 セメ スターから	
		地学実験法・同実験	2		1 セメ スターから	
		上記 4 科目から 2 科目 4 単位				
	2	数学概説	2	選 択	1 セメ スターから	

		情報数理概説	2	必修	2 セメスターから
		物理学概説 B	2		2 セメスターから
		化学概説 B	2		2 セメスターから
		生物科学概説 B	2		2 セメスターから
		上記 5 科目から 1 科目 2 単位 (注 6)			
教養教育科目小計		49			

(注 1) 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。当該セメスター以降の同じ開設期（前期又は後期）に履修することも可能であるが、授業科目により開設期が異なる場合があるので、履修年度のシラバス等により確認すること。

(注 2) 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を『コミュニケーション I・II・III』の要修得単位として算入することができる。

外国語技能検定試験による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に記載の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

(注 3) 修得した「ベーシック外国語 I」及び「ベーシック外国語 II」の単位については、計 2 単位まで『科目区分を問わない』に算入することができる。

(注 4) 教育職員免許状の取得を希望する場合は、『社会科学領域』の「日本国憲法」修得が必要なことに留意すること。

(注 5) 履修表で指定されていない「基盤科目」の単位を修得した場合は、4 単位まで「領域科目」を履修したものとみなす。

(注 6) この区分のみ 1 科目 2 単位を超えて単位を修得した場合、地球惑星システム学プログラム所属生に限り、『専門基礎科目』に算入することができる。

別表第 2(第 4 条第 3 項, 第 12 条関係)

専門教育科目

数学プログラム

科目区	要修得単位数	授業科目等	単	履修	備
-----	--------	-------	---	----	---

分			位 数	区分	考	
専門基 礎科目	26	解析学 I	2	必修		
		解析学 I 演習	1			
		解析学 II	2			
		解析学 II 演習	1			
		解析学 III	2			
		解析学 III 演習	1			
		解析学 IV	2			
		解析学 IV 演習	1			
		代数学 I	2			
		代数学 I 演習	1			
		代数学 II	2			
		代数学 II 演習	1			
		数学通論 I	2			
		数学通論 I 演習	1			
		数学通論 II	2			
		数学通論 II 演習	1			
		数式処理演習	2			
		専門科 目	54 (注 1)			10
2	先端数学 先端物理科学 先端化学 先端生物学 先端地球惑星科学 上記 5 科目の「先端理学科目」から 1 科目 2 単位			2 2 2 2 2	選択 必修	
4 組で 16 単位以上 (注 2)	代数学 A		2	選択 必修		
	代数学 A 演習		2			
	代数学 B		2			
	代数学 B 演習		2			
	幾何学 A		2			
	幾何学 A 演習		2			
	幾何学 B		2			
	幾何学 B 演習		2			
	解析学 A		2			
	解析学 A 演習		2			

		解析学 B	2		
		解析学 B 演習	2		
		解析学 C	2		
		解析学 C 演習	2		
		解析学 D	2		
		解析学 D 演習	2		
		計算数学	2		
		計算数学演習	2		
		計算数理 A	2		
		計算数理 A 演習	2		
		確率・統計 A	2		
		確率・統計 A 演習	2		
		代数学 C	2	自由 選択	
		代数学 D	2		
		幾何学 C	2		
		幾何学 D	2		
		非線形数理	2		
		数理解析学 A	2		
		数理解析学 B	2		
		確率・統計 B	2		
		確率・統計 C	2		
		情報システムと幾何	2		
		データ科学(注 3)	2		
		ネットワークと代数系	2		
		現象数理	2		
		複雑系数理	2		
		計算数理 B	2		
		コンピュータ支援数学	2		
		情報化と職業倫理	2		
		情報インターンシップ	1		
		「数学特殊講義」(注 4)	各 2		
		「数学特別講義」(集中講義)(注 5)			
		理学部他プログラムで開講される「専門基礎科目」の授業科目			
		理学部他プログラムで開講される「専門科目」の授業科目で数学プログラム担当教員会が認めるもの			

専門教育科目小計	80				
科目区分を問わない	(注6)				
合計	128				

(注1) 『専門科目』の要修得単位数54を充たすためには、必修科目10単位及び選択必修科目計18単位に加えて、選択必修科目及び自由選択科目から26単位以上を修得する必要がある。

なお、教育学部が開講する「数学教育学概論Ⅰ」及び「数学教育学概論Ⅱ」を修得した場合は、『専門科目』に算入される。

(注2) 「専門科目」の授業科目で、講義と演習が組になっているもの11組のうち、4組以上について16単位以上を修得することが必要である。

(注3) 「データ科学」は隔年に開講される。

(注4) 『数学特殊講義』は、「代数学特殊講義」、「幾何学特殊講義」、「解析学特殊講義」、「確率統計特殊講義」等として開講される。

(注5) 「数学特別講義」は、一定期間(5セメスター以降、主に7セメスター以降)に集中形式で開講される。

(注6) 卒業要件単位数は128であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目43単位、専門教育科目80単位合計123単位)だけでなく、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、合計128単位以上修得することが必要である。ただし、以下の科目の単位は含まない。「教職に関する科目」の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。

- ・6単位を超過して修得した「パッケージ別科目」
- ・「数学教育学概論Ⅰ」及び「数学教育学概論Ⅱ」を除く、『教職に関する科目』
- ・「博物館実習」
- ・理学部他プログラム開講「専門科目」(数学プログラム担当教員会が認めるものを除く)
- ・他学部他プログラム等が開講する「専門基礎科目」及び「専門科目」(数学プログラム担当教員会が認めるものを除く)

履修に関する条件は、数学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。

この表に掲げる授業科目の他，他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ，数学プログラム担当教員会が認めるものについては，修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。

なお，教育学部で開講される「数学教育学概論 I」及び「数学教育学概論 II」（各 2 単位）は，卒業要件単位(科目区分『専門科目』)に算入される。

また，数学プログラム担当教員会が認めた場合には，授業科目履修表に掲げた履修時期より早く履修することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位(詳細は学生便覧を参照のこと)を修得すれば，中学校教諭一種免許状(数学)，高等学校教諭一種免許状(数学)，高等学校教諭一種免許状(情報)，測量士補，学芸員となる資格の取得が可能である。

物理学プログラム

科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	備考				
専門基礎科目	78(注 1)	35 物理科学 I	2	必修					
		力学 I	2						
		力学 II	2						
		力学演習	2						
		熱力学	2						
		電磁気学 I	2						
		電磁気学 II	2						
		電磁気学演習	2						
		量子力学 I	3						
		量子力学 II	2						
		量子力学演習	2						
		統計力学 I	2						
		統計力学 II	2						
		統計力学演習	2						
		物理数学 B	2						
		物理数学 C	2						
		物理数学 D	2						
						物理科学 II	2	自由 選択	
						物理科学演習	2		
			物理数学 A	2					

			電磁・量力演習	2		
			物理科学インターンシップ	1		
専門科目	19		物理科学実験法	2	必修	
			物理科学実験 A	3		
			物理科学実験 B	3		
			物理科学セミナー	3		
			卒業研究 A	4		
			卒業研究 B	4		
	2 以上		先端数学	2	選択 必修	
			先端物理科学	2		
			先端化学	2		
			先端生物学	2		
			先端地球惑星科学	2		
			上記 5 科目の「先端理学科目」から 1 科目 2 単位以上			
	10 以上		化学物理 A	2	選択 必修	
			化学物理 B	2		
			物理数学 E	2		
			時空物理学 I	2		
			時空物理学 II	2		
			量子力学 III	2		
			結晶学	2		
			固体物理学 I	2		
			固体物理学 II	2		
			粒子物理学 A	2		
			粒子物理学 B	2		
			宇宙天体物理学	2		
			連続体力学	2		
			「物理科学特別講義」(注 2)			
		複雑系数理 (理学部数学プログラム専門科目)	2			
		上記 15 科目から 5 科目 10 単位以上				
		計算物理学	2	自由 選択		
		理学部の他プログラムで開講される「専門基礎科目」及び「専門科目」の授業科目				
科目区分を問わな	10		(注 3)			

い				
合計	128			

(注1) 「専門基礎科目」及び「専門科目」の要修得単位数78を充たすためには、必修科目計54単位及び選択必修科目計12単位に加えて、選択必修科目及び自由選択科目から12単位以上を修得する必要がある。

(注2) 「物理学特別講義」の履修については物理学プログラム履修要領を参照すること。集中形式の講義もあるので開講期間に注意すること。

(注3) 卒業要件単位数は128であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目40単位、専門教育科目78単位合計118単位)に加えて、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、さらに10単位以上修得することが必要である。

なお、以下の科目の単位は含まない。「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。

- ・2単位を超過して修得した『初修外国語』の「ベーシック外国語Ⅰ」及び「ベーシック外国語Ⅱ」

- ・6単位を超過して修得した「パッケージ別科目」

- ・全ての「教職に関する科目」

- ・『教科に関する科目』のうち、「物理学実験A」、「化学実験A」、「生物学実験A」及び「地学実験A」

- ・「博物館実習」

- ・他学部他プログラム等が開講する「専門基礎科目」及び「専門科目」(物理学プログラム担当教員会が認めるものを除く)

履修に関する条件は、物理学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。

この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ、物理学プログラム担当教員会が認めるものについては、修得した単位を卒業要件の単位数に算入することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位(詳細は学生便覧を参照のこと)を修得すれば、中学校教諭一種免許状(理科)、高等学校教諭一種免許状(理科)、学芸員となる資格の取得が可能である。

化学プログラム

科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	備考

専門基礎 科目	35	基礎化学 A	2	必修
		基礎化学 B	2	
		基礎物理化学 A	2	
		基礎物理化学 B	2	
		基礎無機化学	2	
		基礎有機化学	2	
		物理化学 IA	2	
		物理化学 IB	2	
		物理化学 IIA	2	
		物理化学 IIB	2	
		無機化学 I	2	
		無機化学 II	2	
		無機化学 III	2	
		有機化学 I	2	
		有機化学 II	2	
		有機化学 III	2	
		無機化学演習	1	
		物理化学演習	1	
		有機化学演習	1	
		専門科目	43(注2 1)	
先端物理科学	2			
先端化学	2			
先端生物学	2			
先端地球惑星科学	2			
上記 5 科目の「先端理学科目」から 1 科目 2 単位				
15 以上	生物構造化学		2	選択 必修
	生体物質化学		2	
	有機分析化学		2	
	有機典型元素化学		2	
	反応動力学		2	
	分子構造化学		2	
	量子化学		2	
	無機固体化学		2	
	機器分析化学		2	
	構造有機化学		2	
	反応有機化学		2	

		光機能化学	2		
		システムバイオロジー	2		
		生体高分子化学	2		
		分子光化学	2		
		有機金属化学	2		
		放射化学	2		
		生物化学	2		
		バイオインフォマティクス	2		
		計算化学・同実習	2		
		化学演習	1		
		化学インターンシップ	1		
		「化学特別講義」(注2)			
		上記23科目から8科目15単位以上			
	18	化学実験Ⅰ	5	必修	
		化学実験Ⅱ	5		
		卒業研究	各4		
	0~8	理学部他プログラムで開講される「専門基礎科目」及び「専門科目」の授業科目(注3)		自由	選択
専門教育科目 小計	78				
科目区分を問わない	6	(注4)		制限	付選
合計	128				

(注1) 「専門科目」の要修得単位数43を充たすためには、必修科目計18単位及び選択必修科目計2単位に加えて、選択必修科目及び自由選択科目から23単位以上を修得する必要がある。このうち15単位以上は、履修表に掲げる化学プログラム専門科目の選択必修科目から修得することが必要である。

(注2) 「化学特別講義」は、一定期間(5セメスター以降)に集中形式で開講される。履修については化学プログラム履修要領を参照すること。

(注3) その他化学プログラム担当教員会が認めた授業科目も含まれる。詳細についてはチューターと相談のこと。

(注4) 卒業要件単位数は128であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目44単位、専門教育科目78単位 合計122単位)に加えて、教

養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、さらに6単位以上修得することが必要である。ただし、6単位を超過して修得した「パッケージ別科目」は含まれず、以下の科目の単位に限定される。詳細についてはチューターと相談のこと。

- ・『コミュニケーション基礎』の「コミュニケーション基礎Ⅰ」及び「コミュニケーション基礎Ⅱ」
- ・「自然科学領域」以外の『領域科目』
- ・『基盤科目』の数学・理科系の「概説」科目（「化学概説A」及び「化学概説B」を除く）
- ・理学部他プログラムの『専門基礎科目』及び『専門科目』（「特別講義」を除く）

この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で修得した授業科目で化学プログラム担当教員会が認めるものについて、修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位(詳細は学生便覧を参照のこと)を修得すれば、中学校教諭一種免許状(理科)、高等学校教諭一種免許状(理科)、毒物劇物取扱責任者、学芸員となる資格の取得が可能である。

さらに、本プログラムを卒業すれば、危険物取扱者(甲種)資格の受験が可能となる。

生物学プログラム

科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	備考		
専門基礎科目	77(注1)	6	基礎生物科学 A	2	必修		
			基礎生物科学 B	2			
			生物科学セミナー	2			
			理学部他プログラムで開講される「専門基礎科目」の授業科目		自由選択		
専門科目	22		生物科学基礎実験Ⅰ	2	必修		
			生物科学基礎実験Ⅱ	2			
			生物科学基礎実験Ⅲ	4			
			生物科学基礎実験Ⅳ	4			
			卒業研究	各5			
		2以上		先端数学	2		選択必修
				先端物理科学	2		
				先端化学	2		
				先端生物学	2		

		先端地球惑星科学	2	
		上記 5 科目の「先端理学科目」から 1 科目 2 単位以上		
	30 以 上	動物生理学 A	2	選択 必修
		微生物学	2	
		植物分類学	2	
		生化学 A	2	
		分子遺伝学 A	2	
		動物形態学	2	
		遺伝学	2	
		動物の系統と進化	2	
		植物生態学 A	2	
		情報生物学	2	
		植物生理学 A	2	
		生化学 B	2	
		植物形態学	2	
		細胞生物学 A	2	
		発生生物学 A	2	
		比較発生学	2	
		動物生理学 B	2	
		植物生態学 B	2	
		分子遺伝学 B	2	
		細胞生物学 B	2	
		植物生理学 B	2	
		発生生物学 B	2	
		分子細胞情報学	2	
		進化遺伝学	2	
		内分泌学・免疫学	2	
	上記 25 科目から 15 科目 30 単位以上			
	2	発生生物学演習	2	選択 必修
		細胞生物学演習	2	
		分子生理学演習	2	
		植物分類生態学演習	2	
		植物生理化学演習	2	
		植物分子細胞構築学演習	2	
		分子遺伝学演習	2	
		分子形質発現学演習	2	

		遺伝子化学演習	2			
		進化発生学演習	2			
		島嶼生物学演習	2			
		植物遺伝子資源学演習	2			
		両生類生物学演習	2			
		上記 13 科目から 1 科目 2 単位のみ要修得				
	1 以上	海洋生物学実習 A	1	選択 必修		
		植物地理学実習	1			
		宮島生態学実習	1			
		上記 3 科目から 1 科目 1 単位以上(注 2)				
		海洋生物学実習 B	1	自由 選択		
		公開臨海実習(注 3)	1			
		「生物科学特別講義」(注 4)				
		理学部他プログラムで開講される「専門科目」の授業科目				
科目区分を問わない	8	(注 5)				
合計	128					

(注 1) 「専門基礎科目」及び「専門科目」の要修得単位数 77 を充たすためには、必修科目計 28 単位及び選択必修科目計 35 単位に加えて、選択必修科目及び自由選択科目から 14 単位以上を修得する必要がある。

(注 2) 「海洋生物学実習 A」、「植物地理学実習」、「宮島生態学実習」は一定期間に集中的に行われ、それぞれについて受講人数の制限がある。なお、「植物地理学実習」及び「宮島生態学実習」は 2、3 年次生を対象とし、交互に隔年で開講される。

(注 3) 「公開臨海実習」は、一定期間に集中的に行われ、受講人数に制限がある。

(注 4) 「生物科学特別講義」は、一定期間(5 セメスター以降)に集中形式で開講される。

(注 5) 卒業要件単位数は 128 であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目 43 単位、専門教育科目 77 単位 合計 120 単位)に加えて、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、さらに 8 単位以上修得することが必要である。

ただし、以下の科目の単位は含まない。「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。

- ・6単位を超過して修得した「パッケージ別科目」
- ・全ての「教職に関する科目」
- ・『教科に関する科目』のうち、「物理学実験A」、「化学実験A」、「生物学実験A」及び「地学実験A」
- ・「博物館実習」
- ・他学部他プログラム等が開講する「専門基礎科目」及び「専門科目」(生物学プログラム担当教員会が認めるものを除く)

履修に関する条件は、生物学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。

この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ、生物学プログラム担当教員会が認めるものについては、修得した単位を卒業要件の単位に算入することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位(詳細は学生便覧を参照のこと)を修得すれば、中学校教諭一種免許状(理科)、高等学校教諭一種免許状(理科)、学芸員となる資格の取得が可能である。

地球惑星システム学プログラム

科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	備考
専門基礎科目	71(注91)	地球科学野外巡検 A	1	必修	
		水圏地球化学	2		
		地球惑星物質学	2		
		構造地質学	2		
		地球テクトニクス	2		
専門科目	33	層相進化学	2	必修	
		地球惑星内部物理学 I	2		
		固体地球化学 I	2		
		結晶光学演習	1		
		地球惑星物質学演習 A	1		
		地球惑星内部物理学 II	2		
		資源地球科学	2		
		岩石学	2		
		岩石学演習	1		
		資源地球科学演習 I	1		
		地球科学野外巡検 B	1		
		外書講読	2		

		地球惑星システム学実習 A(注 2)	4			
		地球惑星システム学実習 B	2			
		卒業研究(注 3)	各 4			
	2 以 上	先端数学	2	選択 必修		
		先端物理科学				
		先端化学				
		先端生物学				
		先端地球惑星科学				
		上記 5 科目の「先端理学科目」から 1 科目 2 単位以上				
	20 以上	地球惑星物質学演習 B	1	選択 必修		
		地層学	2			
		環境進化学	2			
		宇宙科学演習	1			
		地球惑星内部物理学 A	2			
		固体地球化学 II	2			
		熱水地球化学	2			
		太陽系物質進化学	2			
		資源地球科学演習 II	1			
		地球惑星内部物理学演習 A	1			
		環境地球化学	2			
		岩石変形学	2			
		地球惑星内部物理学 B	2			
		環境鉱物学 (注 4)	1			
		宇宙化学	2			
		岩石レオロジー演習	1			
		地球惑星内部物理学演習 B	1			
		「地球惑星システム学特別講義」(注 5)				
		測量学(注 4)	2			
		地球惑星システム学インターンシップ	1			
		理学部他プログラムで開講される「専門 基礎科目」及び「専門科目」の授業科目				
科目区分 を問わな い	8	(注 6)				
合計	128					

(注1) 「専門基礎科目」及び「専門科目」の要修得単位数71を充たすためには、必修科目42単位及び選択必修科目のうち先端理学科目から2単位を修得することに加えて、さらに選択必修科目から27単位以上を修得することが必要である。このうち20単位以上は、履修表に掲げる地球惑星システム学科が開講する先端理学科目以外の選択必修科目から修得することが必要である。

(注2) 「地球惑星システム学実習A」の履修のためには、「構造地質学」及び「岩石学演習」の単位を取得する必要がある。

(注3) 「卒業研究」を履修するためには、卒業要件単位128単位のうち、「地球惑星システム学実習A」及び「地球惑星システム学実習B」を含めて108単位以上を修得していなければならない。

(注4) 「環境鉱物学」及び「測量学」は隔年に開講される。

(注5) 「地球惑星システム学特別講義」は、一定期間(5セメスター以降)に集中形式で開講される。

(注6) 卒業要件単位数は128であるので、各科目区分の要修得単位数(教養教育科目49単位、専門教育科目71単位 合計120単位)に加えて、教養教育科目及び専門教育科目の科目区分を問わず、さらに8単位以上修得することが必要である。ただし、以下の科目の単位は含まない。「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」の詳細は、学生便覧に記載の「教育職員免許状の取得について」の修得必要単位一覧表を参照すること。

- ・2単位を超過して修得した『初修外国語』の「ベーシック外国語Ⅰ」及び「ベーシック外国語Ⅱ」

- ・6単位を超過して修得した「パッケージ別科目」

- ・全ての「教職に関する科目」

- ・『教科に関する科目』のうち、「物理学実験A」、「化学実験A」、「生物学実験A」及び「地学実験A」

- ・「博物館実習」

- ・他学部他プログラム等が開講する「専門基礎科目」及び「専門科目」(地球惑星システム学プログラム担当教員会が認めるものを除く)

履修に関する条件は、地球惑星システム学プログラム履修要領に記載されているので注意すること。

この表に掲げる授業科目の他、他プログラム・他学部又は他大学等で開講される授業科目を履修することができ、地球惑星システム学プログラム担当教員会が認めるものについては、修得した単位を卒業要件の単位数に算入することができる。

※ 本プログラムに加えて所定の単位（詳細は学生便覧を参照のこと）を修得すれば，中学校教諭一種免許状(理科)，高等学校教諭一種免許状(理科)，測量士補，学芸員となる資格の取得が可能である。

○広島大学理学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する申合せ

平成16年4月1日

学部長決裁

改正 平成17.3.4・平成18.3.29・平成20.3.4・平成21.2.23・平成21.5.25・平成22.2.22・

平成23.3.19・平成25.11.25

広島大学理学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、広島大学理学部細則第9条の規定に基づき、広島大学理学部(以下「本学部」という。)において1年間又は1学期間に履修登録できる単位数の上限に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2 対象となる学生は、本学部に在籍する者とする。ただし、次の各号の一に該当する学生は、この申合せの対象とはならない。

- (1) 3年以上在籍している学生
- (2) 本学部に編入学、再入学又は転学部した学生

(対象科目)

第3 履修登録できる単位数の上限の対象となる授業科目は、本学部主専攻プログラムで卒業の要件として履修する授業科目(以下「卒業要件科目」という。)とする。ただし、卒業要件科目であっても以下の科目は対象としない。

- (1) 本学部が開講する特別講義
- (2) 本学部が開講する「科学リテラシー」、「科学英語セミナー」、「自由課題研究」
- (3) 基盤科目のうち本学部が開講する概説科目(専門基礎科目として履修する場合を含む。)
- (4) 教養教育科目として開講する集中講義
- (5) 他学部が開講する集中講義

(履修登録上限単位数)

第4 授業科目の履修登録単位数は、各年次において56単位を上限とする。ただし、前期の履修登録単位数は28単位を上限とし、後期の履修登録単位数は56単位から前期の履修登録単位数を差し引いた単位数を上限とする。

(理学部成績優秀者)

第5 次の各号に掲げる要件を満たしている者を、理学部成績優秀者として認定する。

- (1) 過去1年間に、学業に関する評価の取扱いについて(平成18年4月1日副学長(教育・研究担当)決裁)I 2に規定する平均評価点(GPA: Grade Point Average)の計算対象となる授業科目を36単位以上修得していること。

ただし、36単位未満であっても、数学科、物理科学科、化学科及び地球惑星システム学科に所属する者については、それぞれ次の基準を満たす場合は、認定することができる。

- (i) 数学科 2年次のみで32単位以上修得していること。

(ii) 物理科学科 3年次のみで34単位以上修得していること。

(iii) 化学科 3年次のみで33単位以上修得していること。

(iv) 地球惑星システム学科 3年次のみで30単位以上修得していること。

(2) 次の算式による学年平均評価点(以下この号において「学年GPA」という。)が75点以上であること。

$$\text{学 年 G P A} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{当該年度の総登録単位数} \times 4} \times 100$$

小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

(履修登録単位数の特例)

第6 理学部成績優秀者として認定された学生は、第4本文の規定にかかわらず、認定を受けた翌年度に履修登録上限単位数を超えて授業科目を履修登録することができる。

(履修指導)

第7 学科は、履修登録上限単位数を超えて授業科目を履修する理学部成績優秀者に対し、履修授業科目及び単位数等適切な履修指導を行うものとする。

附 則

- 1 この申合せは、平成16年4月1日から施行する。
- 2 広島大学理学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規(平成13年2月28日制定)は、廃止する。
- 3 平成15年度以前に入学した学生の授業科目の履修登録単位数の上限については、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成17.3.4 一部改正)

この申合せは、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18.3.29 一部改正)

- 1 この申合せは、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生の授業科目の履修登録単位数の上限については、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成20.3.4 一部改正)

- 1 この申合せは、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した学生の授業科目の履修登録単位数の上限については、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成21.2.23 一部改正)

この申合せは、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21.5.25 一部改正)

- 1 この申合せは、平成21年5月25日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した学生の授業科目の履修登録単位数の上限については、この申合せによる改正後の広島大学理学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成22.2.22 一部改正)

- 1 この申合せは、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生の理学部成績優秀者の認定については、この申合せによる改正後の広島大学理学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23.3.19 一部改正）

- 1 この申合せは、平成23年3月19日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生の履修登録単位数の上限については、この申合せによる改正後の広島大学理学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25.11.25 一部改正）

- 1 この申合せは、平成25年11月25日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生の対象学生については、この申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

○広島大学理学部における早期卒業認定に関する申合せ

平成16年4月1日

学部長決裁

改正 平成18.3.29・平成20.3.4・平成22.2.22・平成27.3.19

広島大学理学部における早期卒業認定に関する申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、広島大学理学部細則第25条の規定に基づき、広島大学理学部(以下「本学部」という。))において3年以上在学し、本学部で定める卒業要件単位を優秀な成績をもって修得したと認められる学生の卒業(以下「早期卒業」という。))に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2 早期卒業の対象となる学生は、広島大学理学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する申合せ第5に規定する理学部成績優秀者のうち同申合せ第5第2号の算式による学年GPAが85点以上の者とする。ただし、本学部編入学、再入学又は転学部した学生は早期卒業の対象とはならない。

(早期卒業希望者の審査)

第3 1年次終了時に第2本文に該当する者のうち早期卒業を希望する者は、その旨学部長に申し出るものとする。

2 学部長は前項の申出に基づき、適格か否かについて教授会に諮るものとする。

(卒業研究受講の資格)

第4 教授会は、第3第2項により適格の認定を受けた学生に対し、2年次終了時に卒業研究受講のための資格判定を行う。

2 前項の資格を得るためには、本学部で定める卒業研究受講資格を得るための単位を修得し、1年次に引き続き2年次においても学年GPAが85点以上でなければならない。

(卒業の資格)

第5 教授会は、第4第1項の判定により有資格者となった学生に対し、3年次終了時に卒業の資格の判定を行う。

2 卒業するためには、本学部で定める卒業要件単位を修得し、1年次から3年次まで取得した卒業に要する科目の全てを対象とし、成績優秀な者でなければならない。

3 教授会は、前項の要件を満たした者の卒業の認定について、学長に意見を述べる。

(卒業の時期)

第6 早期卒業予定者の卒業の時期は、3年次の学年末とする。

(学習指導等)

第7 学科は、第3第2項により適格の認定を受けた学生の授業計画等に当たって、適切な措置及び学習指導を行うものとする。

2 第3第2項により適格の認定を受けた学生は、授業科目履修表に掲げた履修時期より早く履修することができる。

附 則

- 1 この申合せは、平成16年4月1日から施行する。
- 2 広島大学理学部における早期卒業認定に関する内規(平成13年2月28日制定)は、廃止する。
- 3 平成15年度以前に入学した学生の早期卒業認定については、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18.3.29 一部改正)

- 1 この申合せは、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生の早期卒業認定については、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20.3.4 一部改正)

- 1 この申合せは、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した学生の早期卒業認定については、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22.2.22 一部改正)

- 1 この申合せは、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生の早期卒業認定に関する取扱いについては、この申合せによる改正後の広島大学理学部における早期卒業認定に関する申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27.3.19 一部改正)

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

○放送大学との単位互換について

平成18年4月1日

学部長決裁

理学部の学生が、放送大学で履修した授業科目、及び修得した単位を次のとおり取り扱う。

1 認定できる授業科目の範囲等について

- (1) 外国語科目、体育実技及び卒業研究を除く放送大学で開講される授業科目。
- (2) 前号の授業科目は、教養教育科目の領域科目として認定する。

なお、履修した授業科目の内容により、所属する主専攻プログラムにおいて卒業の要件として修得すべき単位に含まれない場合がある。

2 認定単位数について

各主専攻プログラムの履修基準のうち、領域科目の単位数の範囲とする。

○広島大学理学部における研究生の研究期間及び願い出期限の特例に関する申合せ

平成16年4月1日

学部長決裁

第1 この申合せは、広島大学研究生規則第5条の規定に基づき、広島大学理学部における研究期間及び願い出期限の特例を定めるものとする。

第2 研究期間は、1月以上とし、毎月1日に始まり当該学期の末日又は学年の末日に終了するものとする。ただし、現職教育職員の研究終了日は学期の中途とすることができる。

第3 願い出期限は、研究開始日の15日前までとする。

附 則

1 この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

2 広島大学研究生規程理学部取扱内規（昭和51年1月26日制定）は、廃止する。

○広島大学理学部における外国人留学生の授業科目履修上の特例に関する申合せ

平成16年4月1日

学部長決裁

広島大学理学部細則第11条第1項及び第2項の規定に基づき、広島大学外国人留学生のための授業科目履修上の特例を次のように定める。

外国人留学生が日本語科目及び日本事情に関する科目に係る授業科目の単位を修得した場合に、卒業の要件として修得すべき単位のうち、当該授業科目の単位に代えることができる授業科目及び単位数は、次の範囲内で教授会の議を経て認定することができる。ただし、日本事情に関する授業科目は、外国語科目の単位として振替えることはできない。

(1) 外国語科目 8単位

(2) 外国語科目以外の教養教育科目 12単位

附 則

- 1 この申合せは、平成16年4月1日から施行する。
- 2 広島大学理学部外国人留学生の授業科目履修上の特例（昭和55年6月23日制定）は、廃止する。

(略)

附 則

- 1 この申合せは、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した外国人留学生の授業科目履修上の特例については、この申合せにかかわらず、なお従前の例による。

広島大学学生交流規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 派遣学生(第 3 条—第 10 条)
- 第 3 章 特別聴講学生(第 11 条—第 18 条)
- 第 4 章 雑則(第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)
- (2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの
- (3) 国際連合大学

- 4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。
- 5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究科にあつては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願い出なければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願い出があつたときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要な書類を添えて学生を受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

- 2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。
- 3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(平和・国際担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあつては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第 16 条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料，入学科及び授業料)

第 17 条 特別聴講学生に係る検定料及び入学科料は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学，短期大学又は高等専門学校の場合は、本学での授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学，短期大学若しくは高等専門学校，外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに 1 単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

(1) 公立又は私立の大学，短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定，部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第 18 条 実験，実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第 4 章 雑則

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和 47 年広島大学規程第 32 号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(平成 25 年 11 月 19 日規則第 94 号)

この規則は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。

広島大学学位規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条―第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条―第 14 条)

第 5 章 雑則(第 15 条―第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

- 2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。
- 3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料 57,000 円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。
- 4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。
- 5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

- 2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。
- 3 教授会において必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。
(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

- 2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。
- 3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めるときは、1種類のみとすることができる。
- 4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。
(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。
(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

- 2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

- 2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 教授会において必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

- 2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

- 4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。
 - (2) その名誉を汚辱する行為があったとき。
- 2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。
- 3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。
(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	

別表第 2(第 3 条第 2 項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学研究科	法学	法学
	経済学	経済学
	学術	学術
	マネジメント	マネジメント
理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学
	薬科学	歯学
	看護学	薬学
	保健学	学術

	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学
	学術	看護学
	公衆衛生学	保健学
工学研究科	工学	工学
	学術	学術
生物圏科学研究科	農学	農学
	学術	学術
国際協力研究科	学術	学術
	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
法務研究科	法務博士(専門職)

別記様式第1号(第16条関係)

第2条第1項の規定により授与する学位記の様式
(大学を卒業した場合)

			割 印
		第	号
卒業証書	学位記		
	氏名		
	年	月	日生
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程(〇〇プログラム)を修めて本学を卒業したことを認め学 士(「専攻分野」)の学位を授与する			
	年	月	日
	広島大学〇〇学部長		印
	広島大学長		印

—以下別記様式略—

○広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 4 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの

(2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 入学料免除申請書(別記様式第 1 号)

(2) その他学長が必要と認める書類

第 3 条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者

(2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第 2 号)に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除

を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に提出しなければならない。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(1) 4月入学者 当該年度の8月末日

(2) 10月入学者 当該年度の2月末日

4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予)

第3条の2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第3条の3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第12号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 授業料免除申請書(別記様式第3号)

(2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生の授業料免除については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

- 2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

- 2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- 2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

- 3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東日本大震災において本人又は学資負担者が被災した場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号の規定にかかわらず、当分の間、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(略)

附 則(平成24年9月18日規則第123号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

—別記様式略—

○広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 22 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 32 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

第 2 条 長期履修を願い出できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限(研究科にあつては標準修業年限)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

(1) 職業を有し、かつ、就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で、学修時間の確保が著しく困難であるもの

(2) 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの

(3) 本学フェニックス入学制度により入学した者

(長期履修の期間)

第 3 条 長期履修の期間の最長年限は、通則第 6 条又は大学院規則第 10 条に規定する在学年限の範囲内で、各学部又は各研究科において定める年数とする。

(手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、前期は 4 月 1 日から 4 月 15 日までに、後期は 10 月 1 日から 10 月 15 日までに、所定の長期履修願を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の規定による願い出があつたときは、当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て、学長が許可する。

3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属学部等の長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第 5 条 在学途中における長期履修への変更は、所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし、卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

2 既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし、履修期間の延長は認めないものとする。

3 在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は 1 回に限るものとする。

4 履修形態の変更に係る手続は、前条に準じて行うものとする。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 28 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(平成 21 年 3 月 31 日理事(教育担当)決裁)

広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 26 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部生が本学大学院の授業科目を履修すること(以下「早期履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(実施研究科及び授業科目等)

第 3 条 早期履修を実施する研究科、授業科目等は、別表のとおりとする。

(履修資格)

第 4 条 早期履修ができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 履修時に本学の学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 進学を志望する研究科が定める GPA の値を上回る者

(申請手続)

第 5 条 早期履修を希望する者は、履修しようとする年度の始めの 1 月前までに大学院授業科目早期履修申請書(別記様式第 1 号)により、研究科が指定する授業科目を記載の上、所属学部の長に申請するものとする。

2 前項により申請できる研究科は、一の研究科に限るものとする。

(学部長の推薦)

第 6 条 所属学部の長は、本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは、大学院授業科目早期履修申請書に履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類を添えて、当該授業科目を開設する研究科の長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第 7 条 研究科の長は、前条の推薦に基づき審査の上、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとし、大学院授業科目早期履修通知書(別記様式第 2 号)により、所属学部の長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第 8 条 履修科目として申請することができる単位数は、10 単位の範囲内で各研究科が定める。

(履修科目の取消し・変更)

第9条 早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は、履修手続期間内に、大学院授業科目早期履修取消・変更届(別記様式第3号)により、当該授業科目を開設する研究科の長に届け出るものとする。

2 前項に規定する授業科目の取消しは、早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情がある場合に限り、認めることができるものとする。

3 第1項に規定する授業科目の変更は、前項の規定による授業科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、認めることができるものとする。

(授業科目の成績評価及び単位の授与)

第10条 授業科目の成績評価及び単位の授与については、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第29条及び第30条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第11条 第6条の規定により履修を許可された者(以下「早期履修者」という。)が修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

2 前項に規定する研究科が定める単位数を、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第2項に規定する認定単位数等に含めるかどうかは、各研究科が定める。

3 早期履修者が修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(授業料)

第12条 早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は、徴収しないものとする。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成27年2月6日 一部改正)

1 この細則は、平成27年2月6日から施行する。

2 この細則による改正後の広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則の規定は、平成24年度入学生から適用する。

別表(第3条関係)

(略)

大学院授業科目早期履修申請書

平成 年 月 日

(履修を希望する研究科の長)

広島大学 長 殿

(申請者)

所属学部

学生番号

氏 名

貴研究科の下記授業科目を履修したいので、御許可願います。

記

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別

申請者の履修計画・目的等

所属学部のチューター・指導教員・学科長等の所見

教員名

印

本学部所属の上記申請者が、貴研究科の授業科目を履修することについて、教育上有益と認め、推薦いたします。

平成 年 月 日

(所属学部の長)

広島大学 長

※「氏名」は、必ず申請者本人が自署すること。

※履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類(GPA含む。)を、所属学部の学生支援室で添付します。

※記入された個人情報、履修管理に関する業務にのみ利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。

(申請者)
所属学部
学生番号
氏 名

上記申請者の〇〇研究科における早期履修について、下記のとおり審査結果を通知する。

記

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・ 通年の別	許可・不許可の別	備考

平成 年 月 日

(研究科の長)

広島大学

長 印

- (注)
- 履修が許可された授業科目については、本研究科で履修登録を行います。
 - 履修が許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情により履修できない授業科目がある場合は、必ず履修手続期間中に本研究科の学生支援グループに申し出てください。
 - 2に基づき履修科目の取消しを行った場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、本研究科が指定する授業科目(後期の履修手続期間中の届出にあつては、前期及び通年開講の授業科目を除く。)の中から履修科目の変更が可能です。

別記様式第3号(第9条関係)

大学院授業科目早期履修取消・変更届

平成 年 月 日

(研究科の長)

広島大学 長 殿

(届出者)

所属学部

学生番号

氏 名

貴研究科で早期履修を許可されている下記の授業科目について、履修科目の取消し・変更をお願いいたします。

記

履修科目の取消しをする授業科目

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別

取消理由

履修科目の変更をする授業科目 ※履修科目の取消しのみ場合は、記載不要

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別	承諾印

- (注) 1. 履修手続期間中に届出をしてください。なお、届出の際は、大学院授業科目早期履修通知書を持参してください。
2. 履修が許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情により履修できない授業科目がある場合に限り、履修科目の取消しを認めることができる。
3. 2に基づき履修科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、履修を許可された研究科が指定する授業科目(後期の履修手続期間中の届出にあつては、前期及び通年開講の授業科目を除く。)の中から履修科目の変更が可能です。なお、その場合は、履修を希望する授業科目の担当教員に予め押印(サイン可)により承諾を得てください。
4. 記入された個人情報は、履修管理に関する業務にのみ利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。

○広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあつては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあつては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

- 2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成22年3月5日 一部改正)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

既修得単位等認定願

平成 年 月 日

(所属する学部又は研究科の長)

広島大学 長 殿

所属

学生番号

氏名

印

広島大学通則第31条

広島大学大学院規則第36条 の規定により既修得単位等の認定を受けたいので、

成績証明書を添付の上、下記のとおり申請します。

記

認定を受けようとする既修得単位等			認定を希望する広島大学の授業科目名等	
既修得授業科目名等	修得単位数等	単位を修得した大学(短期大学)・学部名又は研究科名, 学修した講習名等	区分	授業科目

(注)1 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

2 区分欄には、広島大学の各学部又は各研究科で定める授業科目の区分を記入すること。

3 成績証明書のほか、認定証明書、授業内容、学修内容を記載したシラバス等必要な書類を添付すること。

別記様式第2号(第5条第1項関係)

既修得単位等認定通知書(学部学生用)

学生番号

氏名

広島大学通則第31条の規定に基づき、下記のとおり広島大学において修得したものとして単位を認定する。

平成 年 月 日

(所属する学部の長)

広島大学 長 印

認定する授業科目及び単位数等				認定の基礎となった既修得単位等		
区分	授業科目	認定単位数	評価	既修得授業科目名等	修得単位数等	評価
単位を修得した大学(短期大学)・学部名，学修した講習名等						
備考						
※評価を含めて単位認定された場合はその評価を評価等欄に「秀」，「優」，「良」，「可」の4段階で表記し，単位のみ認定された場合は「単位認定」と表記しています。						

別記様式第3号(第5条第1項関係)

既修得単位等認定通知書(大学院学生用)

学生番号

氏名

広島大学大学院規則第36条の規定に基づき、下記のとおり広島大学において修得したものと
して単位を認定する。

平成 年 月 日

(所属する研究科の長)

広島大学

長

印

認定する授業科目及び単位数等				認定の基礎となった既修得単位等		
区分	授業科目	認定単 位数	評価等	既修得授業科目名等	修得単 位数等	評価
単位を修得した大学院・研究科名						
備考						
※評価を含めて単位認定された場合はその評価を評価等欄に「秀」, 「優」, 「良」, 「可」の4段階で表記し, 単位のみ認定された場合は「単位認定」と表記しています。						

○広島大学転学部の取扱いに関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学転学部の取扱いに関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第36条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における転学部の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 転学部は、本学に在学する学生で、所属学部及び志望学部の教授会が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに、許可することがある。

(公示)

第3条 各学部長は、転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を決定し、12月15日までに学長へ届け出るものとする。

2 学長は、1月10日までに各学部の選考方法等を公示するものとする。

(手続)

第4条 転学部を志望する者は、転学部願(別記様式第1号)を2月1日から2月10日まで所属学部のチューターを経て所属学部の長に提出しなければならない。

2 前項により出願できる学部は、一の学部に限るものとする。

3 所属学部のチューターは、転学部を志望する者から志望理由を聴取の上、調査書(別記様式第2号)を作成するものとする。

4 転学部の志望を認めた所属学部の長は、2月末日までに志望学部の長に転学部願及び調査書を送付するものとする。

(選考方法)

第5条 転学部願を受理した志望学部は、志望の動機、入学試験の成績、学業成績、面接、小論文、筆記試験、実技検査等を組み合わせて総合的に判定し、受入れの可否を決定するものとする。

2 志望学部の長は、学長へ転学部許可の申請を3月31日までに終えるものとする。

(許可の時期)

第6条 転学部の許可の時期は、4月1日とする。

(配属年次)

第7条 転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、原則として2年次とする。

(在学年限)

第8条 転学部を許可された者の残りの在学年限は、転学部先の学部における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

(転学部の制限)

第9条 転学部を許可された者は、原則として再び転学部を願い出ることはいできない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月20日 一部改正)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生の転学部に関する取扱いについては、この細則による改正後の広島大学転学部の取扱いに関する細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

—別記様式略—

○広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては通則第 11 号各号に規定する者、大学院にあつては大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認められたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学料 28,200 円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第6条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第2条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前2条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第1項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めるときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めるとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか，科目等履修生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 24 年 8 月 30 日規則第 119 号)

この規則は，平成 24 年 8 月 30 日から施行し，この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は，平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

—別記様式略—

○広島大学学生表彰規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第 3 条 理事(教育担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第 4 条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

- 2 審査会の構成員は、別に定める。
- 3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、原則として次の日に行う。

- 入学式の日
- 学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第 7 条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第 8 条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成23年3月31日規則第51号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

広島大学学生懲戒指針

広島大学(以下「本学」という。)における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

1 趣旨

この指針は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 41 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号。以下「専攻科規則」という。)第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

2 懲戒の趣旨

学生の懲戒は、教育的指導の観点から退学、停学又は訓告をもって行うものとする。

3 懲戒の要否等の決定

通則第 40 条(大学院規則第 41 条及び専攻科規則第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒に相当する行為の存否、懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生の事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

4 懲戒の対象として検討する事件事故

(1) 懲戒等の目安

- ① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学
- ② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告
事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる
- ③ 場合
訓告
- ④ 前 3 号のいずれにも該当しない場合
学部等の指導(学部長嚴重注意等)

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

(4) 懲戒の具体例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は、「悪質性」も「重大性」も認められるため、原則として①に該当するものとする。

イ 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の行為が既遂に達したものと認定できる場合は、原則として「悪質性」が認められるため②に該当するものとする。

ウ 過失犯が重大な結果を招来した場合は、原則として③に該当するものとする。

エ 悪質な道路交通法違反(飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等)については、原則として②に該当するものとし、比較的軽微な道路交通法違反(駐車違反、一時停止違反等)については、①から④のいずれにも該当しないものとする。

オ 交通事故については、その結果が重大であった場合(重大な人身事故又は物損事故)に限り、原則として③に該当するものとする。

ただし、悪質な道路交通法違反による場合でその結果が重大であったときは、①に該当するものとし、相手方に与えた損害が軽傷又は物損でその結果が重大でないときは、②に該当するものとする。

カ 飲酒運転については、運転者が飲酒していることを承知の上で同乗した学生は、当該学生が運転していた場合に受ける懲戒に準じた処分とする。

キ 学生の不正受験については、②に該当するものとする。

(5) 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け、又は学部等の指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、前記(1)の基準を超える重い処分をすることができるものとする。

5 懲戒の手続き

(1) 事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する学部及び研究科の長(以下「学部長等」という。)は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査に努め、その結果を学長に報告するものとする。

(2) 審査会

ア 学長は、学部長等から報告のあった事件事故の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めたときは、原則として審査会を設置するものとする。

イ 審査会は、副学長(学生支援担当)、関係学部等の長及びその他の学部等の長若干人で組織するものとする。

ウ 審査会は、関係学部等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明及び追調査を求めることができるものとする。

エ 審査会は、関係学部等による調査報告に基づき、当該事件事故に係る学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容等について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

(3) 審査結果の通知

学長は、審査会から報告のあった審議の結果を当該学生が所属する学部長等に通知する。

(4) 懲戒の審議

ア 学部長等は、学長からの通知に基づき、当該学生の懲戒について教授会の審議に付し、その結果を学長に対して報告するものとする。

イ 学長は、審査会からの報告及び学部等からの意見の双方又は一方が懲戒を提案するものであるときは、当該学生の懲戒について教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮問するものとする。

(5) 学生の意見陳述機会の確保

学長は、評議会への諮問に際し、懲戒の対象とされる学生に対して懲戒の提案がある旨を通知し、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(6) 懲戒の決定

学長は、評議会での審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(7) ハラスメントに関する取扱い

学長は、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則に基づき評議会が学生の懲戒等が相当と判断したときは、審査会を設置する。

(8) 不正受験に関する取扱いの特例

ア 学生の不正受験が発覚した場合は、学部長等は、教授会等の議を経て、学長に対して懲戒についての意見を提出するものとする。

イ 学長は、学部長等からの意見を踏まえて、評議会に諮問して懲戒を決定する。この場合、審査会は設置しないものとする。

(9) 職員の守秘義務

学生の懲戒に関する事項に係わった職員には、守秘義務があるものとする。

6 事実関係の調査

(1) 関係学部等による事実関係の調査には、原則として当該学生からの事情聴取を行わなければならない。

ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、関係学部等は、その旨を審査会に報告するものとする。

また、当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、事情聴取ができない場合は、事情聴取が可能となるまでの間、関係学部等は、最終の調査報告を留保するものとする。

- (2) 関係学部等は、事実の存否及び周辺事情の認定にあたって、当該学生の確認を得なければならない。

ただし、事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ当該学生が異議を述べている場合には、同人の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られたなど、特別な状況があるときに限り、懲戒の対象となる行為があったものと認定できるものとする。

7 処分の執行

(1) 停学の種類

ア 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

イ 3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

(2) 無期停学の解除

無期の停学の解除は、学部長等からの申し出により、学長が評議会に諮問して行う。

(3) 停学に伴う学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。

(4) 停学中の受験及び履修手続き等

ア 有期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、当該学生に対し期末試験の受験又は履修登録を認めるものとする。

イ 無期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、処分を開始したセメスターの期末試験のみの受験を認め、履修登録は各セメスターごとの登録を認めるものとする。

ウ 期末試験の期間中に不正受験が発覚し、これを理由として停学の処分を決定した場合において、当該期末試験の期間中に処分を開始するときは、前記ア及びイに係わらず、当該期末試験の受験は認めないものとする。

8 懲戒に関する情報の取扱い

(1) 告示

学長は、学生を懲戒したときは、当該学生が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式)により学内に告示するものとする。

(2) 証明書類等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

(3) 推薦書類等への記載の禁止

学生の就職、進学に際して、指導教員等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

9 雑則

この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この指針は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この指針の施行前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

- 1 この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この指針の施行の日前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、この指針による改正後の広島大学学生懲戒指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式(8 関係)

懲戒告示

このたび、本学学生が学生の本分に反する行為を行ったため、広島大学通則第 40 条の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったので、告示する。

今後このような不祥事が再発しないよう、学生諸君の一層の自覚を促すものである。

記

事案の概要 ○○○○

懲戒の種類 ○○

処分年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

広島大学長

○広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)の規定に基づき、運用等については以下のとおりとする。

記

1 広島大学懲戒指針(以下「指針」という。)4(2)「悪質性の判断」について

原因行為の「悪質性」の有無は、原則として、その行為が加害者たる学生の故意によるものか否かで判断するものとする。ただし、故意であっても、当該行為自体に強度な違法性が認められない場合は、「悪質性」は存在しないことになる。

2 指針 4(4)「懲戒の具体例」について

指針 4(4)は、凶悪犯についてはその原因行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認められるから、指針 4(1)「懲戒等の目安」にいう①に該当し、凶悪犯以外の行為は、原則として「悪質性」は認められるから、同②に該当するとする考え方に依拠している。

もつとも、凶悪犯以外の行為であっても、原因行為の「悪質性」が否定されて、③又は④に該当すると判断される場合もある。また、凶悪犯以外の行為であっても、結果の「重大性」を勘案し、①に該当すると判断すべき場合もある。

例えば、他人の住居に侵入した場合、与えた損害が軽微であっても行為に「悪質性」が認められるから、②に該当することになる。これに対して、小学校等のフェンスを乗り越えてプールに侵入した場合など、同様に住居侵入であっても、当該行為の性質を勘案すると「悪質性」は認めがたく、当該小学校等に何らの損害も与えていないのであれば、結果の「重大性」も認められないから、④による学部等での指導で足りることになる。

また、傷害の場合、凶悪犯には当たらないという意味では、②に該当することになるが、人身損害を発生させた以上、それが軽微なものでない限り、①に該当することになる。

次に、大麻などの薬物の所持、使用又は栽培などは、その行為が社会に与える影響を考慮し、行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認めることができ、原則①に該当することになる。

なお、指針 4(4)エに記載のとおり、道路交通法違反のうち、比較的軽微な違反(駐車違反、一時停止違反等)については、行為の性質からして「悪質性」を認めるほどのものとはいえず、結果においても損害といえる損害を与えていない以上、①から④のいずれにも該当しないものとしている。

3 指針 5「懲戒の手続き」について

- [1] 指針 5(2)ウに規定する審査会の審査に当たり、審査会は原則として懲戒の対象とされる学生に対して、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- [2] [1]による意見陳述は、指針 5(5)の口頭又は文書による意見陳述にもって代えることができるものとする。
- 4 指針 8(3)「推薦書類等への記載の禁止」について
指針 8(3)では、指導教員等の本学関係者が、懲戒を受けた学生の就職、進学にあたって作成する書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならないものとしているが、本学教職員は、学生本人に対しても、就職、進学に際して学生が作成する履歴書等の身上書に懲戒の有無、その内容等の事項を記載する必要はない旨の指導をすることが望ましい。

附 則

この申合せは、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則 2 号)第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第 2 条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第 3 条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第 4 条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第 5 条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が 2 学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年 5 月末日までに、第 1 項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前 3 項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 団体の名称

(2) 団体の目的

(3) 連絡先

(4) 代表責任者の氏名

(5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第 6 条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として 3 日前までに、学部の施設の場合にあつては当該学部の長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
 - (2) 日時及び場所
 - (3) 責任者の氏名
 - (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)
- (掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配付責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が、学内において、拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は、授業、研究及び診療等に支障を来すことがないように十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

○広島大学学生証取扱細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第 2 条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第 3 条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第 4 条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後には交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から 1 年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

(提示)

第 5 条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第 6 条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第 7 条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第 8 条 学生証を紛失したときは、速やかに紛失始末書を添えて、再交付を願い出なければならない。

(準用)

第9条 この細則(第4条ただし書を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)及び科目等履修生に準用する。この場合において、第2条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあつては「学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、第4条本文中「学部にあつては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第4条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあつては「許可された研究期間」と、科目等履修生にあつては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成23年10月18日 一部改正)

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現にこの細則による改正前の広島大学学生証取扱細則に基づき交付されている学生証は、その有効期限内に限りその効力を有する。

—別記様式略—

○広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 130 号)

広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 56 条の規定に基づき、広島大学ピア・サポート・ルームの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 広島大学(以下「本学」という。)の学生が、学生生活上の諸問題に対処するに当たり、学生同士が気軽に相談し、互いに助け合う学風を醸成するよう、学生ボランティアが学生の相談に応じるため、本学に広島大学ピア・サポート・ルーム(以下「ピア・サポート・ルーム」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 ピア・サポート・ルームは、学長が選考した次に掲げる者で組織する。

(1) 本学が実施する広島大学ピア・サポーター養成セミナーを受講した本学学生のうち、ボランティアとして学生の相談を受ける者(以下「ピア・サポーター」という。)数十人

(2) 本学が実施する広島大学ピア・アドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち、ボランティアとしてピア・サポーターに助言をする者(以下「ピア・アドバイザー」という。)若干人

(3) 本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち、ピア・サポーター及びピア・アドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者(以下「専門アドバイザー」という。)若干人

2 ピア・サポーター及びピア・アドバイザーの任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 専門アドバイザーの任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 4 条 ピア・サポート・ルームに室長を置き、専門アドバイザーで、本学の専任教員のうちから学長が任命する。

2 室長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(設置場所)

第 5 条 ピア・サポート・ルームは、学生プラザ 4 階に設置する。

(開室時間)

第 6 条 ピア・サポート・ルームの開室時間は、原則として、通則第 9 条に規定する休業日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(事務)

第 7 条 ピア・サポート・ルームに関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、ピア・サポート・ルームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 22 年 5 月 14 日規則第 104 号)

この規則は、平成 22 年 5 月 14 日から施行し、この規則による改正後の広島大学ピア・サポート・ルーム規則の規定は、平成 22 年 4 月 6 日から適用する。

○広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)

広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、就学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第 3 条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第 4 条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育・国際室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第 5 条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の就学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第 6 条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び霞地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成26年7月14日規則第74号)

この規則は、平成26年7月14日から施行し、この規則による改正後の広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則の規定は、平成26年6月1日から適用する。

○身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、身体等に障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

B 特別措置の対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 入学試験(大学入試センター試験を含む)において特別措置を講じた者
- 2 障害者手帳の交付を受けている者、あるいはそれと同程度の障害を有する者
- 3 通常の授業の受講の様子から、担当教員が特別措置を必要と認めた者

C 特別措置の内容・方法等

以下の特別措置の内容・方法等を基準として、具体的には、当該学生及びチューター(指導教員)と授業担当教員が協議して決める。

【視覚障害者(点字使用者)】

- 1 出題形式は、①点字 *1, ②普通文字の読み上げ, ③録音テープの再生, ④フロッピーディスク *2, などによる。
- 2 解答形式は、①点字 *1, ②口頭, ③テープ録音, ④ワープロ *3, などによる。
- 3 上記 1 及び 2 のそれぞれの①～④は、さまざまな組合せを可能とする。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【視覚障害者(弱視者)】

- 1 希望があれば、問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める)
- 2 当該学生の必要性に応じて、弱視レンズ、拡大読書器、補助照明器具等の使用や、ワープロによる解答等を認める。
- 3 窓際の明るい座席を希望する場合は、その座席を保証する。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【聴覚障害者】

- 1 問題用紙に印刷されない、口頭による説明がある場合は、当該学生に対しては、紙に書いたものを渡すか、黒板に書く。
- 2 試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。
- 3 必要に応じて、手話通訳者を配置するか、筆談によるコミュニケーションを図る。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 コミュニケーションの方法や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【上肢機能障害者】

- 1 解答形式は、必要に応じて、①ワープロ *4, ②口頭 *5, ③テープ録音,

- ④代筆 *6, などによる。
- 2 自筆解答による場合は, 必要に応じて, 解答用紙を拡大したり, 自由記述形式 *7 などによることも可能とする。
- 3 必要に応じて, 試験時間を延長する。
- 4 解答形式や試験時間の延長により, 必要があれば, 別室で行う。

【体幹機能障害者】

- 1 座位を保つことが不可能又は困難な場合は, 別室において, 当該者にとって受験しやすい状況を設定する。
- 2 解答形式は, 必要に応じて, 上肢障害者に準じて配慮する。
- 3 必要に応じて, 介助者の同席を認める。
- 4 必要に応じて, 試験時間を延長する。
- 5 上記1に該当しない場合でも, 解答形式や試験時間の延長により, 必要があれば, 別室で行う。

【その他の障害者】

- 1 上述の障害種別に該当しない者に対する特別措置は, 上述の障害種別による措置に準じて配慮するか, あるいは, 当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して, 配慮の内容・方法を決定する。
- 2 上述の障害を複数併せ持つ者に対しては, それぞれの障害種別による措置を参考にしながら, 当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して, 配慮の内容・方法を決定する。

《一般的事項》

- 1 試験時間の延長範囲の適切さは, 障害の種別や程度, 問題の内容, 出題形式や解答形式などにより, 異なるので, 一律に規定することは出来ない。
一つの参考として, 大学入試センター試験においては,
 - (1) 点字受験者に対しては一般の試験時間の 1.5 倍
 - (2) 弱視者に対しては 1.3 倍
 - (3) 体幹機能障害により座位を保つことが困難な者, 両上肢の機能障害が著しい者のうち, 通常のマークシートとは別のチェック解答用紙により解答する者に対しては 1.3 倍
 - (4) 代筆により解答する者に対しては, 科目により 1.3 倍又は 1.5 倍の時間延長が認められている。
- 2 試験時間の延長にあたっては, その試験の直前又は直後の授業や試験との時間的重複が生じないように, 以下のような配慮をする。
 - (1) その試験の後の授業や試験がなければ, 延長分を後に追加する。
 - (2) その試験の後の授業や試験はあるが, その試験の前の授業や試験がなければ, 延長分を前に追加する。
 - (3) その試験の前後とも授業や試験がある場合は, 別室において, 一般の受験者との間に試験の内容について交渉がもてない状況を設定して, 順次, 試験時間をずらして実施する。
 - (4) 一般問題とは別の問題により, 時間帯や日を変えて試験を行う。
 - (5) 一般問題とは別に, レポートにより評価する。
- 3 課題を提示してから, 後日レポートを提出させる場合は, 当該学生のレポート作成のための時間を考慮して, 提出期日を延期するかどうかを, 当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して決める。

4 当該学生の身体等の障害に関連する体調の不良等により、試験日に受験できない場合の追試等の取り扱いについては、担当教員の裁量とする。

- * 点字により出題する場合は、普段の授業の教材等を点訳している学生に、問題の
- 1 点訳を依頼することが適切でないものについては、①教育学研究科、②広島県立広島中央特別支援学校、③広島県立点字図書館、④一般の点訳奉仕団体、などに依頼する。なお、点訳には、問題の内容や量により、時間がかかることを考慮する必要がある。

また、出題内容に図や表がある場合、その内容によっては、修正を必要とすることがあったり、触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。

点字による解答の処理については、①解答を回収した後で、本人に読み上げさせる、②普段点訳を担当している学生(出題内容を知らない者)に読み上げさせるか、又は普通文字への書きなおしを依頼する、③問題の点訳を依頼した前段の団体等に、普通文字への書きなおしを依頼する、などの方法が考えられる。

- * フロッピー・ディスクによる出題とは、当該視覚障害者が、パソコンの音声ディスプレイ又は点字ディスプレイによる読取りが可能な場合に、行いうる方法。ファイル様式など具体的な方法については、本人と協議する。
- * 視覚障害者が漢字を含む普通文字による文書を作成できる視覚障害者用ワープロ
- 3 システムがある。
- * 上肢機能障害者がワープロを使う場合、通常の手の手指でキーを叩く入力の方法以外に、くわえた(あるいは額に固定した)棒でキーを叩くなど、特殊な方法をとる者もいる。
- * 肢体不自由者の中には、発音に問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れていないとスムーズに聞き取れないことがあり、通訳者を介することが必要なこともある。
- * 代筆者の選定にあたって、上記*5と同じ問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れている者を代筆者にすることが必要なこともある。
- * 上肢機能障害者の中には、規定された罫線や枠の中に文字を書くことが困難な者がいる。そのような場合には、白紙の解答用紙を与え、問題番号等を明記させたうえで、自由に記述させる解答方法もある。

D 特別措置の周知と申請

- 1 各学部、各研究科及び専攻科(以下「学部等」という。)は、身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置の内容等について、学生及び教員に対して周知を図る。
- 2 当該学生は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部等の教務担当に、原則として履修登録確定後から試験日の3週間前までに申請する。(ただし、点字による出題又は代筆による解答を希望する場合は、原則として履修登録確定後から4週間前までに申請する)
なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。
- 3 申請をうけた教務担当は、当該授業の担当教員に連絡する。
- 4 当該授業の担当教員は、必要があれば当該学生及びチューター(指導教員)と特別措置の内容・方法等について協議する。

E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため、各学期ごとに特別措置の措置状況を取りまとめ、アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

(注)(平成 17 年 11 月 1 日 一部改正)

この申合せは、平成 17 年 11 月 1 日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成 17 年 7 月 15 日から適用する。

(略)

(注)(平成 20 年 5 月 14 日 一部改正)

この申合せは、平成 20 年 5 月 14 日から施行する。

○社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第 この要項は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院
1 規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規
則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定に
基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書
発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 この要項は、ボランティア活動、人名救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動
2 を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動
を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各
3 号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」と
いう。)に別記様式第 1 号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピア・サポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成 10 年
法律第 7 号)別表に掲げる活動
- (4) その他前 3 号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第 所属長は、第 3 により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の
4 上、別記様式第 1 号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第 学長は、所属長の推薦により、別記様式第 2 号により証明書を発行するものとす
5 5 る。

(取消し)

第 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時
6 にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。
7

(準用)

第 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。
8

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 20 年 1 月 15 日 一部改正)

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

—別記様式略—

○期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
 - (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。なお、教養教育科目のうち、専門教育科目として登録申請した科目は、専門教育科目として扱う。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1 及び 2 に準じて取り扱う。

(注)(平成 18 年 3 月 14 日 一部改正)

- 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては、この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず、なお従前の例による。

広島大学研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者

第 3 条 研究生を志願する者は、学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第 4 条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第 5 条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第6条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第1条の規定を準用する。

(1) 研究生研究継続許可願

(2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき29,700円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

(3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条

第1項、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成24年5月15日規則第103号)

この規則は、平成24年5月15日から施行し、この規則による改正後の広島大学研究生規則附則第3項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

—別記様式略—

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。)を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者

第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
 - (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
 - (6) 医師の健康診断書
- (受入れの許可)

第4条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第5条 外国人研究生の研究期間は、1学期又は1学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

(1) 外国人研究生研究継続許可願

(2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき29,700円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第12条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第 14 条 研究留学生については、第 3 条及び第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第 3 条第 3 号及び第 5 号に掲げる書類及び第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第 3 条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第 7 条及び第 8 条の規定を適用しない。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和 47 年広島大学規程第 5 号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第 3 条、第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 12 日規則第 4 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第 2 項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第 3 条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第 4 条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

- 2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

- 2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
- 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
- 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めるときは、これを行う。
- 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。

- 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

- 2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。

- 3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

附 則(平成17年1月18日規則第2号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

○広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、研究院、図書館、教養教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、大学経営企画室、監査室、理事室及び東広島地区運営支援部をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証又はパスカードのいずれか及び構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

3 前項の規定にかかわらず、本学の公用車、消防車等の緊急自動車、構内を警備する自動車その他本学の業務上及び安全管理上、必要があると認められる自動車に対しては、理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)が入構の許可を行うことができる。

(構内駐車証等の交付申請資格)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に所属する職員(障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舎又はががら職員宿舎に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において、障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育(以下「安全

教育」という。)を受講しているもの(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の1年次生及び2年次生

ロ 池の上学生宿舎又は国際交流会館に居住している者

ハ 県道馬木八本松線，県道吉川西条線，市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3) 商用等のため構内を訪れる業者

(4) 部局等に所属する職員又は学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で，次に該当するもの。

イ 職員にあつては，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

ロ 学生にあつては，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で，安全教育を受講しているもの

(5) 本学における教育，研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者

(6) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者

(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条 次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は，当該各号に掲げる期間とする。

(1) 前条第1号から第3号までに該当する者 次に掲げる期間

イ 毎年理事が定める日から4月15日まで

ロ 毎年理事が定める日から10月15日まで

ハ 4月16日以降及び10月16日以降(ただし，駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。)

(2) 前条第4号から第6号までに該当する者 随時

2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は，別紙第1のとおりとする。

3 前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があった場合は，部局等の長は，当該各号に規定する期間を限度として，当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。

(1) 業務上自動車を使用する必要があると認められる者 1週間

(2) 本学構内での営繕工事等により自動車による入構が必要な者 1月

(3) 疾病等により自動車を使用する必要があると認められる者 3月

4 前条の規定にかかわらず，自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは，関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。

(1) 部局等以外に所属する本学の職員が，一時的に自動車により入構するため，ゲート管理要員に身分を証明できる書類等を提示し，その用務を申し出て，認められたとき。

(2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が，一時的に入構するため，用務を申し出て，認められたとき。

(経費等)

第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とし、その負担金(以下「利用者負担金」という)は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、午後9時から翌日午前6時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要な経費を負担する。

3 第1項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者	
(1) 駐車場を利用する期間1年	6,500円
(2) 駐車場を利用する期間半年	3,500円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料
3 パスカード再発行(1枚)	500円

4 特別の事情により前項の表第1項第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であって、部局等の長が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。この場合における利用者負担金の額は、駐車場を利用する月数に500円を乗じた額に事務手数料500円を加えた額とする。

5 利用者負担金は、本学が指定する金融機関の口座への振込、給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。

6 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者負担金の返還の請求があったときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし、当該返還の請求が、入構を中止する日が属する年度の3月末日までに受理されなかった場合は、この限りでない。

(1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げた場合 納付した額

(2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合 納付した額

(3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合 納付した額

(4) 錯誤による納付があった場合 第3項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額

(5) 職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(6) 学生が休学又は卒業した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(7) その他理事が認めた場合 納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から
構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に 500 円を乗じた額
(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第 7 条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。
(構内駐車証等の有効期限等)

第 8 条 構内駐車証等の有効期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間を限度とする。
ただし、臨時構内駐車証にあつては、当日限りとする。
(ゲートの運用)

第 9 条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第 2 のとおりとする。
(遵守事項)

第 10 条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- (2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。
- (3) 構内では、時速 20 キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
- (5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。
- (6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第 11 条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 違反車両については、別紙第 3 の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。
- (2) 違反回数が 3 回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第 1 号の規定により車両を固定された者は、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第 13 条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1 月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(事故処理等)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。
(臨時の規制)

第 15 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第 16 条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成 11 年 3 月 9 日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成 26 年 11 月 20 日 一部改正)

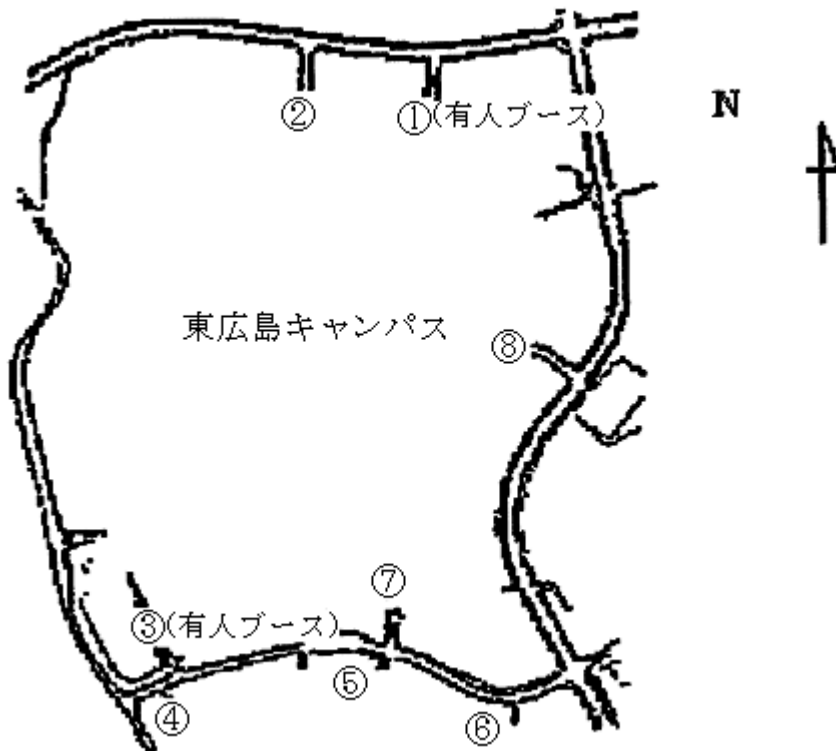
この細則は、平成 26 年 11 月 20 日から施行し、この細則による改正後の広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則の規定は、平成 26 年 6 月 1 日から適用する。

別紙第1(第5条第2項関係)

区分	構内駐車証の種類	職員証・学生証・パスカードの種類	申請の受付期間	申請者	申請書の受付及び交付担当(以下「受付担当」という。)	交付申請書等		
自動車	構内駐車証(別記様式第3号) ・常時又は一定の期間入構する者	本学が発行する職員証又は学生証	理事が定める日から4月15日又は理事が定める日から10月15日	職員 (第4条第1号に該当する者)	所属部局等の支援室	理事が定める様式		
				学生 (第4条第2号に該当する者)				
		パスカード(別記様式第5号)	商用等のため構内を訪れる業者(第4条第3号に該当する者)	管財グループ	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)			
		本学が発行する職員証又は学生証	4月16日及び10月16日以降(駐車場に余裕がある場合のみ受付)	職員 (第4条第1号に該当する者)	所属部局等の支援室	理事が定める様式		
				学生 (第4条第2号に該当する者)				
		パスカード(別記様式第5号)	商用等のため構内を訪れる業者(第4条第3号に該当する者)	管財グループ	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)			
	本学が発行する職員証又は学生証	パスカード(別記様式第5号)	随時	職員 学生 (第4条第4号に該当する者)	所属部局等の支援室	理事が定める様式		
				教育, 研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者 (第4条第5号に該当する者)			用務先の支援室	構内駐車証等貸与申請書(別記様式第2号)
				職員 学生 (第4条第6号に該当する者)			所属部局等の支援室	理事が定める様式 交付申請理由書 (様式自由)
	臨時構内駐車証(別記様式第4号) ・臨時に入構する者	なし	随時	職員 学生 外来者	第1ゲート及び第3ゲート			
		構内駐車証等を紛失した時	構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者	当初交付又は貸与を受けた際の受付担当	紛失届 (別記様式第6号)			

別紙第2 ゲートの運用等(第9条関係)

1 ゲートの配置



2 ゲートの運用

(1) 平日

- ・ 終日規制を行う。

ただし、許可を受けていない職員、学生で特別な事情により自動車で入構する必要がある場合は、身分証明書等を提示のうえ、18:00以降ゲート①(18:00～6:00)を利用することができる。また、16:30以降ゲート④(16:30～21:00)を開放する。

(2) 土・日・祝日(年末・年始含む)及び休業期間

- ・ 昼間(6:00～21:00)の規制は行わない。

参考

- 春季休業 (4月1日～4月8日)
- 夏季休業 (8月1日～9月30日)
- 冬季休業 (12月24日～1月7日)
- 学年末休業 (2月12日～3月31日)

別紙第3 指導及び取締り等(第12条関係)

告知書

この車両は、広島大学東広島キャンパス構内交通に関する細則に下記のとおり違反していますので、同細則第12条の規定により下記のとおり措置します。

平成 年 月 日 時間 :
広島大学

記

違反事項(○印が違反事項)

1. 構内駐車証がありません。
2. 構内駐車証の有効期限が切れています。
3. この場所は、駐車禁止です。
4. この場所は、外来者用の駐車場です。
5. この場所は、身障者用の駐車場です。
6. この車両は、長期間放置された車両です。

措置

- ・車両を動かさないように固定しております。
- ・固定解除を受けようとする者は、下記固定解除承諾願に記入の上、固定解除承諾書に、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の署名、押印を受けて、日曜日、土曜日及び祝日を除き、8時から17時までに交通指導員の詰所(下記参照)へ出頭してください。
- ・出頭しないで車両を動かしたために生じた損害については、広島大学は責任を負いません。

詰所

工 学 部 東地区エネルギーセンター(東体育館前)2階 総合科学部 警備員室 理 学 部 警備員室 教育学部 警備員室
--

固定解除承諾願

運転者氏名 _____

車両番号 _____

以後、「広島大学東広島キャンパス構内交通に関する細則」を遵守いたしますので、固定解除の承諾をしてくださるようお願いいたします。

固定解除承諾書

上記運転者の車両の固定解除を承諾する。

平成 年 月 日

署名

印

別記様式第1号

構内駐車証等交付申請書
(自動車)

平成 年 月 日

申請理由		・新規 ・更新 ・自動車の変更 ・その他	
申請期間(パスカード)		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
業者等	会社名等		電話番号 () —
	所在地		
	フリガナ 氏 名		
	主たる用務先		
	現在の パスカード番号		
登録申込車	車 種	乗用車(普・軽) 貨物車(バン・トラック) その他	
	車 名 (色)	(色)	
	車 両 番 号		
	自動車(任意)保険契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
		担当者確認印	

*この申請書に記載された個人情報は、構内駐車証(パスカード)の発行手続き及び東広島キャンパス内に駐車する車両の管理等を行う目的で利用するものであり、この目的以外の目的で利用又は提供することはありません。

以下の欄は記入しないで下さい。

交付年月日	平成 年 月 日		
駐車証番号	パスカード	・年券 ・半年券 ・1ヶ月券	
利用者負担金			

別記様式第2号

構内駐車証等貸与申請書
(自動車)

平成 年 月 日

入 構 年 月 日		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
外 来 者 等	会 社 名 等	電話番号 () —	
	所 在 地		
	フ リ ガ ナ 氏 名		
	主たる用務先		
登 録 申 込 車	車 種	乗用車(普・軽) 貨物車(バン・トラック) その他	
	車 名 (色)	(色)	
	車 両 番 号		
	自 動 車(任意) 保 険 契 約 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
申 請 理 由			
パ ス カ ー ド No.			
		部局等担当者確認印	

※この申請書に記載された個人情報は、構内駐車証(パスカード)の発行手続き及び東広島キャンパス内に駐車する車両の管理等を行う目的で利用するものであり、この目的以外の目的で利用又は提供することはありません。

別記様式第3号

表面

構内駐車証	
職員・学生 (外来者等)	
氏 名	
連絡電話番号	
車 両 番 号	
有 効 期 限	

広島大学東広島キャンパス

裏面

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none">1. 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。2. 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。3. 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。4. 駐車場以外の場所に駐車しないこと。5. 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。6. 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。7. 交通指導員の指示に従うこと。8. 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合等で、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。
違反に対する措置
<ol style="list-style-type: none">1. 違反者については、告知書を違反車両にのり付けした上、車両を固定する。2. 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。 ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

別記様式第4号

運転席前面に置くこと。

臨時構内駐車証

(注) 有効期限は、当日限りです。

入構年月日	平成	年	月	日
運転者氏名			用務先	
勤務先・所属部局又は住所	連絡電話番号(内線)			
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。 2. 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。 3. 駐車場以外の場所に駐車しないこと。 4. 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。 5. 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。 6. 交通指導員の指示に従うこと。 7. 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合等で、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。 <p>違反に対する措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 違反者については、告知書を違反車両にのり付けした上、車両を固定する。 2. 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。 ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。 			


この記載事項は、緊急に車両の移動をお願いする際に利用しますので、必ず記載してください。

広島大学

別記様式第5号

パスカード(年間券, 半年券, 1ヶ月券)

表面

パスカード	
←	
[]	
有効期間 [] 年 [] 月 [] 日まで	
 広島大学	

裏面

<p>注 意</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本カードは, 東広島キャンパスへ入構する時入口ゲートに通して下さい。2. 出口ゲートでは, 本カードは必要ありません。3. 本券を破損または紛失した場合は, 再交付の申請を行って下さい。 <p style="text-align: center;">国立大学法人広島大学 (082)424-7111</p>

平成 年 月 日

紛失届

学生番号 _____

職員番号 _____

氏 名 _____

下記理由によりパスカード(駐車証)を紛失しましたので、再発行方よろしくお願ひします。

理由 : _____

以下の欄は記入しないで下さい。

旧パスカードNo. _____

新パスカードNo. _____

○学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日

副学長(教育・研究担当)決裁

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

- ② 0~100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき, 到達度の評価は, 「極めて優秀」, 「優秀」及び「良好」の3段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。
- (3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

1. 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

2. ただし、特別な理由により、5段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

Ⅲ 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、原則として成績評価は付さない。ただし、協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は、認定と表示する。

Ⅳ 適用について

1. この取扱いは、平成27年度入学生から適用する。
2. 平成26年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては、この取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

（注）（平成22年3月16日 一部改正）

この改正は、平成22年4月1日から適用する。

（注）（平成23年3月10日 一部改正）

この改正は、平成23年4月1日から適用する。

（注）（平成27年1月7日 一部改正）

この改正は、平成27年4月1日から適用する。

○気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日

理事(教育担当)決裁

気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては、次のとおりとする。

第 1 授業を全学(東広島キャンパス、霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市及び東広島市の両地域に対して 1 つ以上発令された場合は、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、両地域の警報が解除された場合は、解除後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

2 理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で、授業を実施することが困難であると理事が判断したときは、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は、理事の指示により、判断後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

- (1) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して 1 つ以上発令された場合
- (2) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪以外の警報が、広島市又は東広島市の両地域に対して、又はいずれか一方の地域に対して 2 つ以上発令された場合
- (3) JR 山陽本線等の公共交通機関が、事故、大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合
- (4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合
- (5) その他、事件・事故等が発生し、構内への立ち入りが規制された場合

第 2 第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき、各学部長又は各研究科長は授業を休講とすることがどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

第 3 その他

第 2 にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じることができるものとする。

VI その他

○広島大学大学院理学研究科・広島大学理学部関係の沿革

◇理学部は、元広島文理科大学(昭和4年創設)の数学科、物理学科、化学科、生物学科、地学科及び附属臨海実験所を基盤として、組織されたものである。

- 昭和4年4月1日 広島文理科大学設置(官立文理科大学官制(勅令第37号))
設置当時の構成のうち、現在の理学部関係の学科は、次のとおり。
数学科(数学専攻)
物理学科(物理学専攻)
化学科(化学専攻)
生物学科(動物学専攻・植物学専攻)
- 昭和8年6月3日 附属臨海実験所設置(官立文理科大学官制(勅令第144号))
- 昭和18年11月24日 地学科地質鉱物学専攻設置(官立文理科大学官制(勅令第878号))
- 昭和19年8月23日 附属理論物理学研究所設置(官立文理科大学官制(勅令第515号))
- 昭和24年5月31日 広島大学設置(昭和24年法律第150号)
その学部は、理学部ほか5学部と定められた。
なお、大学の附置研究所として、理論物理学研究所が置かれた。
理学部設置当時の構成は、次のとおり。
数 学 科……5講座
物 理 学 科……6講座
化 学 科……6講座
生 物 学 科……6講座(動物学専攻、植物学専攻に分かれる。)
地 学 科……3講座
附属臨海実験所
- 昭和28年4月1日 広島大学大学院理学研究科(修士課程・博士課程)設置
(昭和28年法律第25号)(昭和28年政令第51号)
理学研究科設置当時の構成は、次のとおり。
数 学 専 攻(修士課程・博士課程)
物 理 学 専 攻(修士課程・博士課程)(理論物理学研究所を含む。)
化 学 専 攻(修士課程・博士課程)
動 物 学 専 攻(修士課程・博士課程)
植 物 学 専 攻(修士課程・博士課程)
地質学鉱物学専攻(修士課程・博士課程)
- 昭和29年4月1日 地学科に岩石学講座増設

- 昭和 29 年9月7日 国立大学の学部 zu 置かれる講座(大学院に置かれる研究科の基礎となるものとする。)の種類及びその数は、次のとおり定められた。
(昭和 29 年省令第 23 号)
- 理 学 部
- 数 学……5講座
 - 物理学……6講座
 - 化 学……6講座
 - 生物学……6講座
 - 地 学……4講座
- 昭和 32 年4月1日 附属微晶研究施設設置(昭和 32 年省令第7号)
- 昭和 34 年4月1日 化学科に高分子化学講座増設(昭和 34 年省令第7号)
- 昭和 35 年4月1日 理論物理学研究所に研究部門「場の理論・時間空間構造」増設
- 昭和 36 年4月1日 数学科に数理統計学講座増設(昭和 36 年省令第8号)
- 昭和 39 年4月1日 物性学科増設(昭和 39 年省令第 12 号)
- 昭和 40 年4月1日 物性学科に磁性体講座, 界面物性講座及び金属物性講座増設
(昭和 40 年省令第 20 号)
理論物理学研究所の研究部門「重力・時間空間理論」を「重力理論」に,
「場の理論・時間空間構造」を「場の理論」に改称, 「時間空間理論」増設
(昭和 40 年省令第 21 号)
- 昭和 41 年4月1日 物性学科に放射線物性講座及び半導体講座増設
(昭和 41 年省令第 23 号)
- 昭和 42 年4月1日 数学科に整数論講座及び位相数学講座を, 物性学科に非金属物性講座
及び高分子物性講座を増設(昭和 42 年省令第 3 号)
- 昭和 42 年6月1日 附属両生類研究施設設置(昭和 42 年省令第 11 号)
- 昭和 43 年4月1日 数学科に微分方程式講座増設(昭和 43 年省令第 17 号)
理学研究科物性学専攻(修士課程)増設
(昭和 43.3.30 学大第 32 の 16 号)
- 昭和 44 年4月1日 数学科に確率論講座, 化学科に反応有機化学講座及び天然物有機化学
講座増設(昭和 44 年省令第 14 号)
- 昭和 45 年4月1日 化学科に構造化学講座増設(昭和 45 年省令第 14 号)
理学研究科物性学専攻(博士課程)(昭和 43.3.30 学大第 32 の 16 号)
- 昭和 46 年4月1日 化学科に錯体化学講座増設(昭和 46 年省令第 19 号)
- 昭和 48 年4月 12 日 理論物理学研究所に研究部門「宇宙論」増設(昭和 48 年省令第 8 号)
- 昭和 49 年4月 11 日 附属宮島自然植物実験所設置(昭和 49 年省令第 13 号)
- 昭和 52 年4月 18 日 附属植物遺伝子保管実験施設設置(昭和 52 年省令第 11 号)
- 昭和 56 年4月1日 附属両生類研究施設に「生理生態学研究部門」(客員部門)増設

- 昭和 59 年4月1日 附属両生類研究施設に「進化生化学研究部門」増設(10 年時限)
- 昭和 62 年5月 21 日 生物学科に分子遺伝学講座増設(昭和 62 年省令第 19 号)
- 昭和 63 年4月8日 生物学科に細胞構築学講座増設(昭和 63 年省令第 16 号)
- 平成元年5月 29 日 物性学科に光物性講座増設(平成元年省令第 25 号)
附属両生類研究施設に「形質発現機構研究部門」増設
(平成元年文高大第 191 号)
- 平成2年6月8日 理論物理学研究所廃止(京都大学基礎物理学研究所に統合)
(平成 2 年政令第 130 号)
- 平成3年9月 30 日 理学部が東広島市統合移転地に移転を完了(一部の附属施設を除く。)
- 平成4年1月 31 日 附属両生類研究施設が東広島市統合移転地に移転を完了
- 平成4年3月 31 日 附属植物遺伝子保管実験施設が東広島市統合移転地に移転を完了
- 平成4年4月1日 地学科を地球惑星システム学科に改組(平成 4 年省令第 9 号)
- 平成4年4月 10 日 地球惑星システム学科の地史学講座を地球環境進化学講座に, 岩石学
講座を地球造構学講座に, 鉱物学講座を地球惑星物質学講座に, 鉱床
学講座を地球惑星物質循環学講座にそれぞれ改称(平成 4 年省令第 16
号)
- 平成5年4月1日 生物学科を生物科学科に改称(平成 5 年省令第 10 号)
生物科学科に置かれる講座は, 「発生生物学講座, 原生生物学講座,
情報生理学講座, 分類・生態学講座, 機能生化学講座及び細胞構築学
講座」となった。(平成 5 年省令第 18 号)
地球惑星システム学科に地球惑星内部物理学講座増設
(平成 5 年省令第 18 号)
理学研究科遺伝子科学専攻(修士課程)(独立専攻)設置
(平成 5 年文高第 113 号)
理学研究科の動物学専攻及び植物学専攻を生物科学専攻に改称
(平成 5 年学高第 16 号)
理学研究科に遺伝子発現機構学講座, 分子形質発現学講座及び遺伝
子化学講座設置(平成 5 年省令第 18 号)
- 平成6年4月1日 附属両生類研究施設の「進化生化学研究部門」が時限到来により廃止
- 平成6年6月 24 日 附属両生類研究施設に「種形成機構研究部門」増設(10 年時限)
- 平成7年4月1日 理学研究科遺伝子科学専攻(博士課程)(独立専攻)設置
- 平成8年4月1日 理学研究科の地質学鉱物学専攻が地球惑星システム学専攻に改称
(平成 8 年学高第 10 の 3 号)
- 平成8年5月 11 日 附属微晶研究施設廃止(平成 8 年省令第 18 号)
- 平成9年4月1日 理学研究科に粒子線科学講座設置(平成 9 年省令第 15 号)

- 平成 10 年4月1日 物理学科と物性学科を物理科学科に改組
理学研究科の物理学専攻と物性学専攻を物理科学専攻に改組
- 平成 11 年4月1日 附属両生類研究施設に「分化制御機構研究部門」増設
附属両生類研究施設の「形質発現機構研究部門」が時限到来により廃止
理学研究科の改組(大学院重点化)
(数学専攻, 化学専攻, 数理分子生命理学専攻)
- 平成 12 年4月1日 理学研究科の改組(大学院重点化)
(物理科学専攻, 生物科学専攻, 地球惑星システム学専攻)
学部附属施設の研究科附属施設への移行
(臨海実験所, 宮島自然植物実験所, 両生類研究施設, 植物遺伝子保管
実験施設)
- 平成 16 年 4 月1日 国立大学法人「広島大学」に移行
附属両生類研究施設の「種形成機構研究部門」が時限到来により転換さ
れ, 「多様化機構研究部門」増設
- 平成 18 年 4 月1日 数学専攻の協力講座「総合数理講座」基幹講座化
数理分子生命理学専攻の協力講座「応用数理講座」廃止
- 平成 19 年 4 月1日 附属理学融合教育研究センター設置
- 平成 25 年 3 月1日 附属両生類研究施設の研究活動の活性化と研究者の流動化を目的とし,
「発生研究グループ」「遺伝情報・環境影響研究グループ」「進化多様性・
生命サイクル研究グループ」「生理生態学研究部門(客員研究部門)」に
再編成